

第1期

！ 摂津市 ！

こども計画

～こどもまんなかプラン～



令和7年3月
摂津市

はじめに

近年、我が国では少子化と人口減少という深刻な課題に直面し、持続可能なまちづくりへの懸念が高まっています。こどもたちは未来を担う「国の宝」であり、こどもたちの健全な成長と幸せが我が国の発展に欠かせないものであることは言うまでもありません。



国では「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども大綱を定め、こどもや子育て世帯に対する支援施策を進めています。

本市におきましても、少子化が進んでおり、持続可能なまちづくりが求められています。未来を担うこどもを誰一人取り残さない社会の実現を目指すことは、全ての人々の未来における幸せへとつながります。本市の将来を見据え、市民の皆さまとともにこどもや子育て世帯を支え、豊かな未来を築くため、このたび、「第1期摂津市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、「こどもを安心して産み、育てることができ、こどもがひとしく、健やかに成長できるまちをみんなでつくる」を基本理念とし、こどもの最善の利益を第一に考えています。こどもや子育て世帯の困りごとに真摯に向き合い、こどもを産み育てる喜びを実感できる環境を整備し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるまちづくりに、全身全霊で取り組んでまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、多大なるご尽力を賜りました「摂津市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査やアンケート調査、パブリックコメント等を通じて貴重なご意見をいただきました多くの市民、関係機関の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

摂津市長 嶋野 浩一朗

目次

第1章 計画の策定趣旨.....	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
5 策定体制	5
6 SDGs との関係.....	6
第2章 摂津市のこども・子育て家庭を取り巻く状況	7
1 人口の状況	7
2 人口動態	10
3 世帯の状況	11
4 保育所等・幼稚園・認定こども園及び学童保育室の入所状況	13
第3章 計画の基本的な方向性.....	17
1 計画の基本理念.....	17
2 計画の基本目標.....	19
3 計画の施策体系.....	22
第4章 こども・子育て支援施策の方向	24
計画書の見方	24
基本目標1 こどもがひとしく、健やかに成長できるまちづくり	26
基本目標2 こどもを安心して産み、育てることのできるまちづくり	50
基本目標3 地域でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり	64
第5章 こどもの成長を支える教育・保育の環境づくり	78
1 提供区域の設定.....	78
2 推計人口	79
3 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業	80
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	81
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	89
第6章 計画の推進.....	104
1 計画の推進体制.....	104
2 計画の進捗管理.....	104
《資料編》	105
1 摂津市子ども・子育て会議条例	106
2 摂津市子ども・子育て会議委員名簿.....	108
3 計画策定の経緯（子ども・子育て会議開催状況）	109
4 アンケート調査結果の概要.....	110
〔1〕子ども・子育て支援ニーズ調査.....	110
〔2〕子どもの生活に関する実態調査	120
〔3〕ひとり親家庭等自立促進計画の策定に係るアンケート調査	131
〔4〕令和4年度乳幼児健康診査問診	136
5 用語解説	139

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会・経済構造の大きな転換期を迎えています。また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、待機児童、児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化しています。

国においては、少子化の歯止めをかけ、次代の社会を担うこどもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度においては、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や学童保育事業の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべてのこどもが一緒に教育や保育を受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとしています。

また、平成元年に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」を日本は平成6年に批准しました。この条約では、こども自らが権利を持つ主体であることを明確にしています。

その後、令和5年4月にこども基本法が施行され、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。

また、こども基本法の制定に伴い、さらなるこどもに関する施策の推進に向けて、国は「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化し、「こども大綱」を定めています。

そして、常にこどもの最善の利益を第一とし、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」といったこどもの視点と、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さない、健やかな成長を社会全体で後押しするための司令塔の役割として「こども家庭庁」を新たに創設しました。

このような国の動向の中、大阪府では、「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」や「子どもの貧困対策」にも対応した計画として、平成27年3月に「大阪府子ども総合計画」を策定し、令和2年に後期事業計画を策定しました。

本市では、子ども・子育て支援法を踏まえ、平成27年度に「摂津市子ども・子育て支援事業計画」（「第1期計画」）、令和2年度に「第2期計画」を策定し、次世代育成支援対策を含む、地域の子育ち・子育て環境の整備・充実に取り組んでいます。第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、これまでの国の動向を捉え、こどもの最善の利益や権利を第一とした「第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～」を策定しました。こどもの権利を尊重し、こどもが自由に意見を表明することができる機会を提供するとともに、こどもから意見を聴収するよう取り組んでまいります。

〔計画の変遷〕

	国の動向	摂津市の動向
平成2年	「こどもの権利条約」に署名 1.57ショック(少子化傾向)	
平成6年	「エンゼルプラン」策定 緊急保育対策等5か年事業 「こどもの権利条約」批准	
平成9年		児童育成計画(エンゼルプラン)策定 母子保健計画策定
平成11年	少子化基本方針 「新エンゼルプラン」策定	
平成12年	児童虐待防止法	
平成13年	仕事と子育ての両立支援等の方針	
平成14年		第1次健康増進計画 健康せつつ21(母子保健計画を包含)
平成15年	少子化対策基本法 次世代育成支援対策推進法 母子及び寡婦福祉法の一部改正(基本方針策定)	
平成16年	少子化対策大綱	
平成17年	「子ども・子育て応援プラン」策定	次世代育成支援行動計画(前期)※児童育成計画の後継計画
平成18年	新しい少子化対策について 認定こども園制度	子どもの安全安心都市宣言
平成19年	ワークライフバランス憲章・仕事と生活の調和推進のための行動指針 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	ひとり親家庭自立促進計画
平成20年	「新待機児童ゼロ作戦」について	
平成22年	子ども・若者育成推進法	次世代育成支援行動計画(後期)(ひとり親家庭自立促進計画を包含)
平成23年		市長部局の子ども・子育て関連部門を教育委員会事務局へ移管
平成24年	子ども・子育て支援法(子ども・子育て関連3法)	就学前教育実践の手引き
平成26年	子どもの貧困対策法	第2次健康増進計画 健康せつつ21(母子保健計画を包含)
平成27年	子ども子育て支援新制度	第1期子ども・子育て支援事業計画 (ひとり親家庭自立促進計画を包含) ※次世代育成支援行動計画の後継計画
平成28年	改正児童福祉法 児童の権利について明確化	
令和2年		第2期子ども・子育て支援事業計画 (ひとり親家庭自立促進計画・子どもの貧困対策計画を包含) 市長部局の母子保健部門を教育委員会事務局へ移管(こども家庭センターの先駆け)
令和4年	改正児童福祉法	
令和5年	こども基本法 こども家庭庁を設置 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン)	就学前教育実践の手引き 改訂版
令和6年		子どもを虐待から守る条例 こども家庭センターを設置
令和7年		第1期摂津市こども計画

2 計画の法的根拠と位置づけ

(1)計画の法的根拠

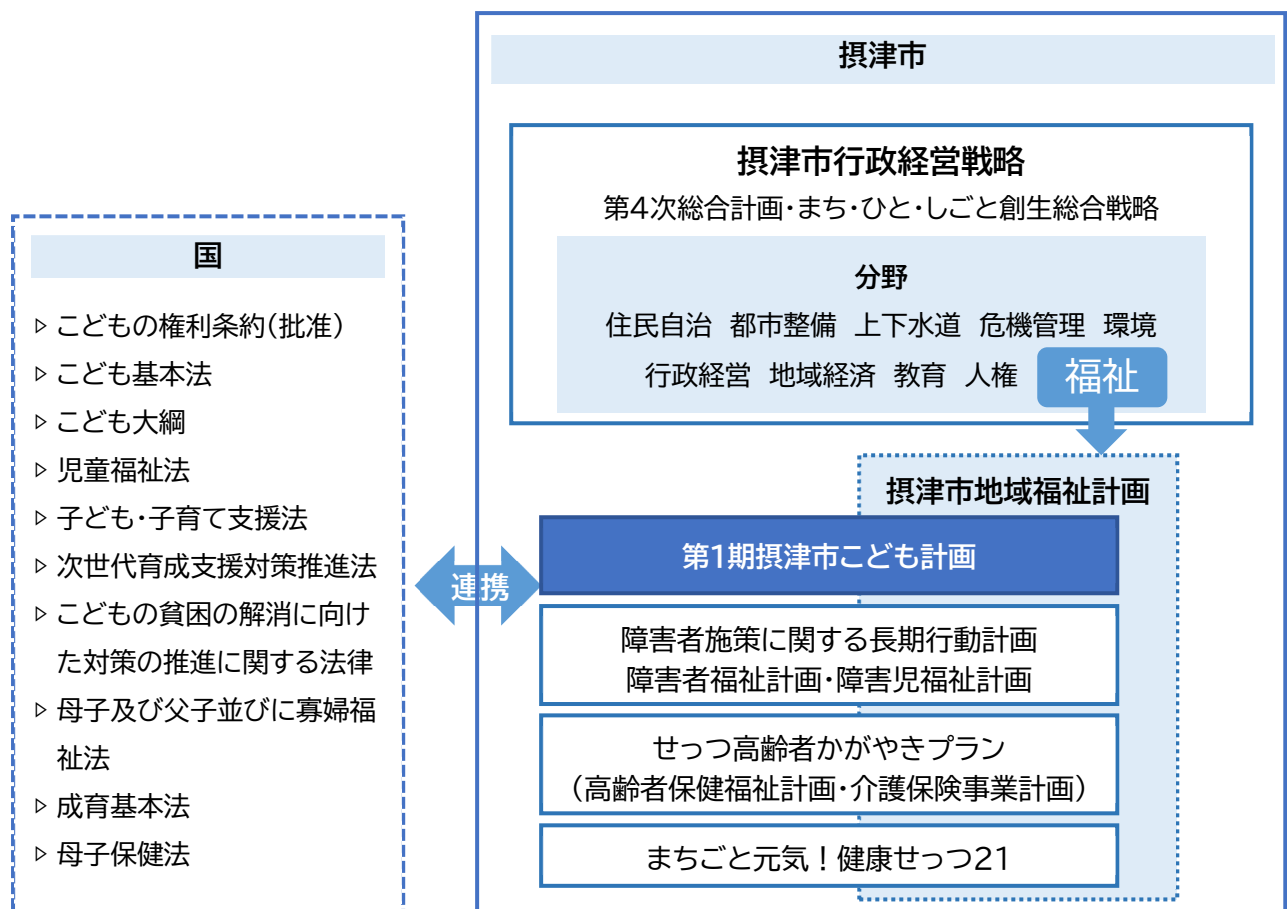
本計画は、摂津市のこども・子育てにかかる総合的な計画です。こども基本法、こども家庭庁等、国の動きを踏まえるとともに、他の法令に基づくこども・子育てに関する計画と一体のものとして策定しています。

- 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法に基づく）
- 次世代育成支援行動計画（市町村行動計画）（次世代育成支援対策推進法に基づく）
- 子どもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく）
- ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく）
- 母子保健計画（成育医療等基本方針に基づく計画策定指針に基づく）

(2)関係計画等との関係

本計画は、「摂津市行政経営戦略」における、分野「福祉」の施策「こども・子育て」について、上位計画である「摂津市地域福祉計画」を踏まえながら、具体的な展開を示すものです。関連計画との整合性を図りながら、「こどもの権利条約」が定めるあらゆるこどもの人権の尊重とこどもの最善の利益を第一として策定しています。

【計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第1期摂津市子ども計画				

4 計画の対象

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れることがないように、心と身体の成長の段階にある人を「こども」としています。本計画においても一定の年齢上限は定めのないものとします。また、「子育て当事者」も対象とするほか、こども・若者・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

5 策定体制

(1)子育て家庭におけるニーズの把握

下記の通り、4種類の調査を実施し、子育て家庭における、保育ニーズやサービスの利用状況、利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握しました。

①子ども・子育て支援ニーズ調査

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,500	724	29.0%
小学生児童の保護者	2,500	770	30.8%
合 計	5,000	1,494	29.9%

②子どもの生活に関する実態調査

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
小学5年生	650	212	32.6%
小学5年生の保護者	650	210	32.3%
中学2年生	694	154	22.2%
中学2年生の保護者	694	147	21.2%
学生の合計	1,344	366	27.2%
保護者の合計	1,344	357	26.6%

③ひとり親家庭等自立促進計画の策定に係るアンケート調査

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
母子・父子家庭(寡婦)	727(50)	647	90.0%

④乳幼児健康診査問診

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
4か月児健康診査対象の親子	658	649	98.6%
1歳6か月児健康診査対象の親子	742	720	97.0%
3歳6か月児健康診査対象の親子	728	704	96.7%

(2)摂津市子ども・子育て会議を通じた市民意見の反映

平成25年度(2013年度)より、摂津市子ども・子育て会議条例に基づき、子どもの保護者や子育て支援事業者、学識経験者等で構成する審議会(摂津市子ども・子育て会議)を設置しています。

この会議において、現状と課題を把握するとともに、本計画策定のためのニーズ調査票案のほか、計画案の内容について検討しました。

(3)庁内での検討・協議

第1期計画策定にあたり、子育て世代の職員を中心に本市の子育て支援の課題を整理し、実施すべき施策や事業等について議論し、報告書をまとめました。

本計画に結果を反映するとともに、関係各課との協議・調整の上、各施策を立案しました。

(4)パブリックコメントの実施

ニーズ調査及び摂津市子ども・子育て会議での意見に加え、計画に対するこどもや市民の意見を募集し、本計画に反映するため、本市のホームページや市公共施設、市内公私立保育所・幼稚園等で計画案を公開し、パブリックコメント(意見公募)を行いました。

6 SDGsとの関係

平成27年9月の国連サミットで採択された「我々の社会を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された国際目標SDGsのうち、次の11の目標と関連が深いことから、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。



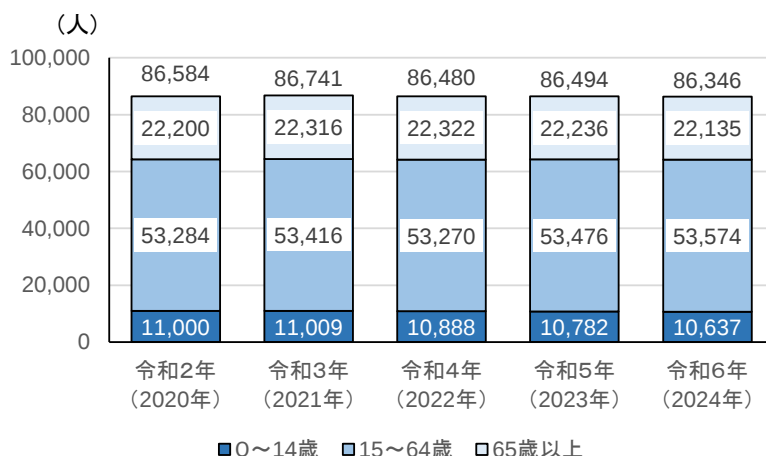
第2章 摂津市のこども・子育て家庭を取り巻く状況

1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

総人口は、増減を繰り返しており、令和6年（2024年）は86,346人となっています。

年齢3区分別人口でみると、0～14歳、65歳以上は減少傾向にある一方で、15～64歳は増加傾向にあります。



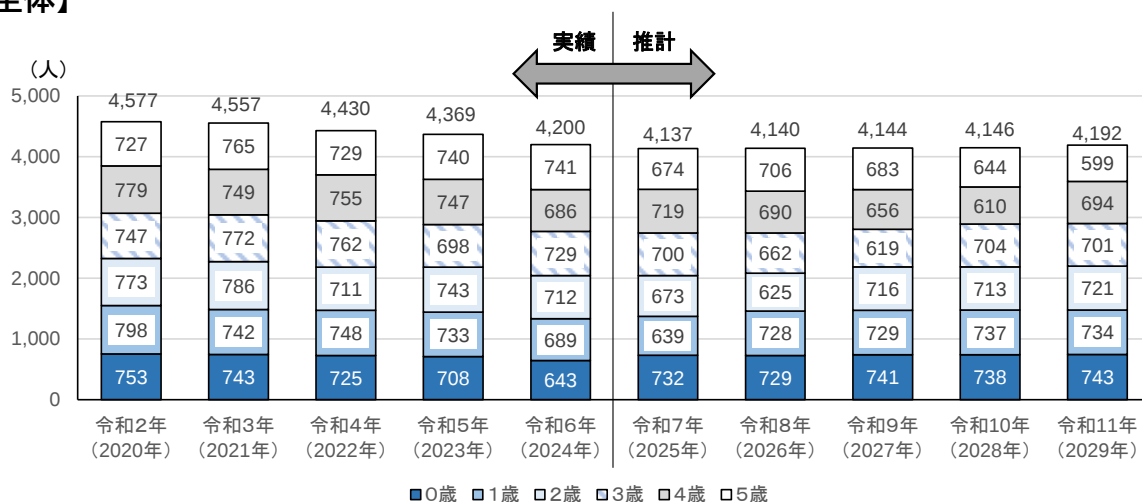
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 0～5歳人口の推移

0～5歳人口は、年々減少しており、令和6年（2024年）には4,200人となっています。

推計では、全体として緩やかに増加していくことが予測されます。

【市全体】

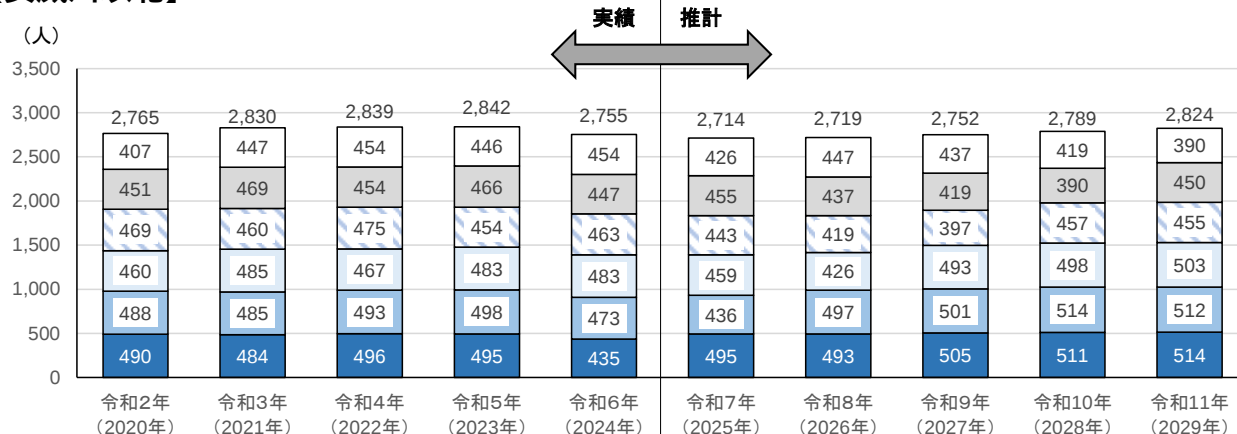


資料：住民基本台帳（実績は各年4月1日現在、推計は実績データをもとにコーホート変化率法により推計）

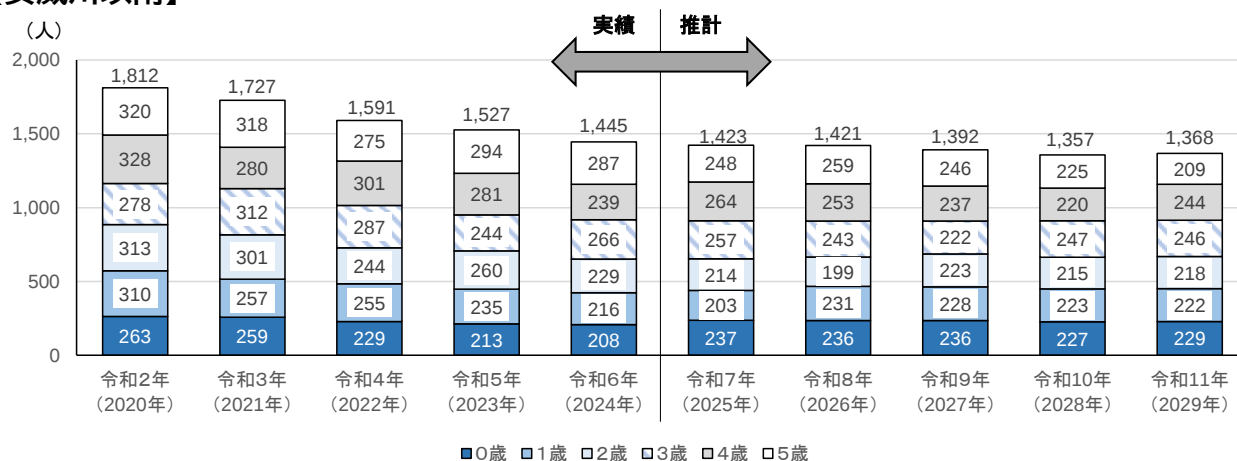
0～5歳人口は、安威川以北圏域では、令和5年（2023年）にかけて増加傾向にありましたが、令和6年（2024年）には2,755人と減少し、その後は増減していく見込みです。

一方で、安威川以南圏域の0～5歳人口は、年々減少し続けており、今後も減少していく見込みです。

【安威川以北】



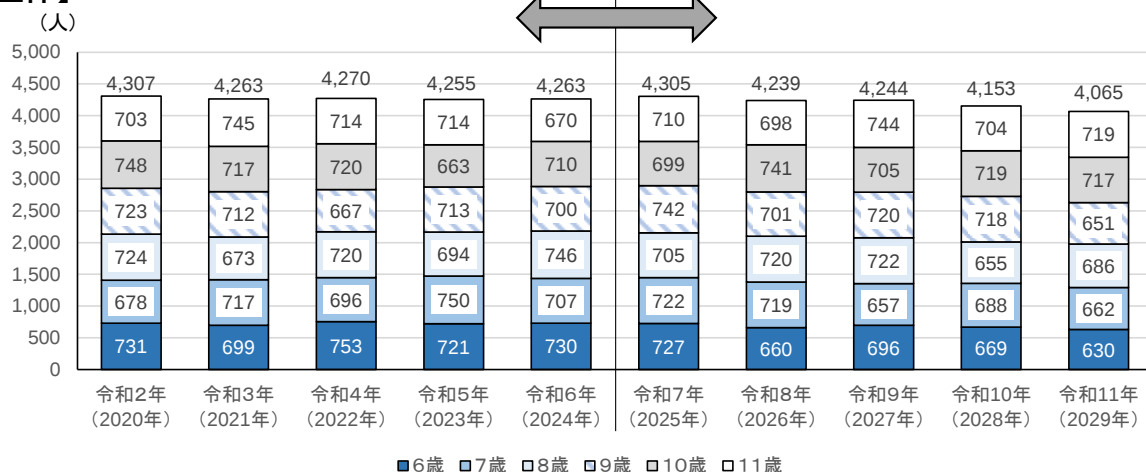
【安威川以南】



(3) 6～11歳人口の推移

6～11歳人口は、増減を繰り返しており、令和6年（2024年）は4,263人となっています。推計では、全体として緩やかに減少していくことが予測されます。

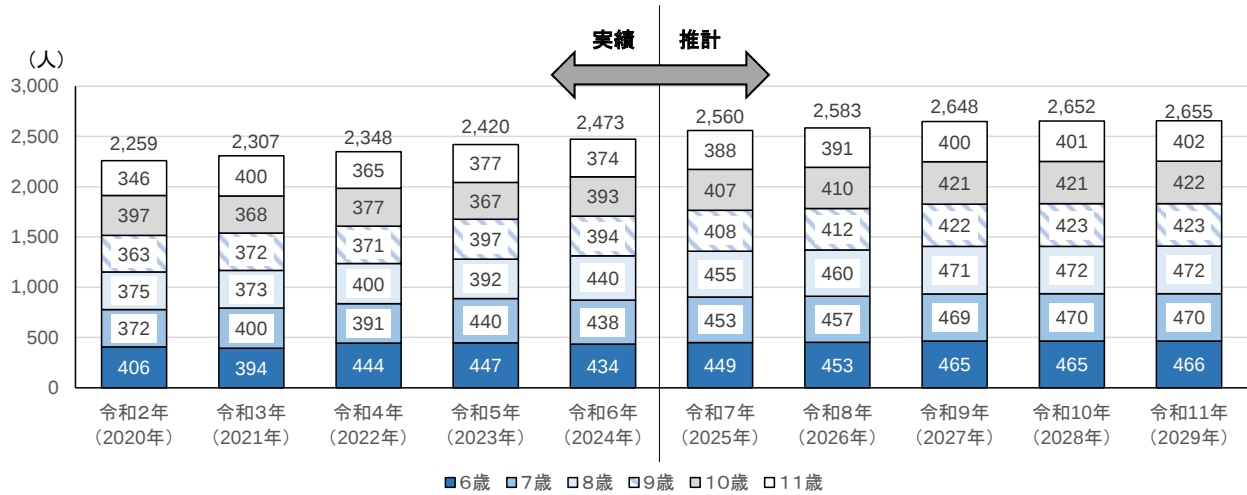
【市全体】



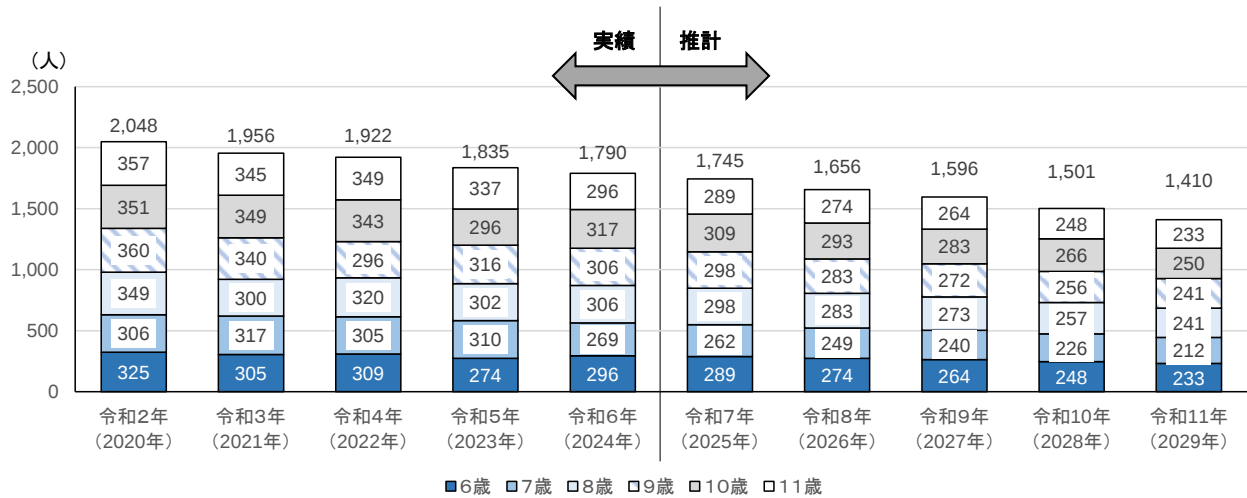
資料：住民基本台帳（実績は各年4月1日現在、推計は実績データをもとにコーホート変化率法により推計）

6～11 歳人口は、安威川以北圏域では、増加傾向にあります。
 一方で、安威川以南圏域の6～11 歳人口は、減少傾向にあります。

【安威川以北】

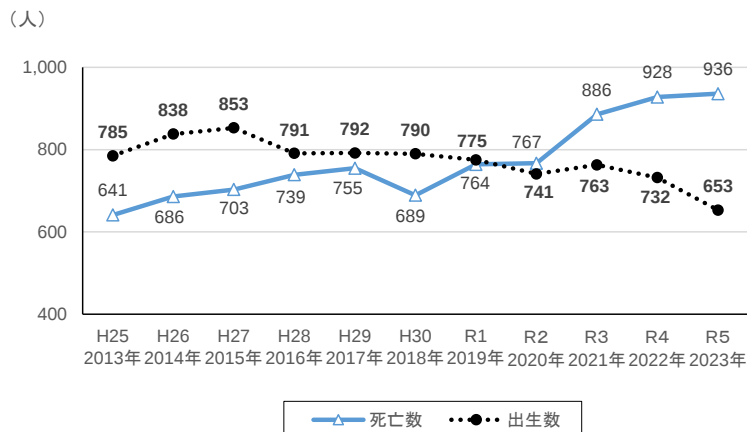


【安威川以南】



2 人口動態

(1) 出生数と死亡数の推移

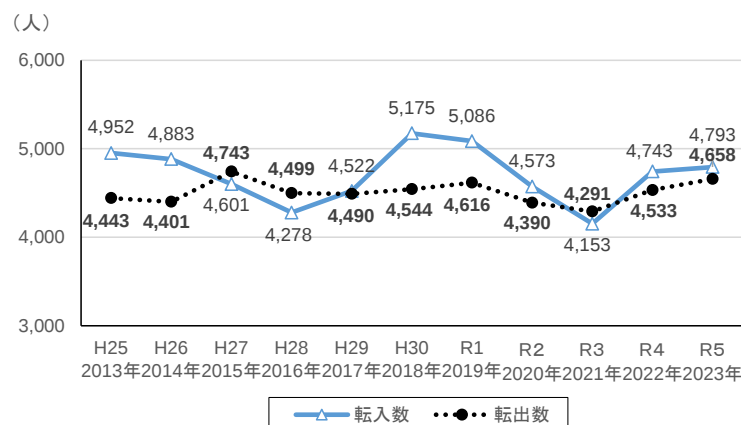


出生数と死亡数による自然動態では、令和2年以降の死亡数が大幅に増加しています。

しかし、出生数は減少傾向にあり、近年は死亡数を下回っています。

資料：摂津市統計要覧

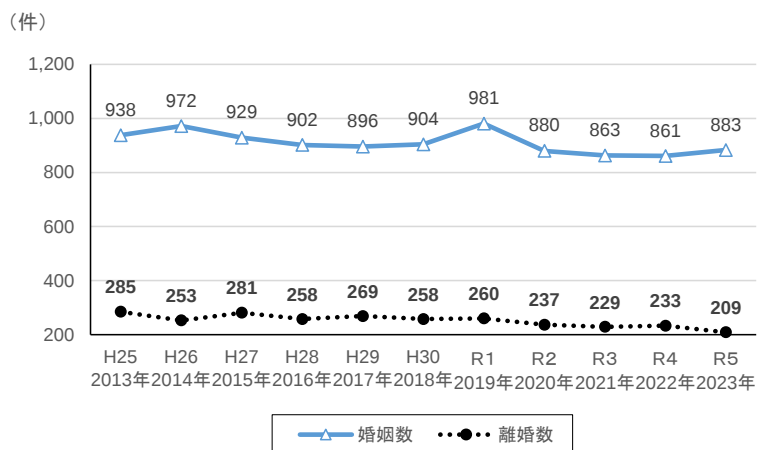
(2) 転入数と転出数の推移



転入数と転出数による社会動態では、近年の転入数は減少傾向にあり、令和3年は転出数を下回りましたが、令和4年以降は転入数が大幅に増加し、転出数を上回っています。

資料：摂津市統計要覧

(3) 婚姻数と離婚数の推移



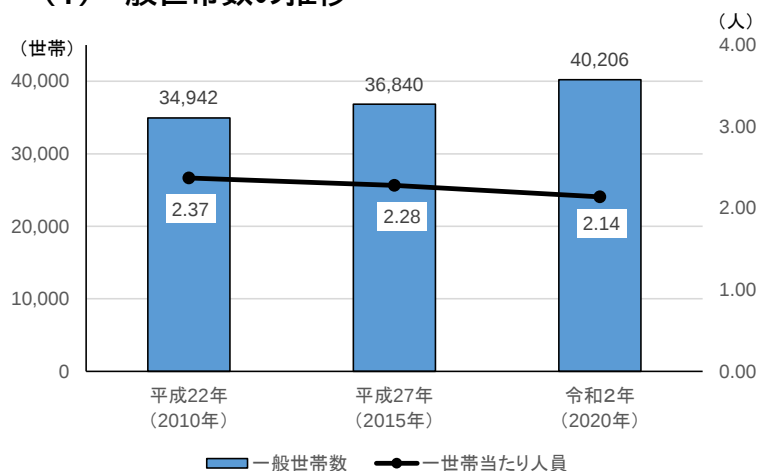
婚姻数と離婚数の推移では、婚姻数は令和元年（2019年）の981件をピークに、近年は減少傾向にありましたが、令和5年（2023年）は883件と増加しています。

離婚数も、増減はありますが、減少傾向にあります。

資料：摂津市統計要覧

3 世帯の状況

(1) 一般世帯数の推移



一般世帯数の推移では、増加傾向にあり、令和2年（2020年）は40,206世帯となっています。

一方で、一世帯当たり人員は減少傾向にあり、令和2年（2020年）には2.14人となっています。

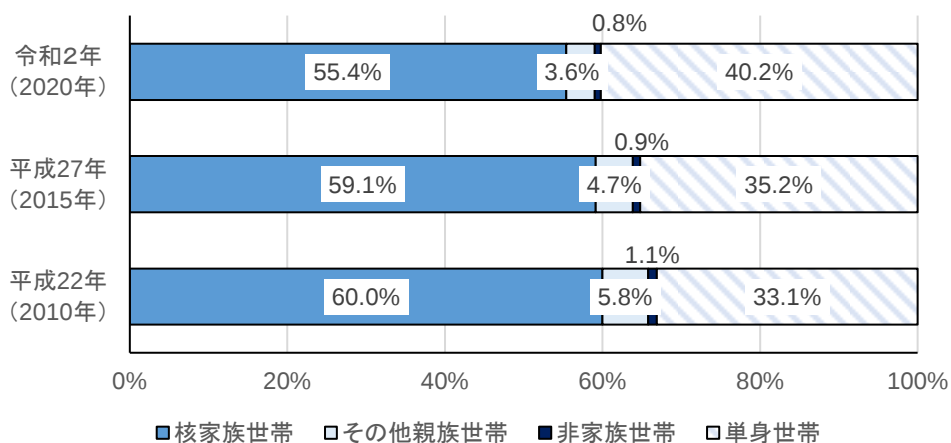
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 家族構成別世帯数の推移

家族構成別世帯では、核家族世帯、その他親族世帯、非家族世帯は減少傾向にあります。一方で、単身世帯は増加傾向にあり、令和2年（2020年）には4割を占めています。

		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数 計	世帯数	34,942	36,840	40,206
	%	100.0	100.0	100.0
	核家族世帯	20,953	21,785	22,271
	%	60.0	59.1	55.4
	その他親族世帯	2,035	1,746	1,445
	%	5.8	4.7	3.6
	非家族世帯	380	316	328
	%	1.1	0.9	0.8
	単身世帯	11,568	12,973	16,162
	%	33.1	35.2	40.2

（※家族類型不詳は総数に含む） 資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(3)外国人人口の推移

近年、外国人人口は増加傾向にあり、0～18歳の外国人人口も増加しています。

(人)

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
外国人人口計	1,631	1,668	1,535	1,719	1,993
ベトナム	446	491	443	561	666
韓国・朝鮮	487	478	448	448	442
中国	389	385	359	368	382
その他	309	314	285	342	503
外国人(0～18歳)人口計	95	89	106	114	148

資料：摂津市統計要覧及び摂津市市民課資料（各年度末現在）

(4)ひとり親世帯(20歳未満のこどもがいる世帯)の推移

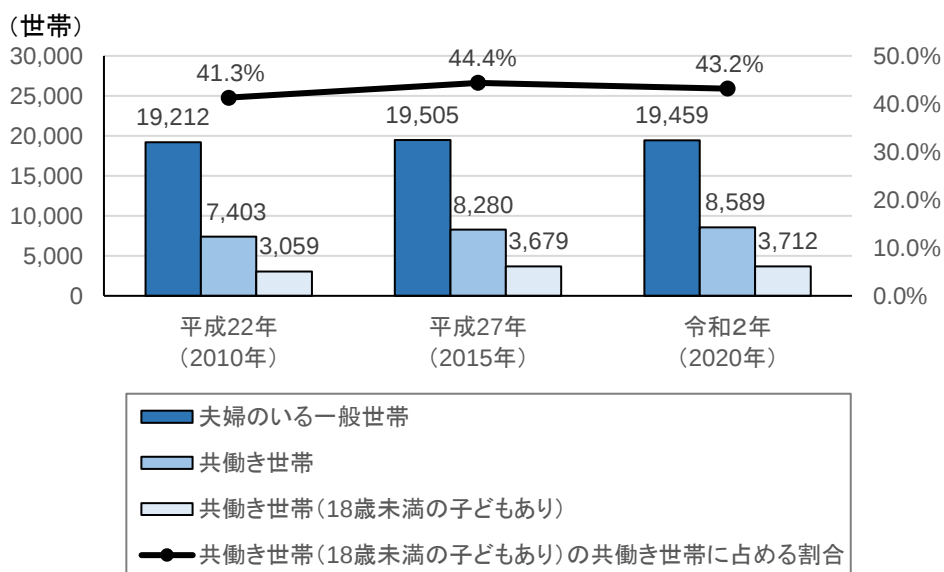
20歳未満のこどもがいるひとり親世帯は徐々に減少しており、一般世帯に占める割合はおよそ1.2%となっています。

		平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数 計	世帯数	34,942	36,840	40,206
	%	100.0	100.0	100.0
ひとり親世帯 計	世帯数	714	712	509
	%	2.0	1.9	1.2
(うち) 母と20歳未満の子がいる世帯	世帯数	617	627	458
	%	1.7	1.7	1.1
(うち) 父と20歳未満の子がいる世帯	世帯数	97	85	51
	%	0.3	0.2	0.1

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5)共働き世帯の推移

共働き世帯は、増加傾向にあります。18歳未満のこどもがいる共働き世帯も増加傾向にあり、共働き世帯に占める割合は4割となっています。

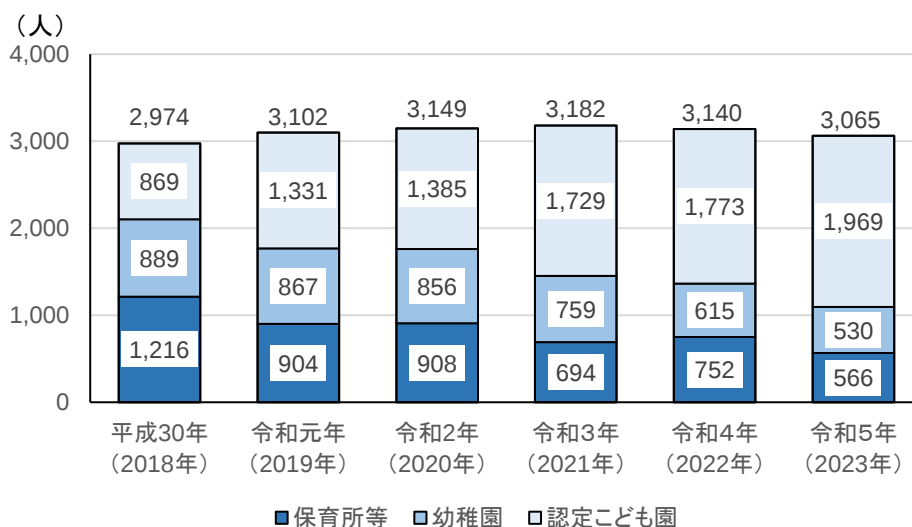


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

4 保育所等・幼稚園・認定こども園及び学童保育室の入所状況

(1)保育所等・幼稚園・認定こども園の児童数

令和元年以降は、幼保連携型認定こども園に移行する施設が複数あり、認定こども園の入所児童数は年々増加しています。保育所、幼稚園の入所児童数は減少傾向にありますが、認定こども園においては、令和5年（2023年）は前年よりも196人増加しています。



資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

(2)施設別にみる保育所等・幼稚園・認定こども園の利用状況

◆保育所等の利用状況

(人)

		平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和2年 (2020 年)	令和3年 (2021 年)	令和4年 (2022 年)	令和5年 (2023 年)
公立	別府保育所	72	72	69			
	鳥飼保育所	93	82	69			
	子育て総合支援センター	147	144	127			
私立	鳥飼さつき園	168					
	摂津ひかり保育園	85					
	正雀ひかり保育園	103					
	認定こども園こどもの杜 藤森学園(旧藤森保育園)	52	61	71	75	73	75
	千里丘愛育園	127	160	168	173	195	
	勝久寺保育園	73	72	76	78	79	76
	摂津さつき保育園	98	100	101	100	99	94
	摂津ひかりにこにこ保育園	92	93	92	93	93	91
	わかば保育園	27	28	26	29	24	29
	ポポラー大阪南千里丘園	31	28	29	29	30	30
	摂津ポッポせんりおか 保育園				34	40	44
	認定こども園あとりえらぼ 遊育園					42	47
	こどもなーと摂津保育園	10	11	12	12	12	12
	こどもなーと千里丘保育園	19	18	18	19	19	18
	摂津ポッポ保育園 正雀校	19	19	18	19	16	18
	こどもなーと正雀保育園		16	18	19	18	18
	摂津ポッポ保育園香露園校			14	14	12	14
合計		1,216	904	908	694	752	566

資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

※「別府保育所」は「べふ幼稚園」と統合して「べふこども園」に、「鳥飼保育所」は「とりかい幼稚園」と統合して「とりかいこども園」に名称変更し、令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「子育て総合支援センター」は、令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「千里丘愛育園」は、令和5年4月1日から「認定こども園千里丘愛育園」に名称変更し、幼保連携型認定こども園に移行。

※「鳥飼さつき園」「摂津ひかり保育園」「正雀ひかり保育園」は、平成31年4月1日から「認定こども園鳥飼さつき園」「認定こども園摂津ひかり保育園」「認定こども園正雀ひかり園」に名称変更し、幼保連携型認定こども園に移行。

※「藤森保育園」は、令和2年4月1日から「認定こども園こどもの杜藤森学園」に名称変更し、保育所型認定こども園に移行。

※「摂津ポッポせんりおか保育園」は令和2年12月1日から、「認定こども園あとりえらぼ遊育園」は令和3年6月1日から、「こどもなーと正雀保育園」は平成31年4月1日から、「摂津ポッポ保育園香露園校」は令和2年4月1日から開設。

◆幼稚園の利用状況

(人)

		平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和2年 (2020 年)	令和3年 (2021 年)	令和4年 (2022 年)	令和5年 (2023 年)
公立	せつつ幼稚園	96	88	81	75		
	べふ幼稚園	58	43	27			
	とりかい幼稚園	36	26	20			
私立	三島幼稚園	133	126	136	122	114	88
	かおり幼稚園	248	269	300	302	268	236
	摂津ひかり幼稚園	318	315	292	260	233	206
合計		889	867	856	759	615	530

資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

※「べふ幼稚園」は「別府保育所」と統合して「べふこども園」に、「とりかい幼稚園」は「鳥飼保育所」と統合して「とりかいこども園」に名称変更し、令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「せつつ幼稚園」は、令和4年4月1日から「認定こども園せつつあそびまち遊育園」に民営化し、幼保連携型認定こども園に移行。

◆認定こども園の利用状況

(人)

		平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和2年 (2020 年)	令和3年 (2021 年)	令和4年 (2022 年)	令和5年 (2023 年)
公立	べふこども園				91	91	94
	とりかいこども園				86	80	81
	子育て総合支援センター				121	123	119
私立	せつつ遊育園	167	164	180	186	179	178
	とりかいひがし遊育園	109	117	115	128	128	131
	正雀愛育園	136	140	137	147	151	150
	一津屋愛育園	132	137	134	139	143	134
	みなみせんりおか遊育園	158	156	157	155	154	156
	つるのひまわり園	118	111	102	107	105	98
	とりかい遊育園	49	58	62	54	54	62
	KENTOひまわり園		86	110	123	136	147
	正雀ひかり園		121	146	160	175	163
	摂津ひかり保育園		88	86	86	82	83
	鳥飼さつき園		153	156	146	141	135
	せつつあそびまち遊育園					31	29
	千里丘愛育園						209
合計		869	1,331	1,385	1,729	1,773	1,969

資料：摂津市統計要覧（各年5月1日現在）

※「べふこども園」「とりかいこども園」「子育て総合支援センター」は、令和3年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「KENTOひまわり園」は、平成30年11月1日から開設。

※「正雀ひかり園」「摂津ひかり保育園」「鳥飼さつき園」は、平成31年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「せつつあそびまち遊育園」は、令和4年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

※「千里丘愛育園」は、令和5年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行。

(3)小学校別にみる学童保育室の入室状況

◆学童保育室の入室状況

(人)

	令和元年 (2019 年)		令和2年 (2020 年)		令和3年 (2021 年)		令和4年 (2022 年)		令和5年 (2023 年)	
	児童数	学童数	児童数	学童数	児童数	学童数	児童数	学童数	児童数	学童数
千里丘	165	72	176	77	196	86	232	104	259	122
三宅柳田	257	99	254	101	222	110	228	110	232	115
摂津	461	201	466	206	467	215	486	258	476	271
味舌	212	99	234	111	258	123	267	136	283	140
別府	260	93	235	93	219	92	212	104	216	108
味生	156	53	150	51	139	61	143	76	132	70
鳥飼西	225	80	210	86	203	90	225	102	222	96
鳥飼北	181	68	187	72	164	60	171	70	141	50
鳥飼	103	20	97	33	102	50	97	47	91	39
鳥飼東	82	14	78	25	74	26	65	28	69	33
合計	2,102	799	2,087	855	2,044	913	2,126	1,035	2,121	1,044

資料：摂津市事務報告書（児童数は各年5月1日現在、学童数は各年4月1日現在）

※児童数、学童数は1～3年生

第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

本市は、未来を担う子どもたちを社会の宝とし、子どもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「地域の安全をみんなが心つないで守る」「地域の子どもたちをみんなで力あわせて守る」を理念とし、「こどもの安全・安心を守る都市」として、平成18年4月1日に『こどもの安全安心都市宣言』を行っています。また、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。」という子ども・子育て支援法の第2条における理念に基づき、「**“子育てを支え” 育む・つながる 人間基礎教育のまち せつつ**」を計画の基本理念として第1期計画より継承してきました。

本計画においても、教育・保育の連携や、父親と母親、家族の協力による子育てと、企業、地域、行政の連携など、本市に住むすべての人や、地域全体で子育てを支援する方向のもと施策を推進し、地域のつながりを育みながら、「子育て・子育てしやすいまち」、「元気や活力に満ちたまち」の実現を目指します。

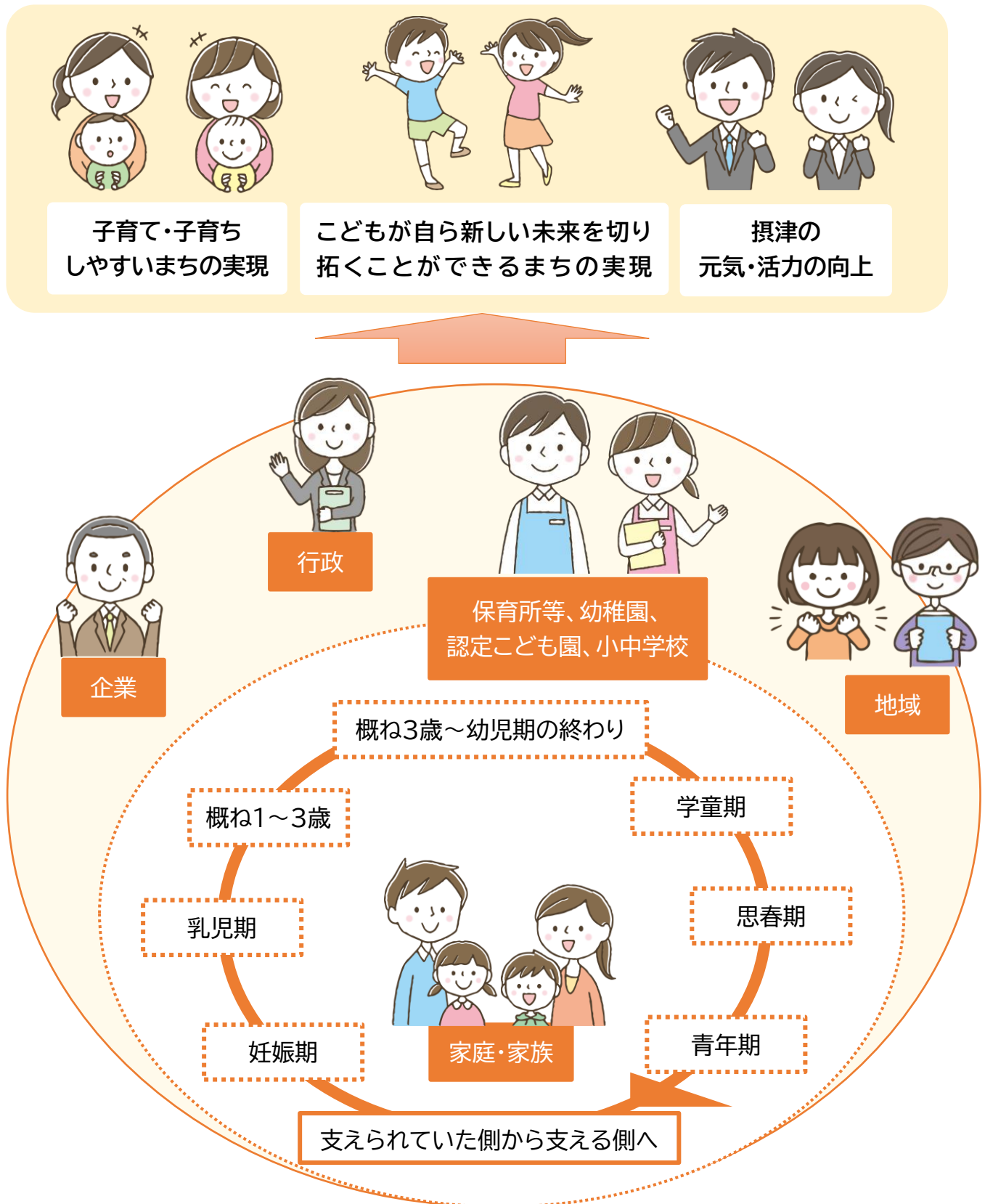
また、こどもの育ちは、多様性を尊重し、包括的に支援するとともに、就園、就学等の節目での環境変化に応じて切れ目のない連続的な支援が重要となります。そのため、育ちの環境を切れ目なく作り上げ、誰もが健やかに育つことができ、成長した人が次代を支えるといった好循環をつくる環境が必要です。そして、本市に住む一人ひとりがそのまちづくりに取り組むことを目指し「**こどもを安心して産み、育てることができ、こどもがひとしく、健やかに成長できるまちをみんなでつくる**」を基本理念とします。

【基本理念】

こどもを安心して産み、育てることができ、
こどもがひとしく、健やかに成長できるまちを
みんなでつくる



■計画基本理念の概念図



育ちの環境を切れ目なく作り上げ、次代を支える好循環をつくる

参考：こども家庭庁

2 計画の基本目標

基本目標1

こどもがひとしく、健やかに成長できるまちづくり

すべてのこどもたちの権利が尊重され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちづくりをするため、こどもが主体的に参加できる仕組みづくりに取り組み、こどもまんなか社会の実現を目指します。

就学前施設において、教育・保育等の質の向上に取り組み、小学校との円滑な連携・接続を推進します。学校教育では、「つながり 未来を拓く せつつの教育」の教育理念のもと、教育環境の整備に努めるとともに、教職員の資質向上を図り、こどもたちが自立した人間として新しい未来を切り拓くことができるよう教育を進めます。

また、困難を抱えるこどもやその家庭が、将来的な選択肢を狭めることがないように、子育て、教育、福祉、健康、就労の分野で横断的に連携して支援を行い、こどもがひとしく、健やかに成長できるまちづくりを目指します。

基本施策1 こどもの権利を保障し、こどもの主体性を育む

こどもを支援の対象とするだけでなく、こども・若者が社会の一員として主体的に行動することができるよう、意見反映の仕組みづくりや、社会への参画促進の取組を推進します。

基本施策2 就学前教育・保育の充実

就学前教育・保育の充実を図るために、令和4年度に改訂した「就学前教育・保育実践の手引き」に基づいた教育・保育が行われるよう、普及促進を行うとともに、研修等を通じた保育士等の人材育成に努めます。また、保育所、幼稚園、認定こども園等から、小学校へ円滑につなぐことができるよう、職員等における交流や情報共有の機会を設け、相互理解を進めます。

基本施策3 学校教育等の充実

次代を担うこどもの個性や能力を伸ばすとともに、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する力、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性と、たくましく生きるための健康や体力といった「生きる力」を育む教育を推進するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、こどもたちがともに認め合う教育を推進します。また、いじめや不登校等、個々の状況に合わせた適切な支援を迅速に行い、問題解決に取り組みます。

基本施策4 困難を抱えるこども・家庭への支援

児童虐待や障害児・支援児、ヤングケアラー、外国につながるこどもや家庭、ひとり親家庭、貧困家庭等、こどもや家庭が抱える課題は多岐にわたっていることから、関係機関や団体と情報共有、かつ連携し、それぞれの専門性を生かして、一人ひとりの実情に応じた支援を行います。

基本目標2

こどもを安心して産み、育てることのできるまちづくり

子育てをしたいと思うすべての人が安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実します。また、親と子の健康づくりに関し、心身の健康のための取組を充実させるとともに、健康診査を通じて、母親の健康状態や、子の発育状態を定期的に確認します。

働き方・生活様式が多様化する中、多様で柔軟な働き方を推進し、性別に関わらず、家事や子育てと仕事を両立できるよう、多様化する保育ニーズに向けて、就学前教育・保育施設及び学童保育室の整備、充実に取り組みます。

こどもが心身ともに健やかに育つには、生活習慣を整えることが重要です。そのうえで、正しい食習慣を身につけることができるよう食育を推進し、スポーツ活動を通じて、心身の健康の向上を図る機会を創出します。また、小児医療との連携を図ります。

必要とする支援や子育てに関する情報を十分に受けることができるよう、相談体制及び情報提供体制を充実させ、情報発信を強化し、こどもを安心して産み、育てることのできるまちを目指します。

基本施策1 妊娠から乳幼児期までの保健施策の充実

誰もが安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実し、心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後にわたり、必要な支援につなぐことができるよう、相談支援体制を強化します。

また、個々の家庭が抱える課題に応じて必要な援助を行うことができる体制づくりに取り組むとともに、健康診査を通じて健康や発育の確認を行います。

基本施策2 子育てと仕事の両立支援

男女がともに働きやすく、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりに向けて、地域の保育・教育ニーズに対応するための保育・教育の場の確保を進めます。また、一時預かりや病児保育、乳児等通園支援等の各種事業について、必要とする人が利用できるようサービスの充実と人材確保の支援を行います。

基本施策3 こどもの健康増進施策の充実

こどもが健やかに成長していくために、小児医療との連携を図るとともに、食事や運動等、健康への意識の醸成や、基本的な生活習慣の構築に努めます。

基本施策4 妊娠・出産・子育てに関する情報の充実と提供

支援や制度が必要な家庭に活用されるよう、子育てに関する情報発信を充実し提供します。

基本目標3

地域でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり

こどもたちが安全・安心に暮らすことができるよう、就学前施設や学校、通学路等の安全対策・見守り及び交通安全教室等で交通安全意識の向上を図ります。また、公園等において、安全に配慮した遊び場の環境整備に努めます。

こどもや若者が社会との関わりを通じて健やかに成長できるよう、体験活動の機会や多様な居場所の提供に努め、青少年の自立促進のための支援を推進します。

子育て当事者が不安・負担を抱えて孤立することがないように、必要とする支援や子育てに関する情報を適時適切に提供するとともに、地域における子育て支援の場や機会、団体の連携を拡充し、地域でこどもと子育て家庭を支えるまちづくりを目指します。

基本施策1 地域の安全・安心の充実

こどもや子育て家庭を事件や事故から守るため、通学路等における安全対策や地域の見守り活動支援を通じ、安全・安心なまちづくりを推進します。また、こどもが自分らしく過ごせる多様な居場所の提供を推進します。

基本施策2 地域・学校・行政の連携促進

学校、行政と地域における多様な団体が関り、連携することで、こどもや子育て家庭を地域全体で育む環境づくりを行い、孤立防止を促進します。

また、地域に住む幅広い年代の市民や、多様な団体が関わることにより、地域と一体となった交流や、幅広い世代の人とのふれあいの機会を促進することで、協調性や社会性を身につけることを支援します。

3 計画の施策体系

基本理念

こどもがひとしく、健やかに安心して産み、育てることができ、
こどもがひとしく、健やかに成長できるまちをみんなでつくる

基本目標

1

こどもがひとしく、
健やかに成長できる
まちづくり

2

こどもを安心して産み、
育てることのできる
まちづくり

3

地域でこどもと
子育て家庭を支える
まちづくり

基本施策	施策の方向性	
1.こどもの権利を保障し、こどもの主体性を育む	①こどもの権利に関する理解の促進	26P
	②こどもの意見表明・参加の促進	27P
2.就学前教育・保育の充実	①就学前教育・保育実践の手引き（令和4年度改訂版）の学校園での普及促進	28P
	②保育士・幼稚園教諭等の資質・能力・専門性の向上	29P
	③保・幼・こ・小の連携強化	30P
3.学校教育等の充実	①学校教員等の資質の向上	32P
	②生きる力を育む教育の推進	34P
	③ともに学び育つ教育	36P
4.困難を抱えるこども・家庭への支援	①児童虐待の未然防止等	38P
	②外国につながるこどもや家庭への支援	41P
	③ひとり親家庭等への支援	42P
	④貧困家庭等への支援	44P
	⑤障害児・支援児等への支援	46P
	⑥ヤングケアラー等への支援	48P
1.妊娠から乳幼児期までの保健施策の充実	①妊産婦への支援	50P
	②こどもの「育ち」と保護者への支援	52P
	③妊娠・出産・乳幼児期の健康診査の実施	54P
2.子育てと仕事の両立支援	①就学前教育・保育施設の充実	56P
	②学童保育の充実	58P
3.こどもの健康増進施策の充実	①小児医療の体制整備	59P
	②食育の推進	60P
	③スポーツ活動の機会の醸成	62P
4.妊娠・出産・子育てに関する情報の充実と提供	①情報発信の強化	63P
1.地域の安全・安心の充実	①犯罪、交通事故等の抑制	64P
	②見守り体制の強化	66P
	③こどもの居場所づくりの推進	68P
2.地域・学校・行政の連携促進	①子育て支援の環境づくり	70P
	②子育て家庭の孤立防止	72P
	③地域と学校の連携強化	74P
	④子育て支援団体の連携と充実	76P

第4章 こども・子育て支援施策の方向

計画書の見方



具体的な取組

目標を達成するために、本市が実施する取組の内容と、担当課を示しています。

基本目標1 こどもがひとしく、健やかに成長できるまちづくり

基本施策3 学校教育等の充実

具体的な取組

「確かな学力」の育成【学校教育課】

- ◎各小中学校が、学力向上プランを作成し、各校の課題に正対した学力向上の取組を実施します。
- ◎学校マネジメント支援事業において重点校を定め、研究発表会等を通じて授業改善を中心に確かな学力の育成に向けた取組を教職員で共有します。
- ◎各学校に学習サポーター等の支援人材を派遣し、学習支援を行います。

安全・安心なインターネットの利用環境の普及【学校教育課】

- ◎情報社会で適切に行動するための考え方や態度を育てるための情報モラル教育を推進します。

キャリア教育の推進【学校教育課】

- ◎商工会や地域企業、事業所等と連携したキャリア教育を進めます。
- ◎学んだことを振り返り、新たな学習や生活への意欲につながるようキャリアパスポートの活用を推進します。

国際理解教育の推進【学校教育課・教育支援課】

- ◎市内小中学校に英語指導助手（ALT）を通年派遣するとともに、小学校で1日を通じて英語に親しむ「Englishday」を実施します。
- ◎アメリカからの留学生を学校に招き、異文化との交流を行う。
- ◎国際理解教育社会人講師を派遣し、世界の国々の様子を学ぶ授業を実施します。
- ◎新学習指導要領に基づき、小学校3・4年の外国語活動、5・6年の教科としての外国語、中学校の外国語について、教育課程を適切に編成します。

思春期健康教育・性教育・家庭科教育の充実【学校教育課・出産育児課】

- ◎家庭科や保健体育等の授業を中心に性差やその役割等を学ぶとともに、助産師等を講師とし、新生児人形、妊婦体験ジャケットを用いたふれあい体験など、体験的・活動的な学習を実施します。

「健やかな体」の育成【教育政策課・学校教育課】

- ◎食育担当者会を実施するとともに地域の食文化について理解する取組を推進します。
- ◎各小中学校が「体力づくり推進計画」をもとに体力向上の取組を実施します。

基本目標1 こどもがひとしく、健やかに成長できるまちづくり

基本施策1 こどもの権利を保障し、こどもの主体性を育む

1-1-1 こどもの権利に関する理解の促進

対象となるライフステージ

乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市人権行政推進計画



基本 方向

すべてのこどもたちの権利を尊重し、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)の向上に寄与することができるまちづくりをめざします。

現状と課題

こども基本法では、日本国憲法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことが示されています。

近年では、世帯間の経済格差の拡大や家庭における養育力の低下などによるこどもの貧困やヤングケアラーの問題が顕在化するなど、こどもを取り巻く課題は複雑多岐にわたっており、こどもの権利擁護については幅広い観点での対策が求められています。

本市においても、こどもの権利について、市民の一人一人が理解を深めることができるよう、さまざまな機会を活用した普及・啓発が必要です。

具体的な取組

こどもの権利等の啓発【こども家庭相談課・こども政策課・人権女性政策課】

- ◎児童虐待防止推進月間などの機会に、こどもの権利に関するパンフレットやポスター等を活用した啓発活動を行います。
- ◎こどもの権利について社会全体で共有するため、こどもだけではなく、子育て中の親や子育て支援関係者をはじめ、すべてのおとなに対し、さまざまな機会や、媒体を通じて広く周知します。

幼児・児童・生徒に対する人権教育の推進【学校教育課・人権女性政策課・保育教育課】

- ◎学校の授業や各種講座・イベント等のさまざまな機会を捉え、こどもの発達段階に応じた人権問題の学習を進めるとともに、身近な差別や偏見及びこどもの権利条約について等、幅広い意識啓発を行います。
- ◎さまざまな教育活動の中で人権教育に取り組み、生命の大切さや他人を尊重する気持ち、仲間づくりなどの学びを推進します。

1-1-2 こどもの意見表明・参加の促進

対象となるライフステージ

乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画



基本 方向

こどもが、多様な意見を表明し、本市の施策やまちづくりへその意見を反映するための仕組みづくりを進めます。

現状と課題

こども基本法では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」や「全てのこどもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が、基本理念として掲げられています。また、国や地方公共団体に対し、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、その対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることを義務付ける規定が設けられています。

こどもの社会参画や意見表明の機会を確保するため、こどもが家庭や学校、地域で日常的に意見を言い合える機会や、幼少期から意見を聴いてもらえる環境が重要であり、「意見や気持ちを言っている、表現している」という啓発や雰囲気づくり、自身の権利について学ぶ機会が求められます。

具体的な取組

こどもの意見を表明する機会の充実【こども政策課】

- ◎こどもが自由に意見を表明することができる機会の提供を図るとともに、こどもが意見を表明しやすい気運の醸成に向けた周知・啓発を行います。
- ◎こどもの意見を尊重し、こどもに関連する施策等の推進には、こどもから意見を聴収するよう取り組みます。

1-2-1 就学前教育・保育実践の手引き(令和4年度改訂版)の学校園での普及促進

対象となるライフステージ

乳幼児期、学童期

関連計画

摂津市教育振興基本計画



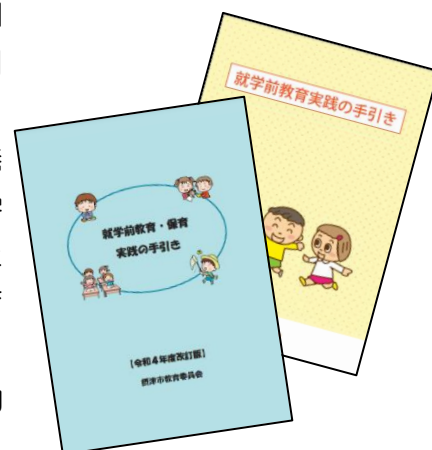
基本
方向

本市の就学前のこどもたちの課題を捉え、平成29年告示の就学前施設の各要領・指針に基づいた乳幼児の教育・保育を推進します。また、乳幼児期の運動能力向上に向けた取組や、家庭・地域・関係機関との連携体制の構築を進めます。

現状と課題

本市の就学前教育・保育の充実と、義務教育へのさらなる円滑な接続を図るための指針として、平成 23 年度に策定された「就学前教育実践の手引き」を改訂し、「就学前教育・保育実践手引き(令和4年度改訂版)」として、市内公私立園や小学校へ配布しています。本改訂版には、前手引き同様、発達過程の各時期のこどもの姿や教育・保育の内容を記載し、0歳児から就学前直前までのこどもの育ちと保育者の関わりを確認し、発達の過程を踏まえたうえでの取組事例等も記載しています。また、保幼小接続期の教育・保育の推進、教職員同士の相互理解を深める内容も盛り込んでいます。

本改訂版は、今後も必要に応じて見直しを重ねつつ、各学校園での継続的な活用を推進していきます。



具体的な取組

就学前教育・保育の充実【保育教育課】

- ◎公私立園研修や保幼小合同研修会等において、「就学前教育・保育実践の手引き」を活用した研修を実施し、双方の教職員による意見交換会等を実施します。
- ◎公私立園職員による合同研修会の場で、手引きを活用した研修を実施するなど、さらなる就学前教育・保育の充実を図ります。

1-2-2 保育士・幼稚園教諭等の資質・能力・専門性の向上

対象となるライフステージ

乳幼児期

関連計画

摂津市教育振興基本計画



基本 方向

保育所・幼稚園・認定こども園の職員に対する研修等を充実し、資質・能力の向上を図り、質の高い教育・保育を提供します。

現状と課題

子育て家庭に置かれる状況が多様化することにより、一人ひとりのこどもの発達に応じた適切な配慮・援助の方法も複雑化しています。就学前教育・保育の担い手一人ひとりの専門的スキルを高めるための研修等の機会を設定し、より質の高い就学前教育・保育を提供します。

具体的な取組

保育所・幼稚園・認定こども園職員の資質・能力の向上【保育教育課】

- ◎公私立合同研修等により市内公私立園職員の資質向上を図ります。
- ◎公立園においては派遣研修や園内専門研修を実施するとともに、私立園に対して各種研修の情報提供を行います。
- ◎保育所・認定こども園等では、研修等を活用し、人権意識の醸成と指導力の向上を図ります。また、自己評価チェックシートを活用し、自身の保育のあり方を振り返る機会を作ります。

1-2-3 保・幼・こ・小の連携強化

対象となるライフステージ

乳幼児期、学童期

関連計画

摂津市教育振興基本計画



基本 方向

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校において、さまざまな保幼小連携事業を実施する中で、学校園の相互参観や教職員同士が互いの取組や考え方を知ることができる機会等を持ち、幼児期から児童期への円滑な移行を目指します。

現状と課題

本市は、こども園制度の創設時に、指針、要領を踏まえ、内容に小学校との連携を取り入れた「就学前教育実践の手引き」を策定するとともに、こども園を設置するなどハード、ソフト両面からいち早く取り組んできました。その後、平成29年度に告示された就学前施設の指針、要領、小学校学習指導要領において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記されたことにより、保幼小のさらなる連携に取り組み、その後小学校ともより連携を図るなど、こどもたちの幼児期から児童期の大切な移行時期を見据え、就学前施設と小学校連携をさらに推進してきました。

しかしながら、こどもが、保育園や幼稚園、認定こども園から小学校へ移行する際に、新しい環境や生活の変化に上手に対応できない場合があります。

こどもたちの成長を切れ目なく支えるために、就学前施設と小学校の連携をさらに密にして、こどもたちの現状の課題など必要な情報を双方の教職員等が共有するとともに、それぞれの役割を担うことで円滑に小学校へ移行できるよう取り組む必要があります。



具体的な取組

5歳児園児による学校探検・園児と児童の交流【保育教育課・学校教育課】

◎公私立園の就学直前の5歳児が、進学する小学校や地域の小学校を訪問し、学校施設の見学や授業参観、1年生等と交流を行うことで、小学校を身近に感じ、入学に期待がもてるような取組を実施します。

就学前教育・保育施設と小学校の連携・接続【保育教育課・学校教育課】

◎公私立園と小学校の相互理解を深めるため、職員同士の意見交換の場の設定や、公私立園と小学校の相互参観、前年度の5歳児クラス担任による卒園児参観等を実施します。

就学前教育・保育施設と小学校の合同研修会の実施【保育教育課・学校教育課】

◎幼児教育から小学校教育への連携や円滑な移行に向けて、公私立園と小学校教員等を対象とした研修会を開催し、就学前施設と小学校の相互理解を深めつつ、教職員等の資質・能力の向上を図ります。



1-3-1 学校教員等の資質の向上

対象となるライフステージ

学童期、思春期

関連計画

摂津市教育振興基本計画



基本方向

教職員の資質向上のため、授業づくりや児童生徒の発達を支える指導の充実及び、多様化する教育ニーズに対応できるように研修を充実します。

現状と課題

社会状況やこどもを取り巻く環境が急激に変化しているおり、学校教育における課題も、より複雑化・多様化しています。変化に対応するためには、教員一人ひとりの指導力を向上させるとともに、複雑化・多様化に対応するための幅広い知識等を備える必要があります。

具体的な取組

就学前教育・保育施設と小学校の連携・接続 再掲【保育教育課・学校教育課】

◎公私立園と小学校の相互理解を深めるため、職員同士の意見交換の場の設定や、公私立園と小学校の相互参観、前年度の5歳児クラス担任による卒園児参観等を実施します。

就学前教育・保育施設と小学校の合同研修会の実施 再掲【保育教育課・学校教育課】

◎幼児教育から小学校教育への連携や円滑な移行に向けて、公私立園と小学校教員等を対象とした研修会を開催し、就学前施設と小学校の相互理解を深めつつ、教職員等の資質・能力の向上を図ります。

具体的な取組

教職員研修の充実【教育支援課】

- ◎初任者研修・5年次・10年次研修等のステージ別研修や、授業づくり・いじめ・不登校等のテーマ別研修を充実し、様々なニーズに応じた教職員への研修体制を充実させ教職員の専門性の向上を図ります。

「豊かな心」の育成【学校教育課・教育支援課】

- ◎「特別の教科道徳」の授業力向上や評価方法の充実に向け、研究授業を伴った研修や情報提供を行います。
- ◎各小中学校に国際理解教育社会人講師を派遣し、国際理解教育の推進を図ります。
- ◎各小中学校では人権教育に係る研究授業を実施し、人権教育に係る指導力向上を図ります。
- ◎教員等を対象に、人権問題に関する研修を実施するなど、人権意識の醸成と指導力の向上を図ります。

情報化教育(ICT教育)の推進【学校教育課】

- ◎授業におけるICT機器の効果的な活用方法について研究を推進し、授業の改善を図ります。
- ◎情報社会で適切に行動するための考え方や態度を育てるための情報モラル教育を推進します。

チーム学校の対応【学校教育課】

- ◎教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど多様な専門家や関係機関と連携し、学校が抱える問題に対応し、教職員の負担軽減や専門性の向上を図ります。
- ◎校長や教頭、ミドルリーダーなどがリーダーシップを発揮し、教職員の役割を明確にし、分担、協働することで、教職員が一丸となった校内組織体制を構築します。

支援教育の充実【教育支援課】

- ◎府立摂津支援学校と連携し、教員が児童生徒の障害の状況や教育的ニーズに応じた適切な指導方法を学ぶことを目的とした学校訪問相談や研修を行い、支援教育のさらなる充実を図ります。

1-3-2 生きる力を育む教育の推進

対象となるライフステージ

学童期、思春期

関連計画

摂津市教育振興基本計画



基本 方向

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業を通して、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく修養することで、こどもの生きる力を育みます。

現状と課題

近年、急速に進展する情報化や技術革新により、社会情勢は加速度的に変化しています。また、相次ぐ自然災害の発生や、国際情勢の不安定化など、先行きが不透明で予測困難な事象が多発しています。このような時代の中で、こどもたちは多様な人々と協働しながら、目まぐるしい変化に対応し、自ら未来を切り拓くために必要な資質・能力である「生きる力」を身に付けなければなりません。

この「生きる力」を育むためには、こども一人ひとりの多様な個性や違いを尊重し、実際の社会や生活で生きて働く「知識、技能」や、どの状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」などに加え、学んだことを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性」などの三つの力をバランスよく育む必要があります。

具体的な取組

「確かな学力」の育成【学校教育課】

- ◎各小中学校が、学力向上プランを作成し、各校の課題に正対した学力向上の取組を実施します。
- ◎学校マネジメント支援事業において重点校を定め、研究発表会等を通じて授業改善を中心に確かな学力の育成に向けた取組を教職員で共有します。
- ◎各学校に学習サポーター等の支援人材を派遣し、学習支援を行います。

安全・安心なインターネットの利用環境の普及【学校教育課】

- ◎情報社会で適切に行動するための考え方や態度を育てるための情報モラル教育を推進します。

キャリア教育の推進【学校教育課】

- ◎商工会や地域企業、事業所等と連携したキャリア教育を進めます。
- ◎学んだことを振り返り、新たな学習や生活への意欲につながるようキャリアパスポートの活用を推進します。

国際理解教育の推進【学校教育課・教育支援課】

- ◎市内小中学校に英語指導助手（ALT）を通年派遣するとともに、小学校で1日を通じて英語に親しむ「Englishday」を実施します。
- ◎アメリカからの留学生を学校に招き、異文化との交流を行います。
- ◎国際理解教育社会人講師を派遣し、世界の国々の様子を学ぶ授業を実施します。
- ◎新学習指導要領に基づき、小学校3・4年の外国語活動、5・6年の教科としての外国語、中学校の外国語について、教育課程を適切に編成します。

思春期健康教育・性教育・家庭科教育の充実【学校教育課・出産育児課】

- ◎家庭科や保健体育等の授業を中心に性差やその役割等を学ぶとともに、助産師等を講師とし、新生児人形、妊婦体験ジャケットを用いたふれあい体験など、体験的・活動的な学習を実施します。

「健やかな体」の育成【教育政策課・学校教育課】

- ◎食育担当者会を実施するとともに地域の食文化について理解する取組を推進します。
- ◎各小中学校が「体力づくり推進計画」をもとに体力向上の取組を実施します。

1-3-3 とともに学び育つ教育

対象となるライフステージ

学童期、思春期

関連計画

摂津市教育振興基本計画



基本方向

ノーマライゼーションの理念のもと、こどもたちがともに認め合う教育を推進します。いじめや不登校など、困難に直面することもへ、個々の状況に合わせた適切な支援を迅速に行い、問題解決に取り組みます。

現状と課題

本市では、スクールソーシャルワーカーの配置に積極的に取り組み、市内全中学校区に配置しています。そのほか、教育活動支援員等の支援人材を配置するなど、課題を抱える児童生徒の生活面や学習面への支援に組織的に取り組んでいます。一方、いじめや暴力行為の認知件数は増加しており、児童生徒の些細な変化への気づきや、いじめ等を積極的に認知し、迅速果断に対応を行っています。

子どもの生活に関する実態調査では、学校の欠席が30日以上であるこどもが、小学生で1.5%、中学生で2.1%となっています。学校の欠席の長期化は、学校関係者や友人から疎遠になり、支援が困難になるおそれがあることから、その初期段階から学校関係者や地域の支援者、行政機関等が包括的に関わり、社会との関係を維持できる支援体制や多様な学びの場の充実が必要です。

障害の有無や国籍などに関わらず、すべてのこどもがともに学び合うインクルーシブ教育についても推進が求められます。

具体的な取組

インクルーシブ教育等の推進【教育支援課】

◎児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた支援を充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が平等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念を大切にしながら、支援学級担任や教職員の専門知識や指導技術の向上を図ります。

就学相談による支援の充実【教育支援課】

◎近隣市も含めた就学前施設や関係機関との連携を強化し、教育上配慮を要する就学予定者とその保護者に、適切な就学先決定に向けた早期からの就学相談を実施します。

具体的な取組

相談支援体制の充実【教育支援課・学校教育課】

- ◎スクールカウンセラーが児童生徒の学校生活や家庭生活に関する悩みの早期解決をめざし、相談面接を行います。
- ◎スクールソーシャルワーカーが、各関係機関と連携して不登校や虐待等、課題を抱える児童生徒やその家庭の生活基盤の改善を支援します。また、スクールソーシャルワーカー連絡会を開催し、関係機関との連携や支援方法等について情報共有を図ります。

こどもの心の悩みなどを受けとめる相談機会の充実

【学校教育課・教育支援課・こども家庭相談課】

- ◎スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー・心理士が連携し、不登校などさまざまなケースに対応します。
- ◎教育センターで児童生徒や保護者を対象に教育相談や心理療法、親子並行面接等を実施し、学校生活に関する困りごとの解決を支援します。
- ◎こどもが相談できる電話やSNSなどのさまざまな社会資源の周知に努めます。

いじめなどに関する相談体制の充実【学校教育課】

- ◎学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめを早期に発見し、適切に対応できるよう校内組織体制の充実に努めます。

不登校等のこどもと家庭への支援【教育支援課・学校教育課】

- ◎全小学校と教育センターに配置している心理士及びスクールカウンセラーが、不登校のこどもや保護者の心のケアを行います。
- ◎スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど専門家や関係機関と連携した不登校支援を行います。
- ◎こどもたちが抱える困難な事象について、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携のもと『チーム学校』の観点をふまえ、組織的な対応を行います。

教育支援ルーム(パル・アミ・メイト)の充実【教育支援課】

- ◎市内3カ所に開設している教育支援ルーム(パル・アミ・メイト)において、不登校児童生徒を対象に社会的な自立に向けた支援を実施します。
- ◎通室児童生徒には、社会的な自立を目指して、学習支援や良好な人間関係を育むためのソーシャルスキルトレーニング等を実施します。
- ◎各学校と連携しながら、さわやかフレンドの学校・家庭派遣等を実施し、不登校児童生徒の支援を行います。

1-4-1 児童虐待の未然防止等

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市人権行政推進計画
摂津市男女共同参画計画



基本 方向

家庭、学校、地域等関係機関と連携し、虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

現状と課題

本市では、令和3年8月に、3歳男児が虐待により亡くなるという痛ましい事案が発生し、二度と同じような事案が起こらないように、職員体制の強化や関係機関等との連携強化に取り組んでいます。そして、より一層、保護者及び関係機関、市民等が一体となってこどもを虐待から守る取組を推進し、虐待のない地域社会を実現するために、「摂津市子どもを虐待から守る条例」を制定し、令和6年4月に施行しました。今後、本条例の周知徹底を図り、関係機関等と連携を図りながら、本条例の理念等を体現していくことが必要です。

また、令和4年度に実施した乳幼児健康診査でのアンケートによると、乳幼児期における体罰や暴言、ネグレクト等に繋がるような不適切な経験が家庭内であった割合が、こどもが3歳児の時点では34.5%と少なくありません。さらに、小学生、中学生の保護者が生活の中で「イライラする」や「不安な気持ちになる」ことの割合も2～4割と少なくありません。就学前児童、小学生児童の保護者への子ども・子育て支援ニーズ調査でも、「児童虐待から子どもを守る環境が整っていると思うか」という問いへ「はい」と回答した割合は、およそ1割となっています。そのため、虐待事案の早期発見に向けた通告に関する周知や、支援につなげるまでの関係機関の連携強化が重要です。

具体的な取組

要保護児童対策地域協議会、虐待等防止ネットワーク会議での連携

【こども家庭相談課・人権女性政策課】

- ◎要保護児童対策地域協議会の開催を通じ、関係機関の連携強化を図りながら、情報交換、支援内容の協議等に努め、虐待の未然防止等に取り組みます。
- ◎虐待等防止ネットワーク会議により庁内において組織を横断し情報共有、かつ連携した支援を行います。

こどもの養育等の相談体制の充実【こども家庭相談課】

- ◎心理士や社会福祉士などの専門職による、発達や虐待などこどもに関するさまざまな相談を行うとともに、外部から招聘したスーパーバイザーの助言指導により、専門職のスキルアップを図ります。

教職員・保育士等に対する研修等の充実【保育教育課・学校教育課・こども家庭相談課】

- ◎保育所、幼稚園、認定こども園、学童指導員、小中学校教職員等を対象に虐待防止や課題解決のスキルを身につけるための研修を実施します。
- ◎各関係機関とスクールソーシャルワーカーが連携し、児童虐待防止マニュアルに基づいた虐待防止の体制づくりに取り組みます。

児童虐待防止の啓発【こども家庭相談課・人権女性政策課】

- ◎オレンジリボンキャンペーン期間の11月に、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携しながら、児童虐待防止の啓発活動に取り組みます。
- ◎DV防止を啓発するパープルリボンキャンペーンと共催し、市民向けの啓発セミナーを実施します。

こども家庭センターの機能強化【こども家庭部】

- ◎妊娠期から子育て期の保護者から相談を受け、困難を抱える家庭を中心に、支援につなぐためのサポートプランを作成します。
- ◎困難を抱える家庭を合同ケース会議にて報告し、情報共有を行います。
- ◎妊婦健診及び乳幼児健康診査の未受診者の把握を行います。

全数面接の実施【出産育児課】

- ◎母子健康手帳交付時に保健師・助産師による全数面接を実施し、相談しやすい支援体制を図り、安心して子育てができるように支援します。

1-4-1 児童虐待の未然防止等

具体的な取組

産後のメンタルヘルスへの支援【出産育児課】

- ◎産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう産後ケア事業の充実に努めます。
- ◎出産前又は出産後において体調不良等の理由により家事又は育児を行うことに支援が必要な妊産婦に対し、産前産後ヘルパーを派遣することにより、妊産婦の心身の健康を維持するとともに、子育てを支援します。

育児の負担感の大きい人への支援【出産育児課・こども家庭相談課】

- ◎支援が必要な家庭には訪問や電話などを行い、ニーズに合わせて、地域の子育て資源とつなげるなど、安心して子育てができるように支援します。

親支援プログラムへの参加促進【出産育児課・こども家庭相談課】

- ◎子育てに負担感・不安感などがある保護者に対し、「前向き子育てプログラム（トリプルP）」を、衝動的に怒りの感情が沸き、こどもに虐待をしてしまう保護者に対し、「親支援回復プログラム（MYTREE）」を実施します。



1-4-2 外国につながるこどもや家庭への支援

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画



基本方向

外国につながるこどもや家庭が、必要とする支援を受けることができるように、適切な情報の提供と説明に努めます。

現状と課題

本市の外国人の人口は年々増加しており、総人口に占める割合も上昇しています。また、0歳から18歳までの外国人のこどもの数も増加傾向にあります。

外国につながるこども※や家庭については、文化的・歴史的背景の違いから、課題やニーズが多様化しています。異なる文化を持つ家庭が地域社会で安心して生活できるよう、丁寧な対応とサポートが求められます。

※外国につながるこども：国外から帰国したこどもや外国人のこども、両親とも又はいずれかが外国人であるこども

具体的な取組

外国につながるこどもや家庭への情報提供の配慮と対応の強化【各課】

- ◎「外国人市民へのわかりやすい情報提供ガイドライン」に従い、やさしい日本語の活用や多言語での翻訳などにより、情報提供や利用支援に努めます。
- ◎相談支援や窓口対応などに、翻訳機の活用を進めます。

外国につながるこどもや家庭への子育て支援情報等の提供

【出産育児課・こども政策課・こども家庭相談課】

- ◎外国につながる家庭の妊娠・出産時や、転入時の機会を捉え、翻訳機等を使用しながら、必要な子育て支援に関する情報提供や子育て相談を行います。
- ◎外国につながる家庭の妊婦に対し、必要に応じて外国語版母子健康手帳の配布や予防接種などの情報の提供を行うとともに、翻訳機を用いた相談支援を行います。

1-4-3 ひとり親家庭等への支援

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画



基本 方向

ひとり親家庭の安定的な生活に向け、仕事や暮らし、子育てに関する支援や経済的な負担軽減、就労の支援などの施策を総合的に推進します。

現状と課題

摂津市における離婚件数は減少傾向にあり、児童扶養手当受給者も年々減少しています。

摂津市ひとり親家庭等自立促進計画の策定に係るアンケート調査では、およそ8割が就業しているものの、パートやアルバイトなどの不安定な規雇用形態の割合が高く、就労による収入額は母子家庭・父子家庭とも過半数が年収200万円未満となっています。また、養育費の取り決めをしていない割合が全体のおよそ半数を占めており、取り決めをしている世帯でも、およそ半数は取り決めを守られていないことが明らかになりました。

労働環境の改善について行政に望む施策として、母子家庭では、「母子家庭等に対する雇用側の配慮の促進（啓発）」、「母子家庭等の雇用を促進する企業への支援」、父子家庭では「正規雇用での就労機会の拡充」、「資格取得を支援する自立支援給付金の拡充」の回答が多くなっています。

生活全般については、母子家庭は「家計（就労収入が少ない）」、「住居（家賃が高い）」ことで困っており、一方、父子家庭では「家事」についての困りごとが最も多く、特に悩みはないとの回答が続きました。こどもに関しては、およそ3人に1人が「教育・進学（経済的理由）」について困っていると回答しています。

きめ細かな相談と適切な情報提供などによる早期からの支援を行うため、府と市が連携するとともに、福祉分野と雇用分野をはじめとした幅広い行政分野の連携による、総合的な支援の取り組みが求められています。

具体的な取組

ひとり親家庭等への相談支援体制の充実【こども政策課】

- ◎母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭のさまざまな問題、こどもの教育、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などの相談を行います。
- ◎就労については、ハローワークと連携しながら、きめ細かな支援を行います。
- ◎養育費確保に関する一般的な知識が得られるよう、広報・啓発活動を行います。

自立支援給付金事業の推進【こども政策課】

- ◎経済的な自立を支援するため、就業やキャリアアップに有効な資格の取得をサポートする給付金を支給します。

ひとり親家庭医療費助成事業の継続的な実施【こども政策課】

- ◎ひとり親家庭の経済的負担軽減を目的として、医療費の一部助成を行います。

児童扶養手当支給事業の継続的な実施【こども政策課】

- ◎父母の婚姻解消によりひとり親となった児童や、未婚のひとり親の児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童を監護・養育している父母または養育者などに手当を支給します。

養育費確保等の支援【こども政策課】

- ◎養育費の確保に向けた支援策について検討します。

利用料の補助や割引制度の周知【出産育児課・こども政策課】

- ◎ひとり親、養育者等に対し、ファミリー・サポート・センター利用料の補助や JR 通勤定期乗車券、万博公園等の特別割引制度などを周知します。

母子生活支援施設を通じた自立促進【こども政策課】

- ◎関係機関と連携し、緊急避難的な施設を必要とする母子に対する支援を行います。

地域就労支援の充実【産業振興課】

- ◎各種就職フェア、資格取得のための講座を開催し、求職活動の支援を行います。

進路指導の充実【教育支援課】

- ◎すべてのこどもたちが家庭の事情や経済的理由により、進学等をあきらめることがないよう、奨学金活用等に関する進路相談を実施します。

1-4-4 貧困家庭等への支援

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画



基本 方向

貧困による困難をこどもたちが強いられることがないように、関係機関が連携を取り合い、困窮度の高い世帯を中心に、支援を必要とするこどもや家庭に支援がきちんと行き届く仕組みづくりに取り組みます。

現状と課題

全てのこどもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持ち、将来をめざすことができる社会を実現するため、こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で取り組むべき課題であるとの認識を共有する必要があります。

摂津市子どもの生活に関する実態調査によると、小学生、中学生の子育て世帯では、経済的に「赤字である」割合がおよそ2割となっており、また、こどもの将来のために「貯蓄をしたいができていない」割合がおよそ3割となっています。経済的な理由でこどもにできなかったこととしては、家族旅行ができなかったことや、こどもを学習塾に通わせることができなかったことが挙げられており、困窮度が高い家庭であるほどその傾向が強いことが示されています。貧困によって生じる学校外での体験格差や、学習格差の解消に向けた取り組みが求められます。

また、困窮度が高い世帯の中でも、支援制度を利用したことがない世帯や支援制度の対象であることを認識していない可能性があることが明らかになりました。こどもの貧困対策や支援策を充実させるとともに、支援を必要とするこどもや家庭が、必要な支援を受けられるよう、しっかりと情報を届ける必要があります。

具体的な取組

子どもの貧困対策の推進【こども政策課】

◎「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の基本理念に則り、「こども大綱」や、「大阪府子どもの貧困対策計画」等を踏まえ、こどもの貧困対策に取り組めます。

具体的な取組

低所得妊婦初回産科受診料助成事業【出産育児課】

◎初回受診において妊娠判定を受ける低所得の妊婦に対し、その受診に要する費用の全部又は一部を助成します。

助産の実施【出産育児課】

◎経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設への入所や出産費用を助成します。

実費徴収に係る補足給付を行う事業【保育教育課】

◎教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、その世帯の所得の状況に応じて、日用品、文房具や行事への参加に要する費用、副食材料費に要する費用を助成します。

一時預かり及び病児保育の負担軽減【保育教育課】

◎生活保護世帯等を対象に、一時預かり（一般型）及び病児保育の利用料を軽減します。

学習支援事業【生活支援課】

◎生活保護世帯及び生活困窮者自立支援制度利用世帯に属する中高生を対象に、進学に関する支援や、日常的な学習習慣の定着に向けた支援を行います。

小・中学校の就学援助の実施【こども政策課】

◎経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費など就学に必要な費用の援助を行うとともに、さらなる支援の充実を図ります。

◎申請に関する利便性向上のため、申請方法について研究します。

進路指導の充実 再掲【教育支援課】

◎すべてのこどもたちが家庭の事情や経済的理由により、進学等をあきらめることがないよう、奨学金活用等に関する進路相談を実施します。

子ども食堂の拡充【こども政策課】

◎こども食堂運営事業補助金を交付し、こども食堂の拡充を促進するとともに、運営を支えます。

◎子ども食堂ネットワークと連携し、情報交換を行うとともに、イベント等の開催により、子ども食堂の周知を図ります。

1-4-5 障害児・支援児等への支援

対象となるライフステージ

乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市障害児福祉計画
摂津市障害者施策に
関する長期行動計画



基本 方向

障害や発達に課題のある児童が、地域で生き生きと暮らすことができるよう、関係機関と連携し、切れ目の無い支援体制の構築に取り組みます。

現状と課題

障害児通所支援サービスの利用者は年々増加しており、保育や教育現場でも、個別の支援や配慮が必要なこどもが増加傾向にあります。療育が必要なこどもを早期に把握し、支援につなげていくことが必要です。幼稚園や保育所、認定こども園において、医療的ケア児等、支援を必要とするこどもを受け入れることができる体制づくりが求められています。障害のあるこどもとその家族においては、進学や進級をする際に、これまでの療育内容や必要な情報等を共有・引き継ぎをしてもらえるかの不安を抱えていることが多い傾向にあります。

こどもの特性や、こどもとその家族を取り巻く状況を踏まえた相談や支援体制の整備とともに、切れ目のない支援の提供や情報の共有が円滑に行われるよう、担当課や関係機関の連携の強化が求められています。

具体的な取組

障害児保育の充実【保育教育課】

- ◎保育所等における障害のあるこどもや支援の必要なこどもに対する保育の取組について、障害児保育研修や事例検討会を開催し、保育士等の能力の向上を図ります。
- ◎障害のあるこどもや支援が必要なこどもが通う保育所等に対して、臨床発達心理士等による巡回指導・巡回相談を実施します。

具体的な取組

医療的ケア児の受入体制の整備・支援【保育教育課】

◎医療的ケア児の受入れを可能にするため、看護師等を配置する等の体制を整備・支援します。

切れ目のない支援の提供に向けた連携の強化【こども政策課・障害福祉課・教育支援課】

◎発達に課題のある児童が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく支援を受けられるよう、関係部署、関係機関の連携を強化します。

障害児相談連絡会での連携【こども家庭相談課】

◎障害児相談や支援の現状等を関係機関で共有し、発達支援等の充実につなげます。

乳幼児健康診査体制の充実【出産育児課】

◎各種乳幼児健診や二次健診において、成育過程をスクリーニングし、個々の発達に応じて関係機関と連携し、支援を行います。

健康親子教室の充実【出産育児課】

◎健康親子教室（すこやかルーム）を実施し、育児不安の軽減と必要に応じて発達支援の機関連携につなげるなど、個々に合わせた早期発達支援を図ります。

児童発達支援センターを核とした支援体制の構築【こども政策課・こども家庭相談課】

- ◎関係機関や通所支援サービス事業所と連携し、発達に課題のある児童を早期に捉え、療育につなげるとともに、児童と保護者に対する相談・サポート体制の充実に努めます。
- ◎発達に不安がある児童への発達検査や親子教室を実施し、療育体制の充実を図ります。
- ◎ペアレントプログラム等を実施し、保護者の子育てに関する悩みの解決を図ります。

保護者グループへの支援【こども政策課】

◎保護者同士が自主的に結成した保護者グループに対し必要な支援を行うとともに、障害福祉施設等での交流や情報交換を行う機会を提供します。

各種福祉サービスの提供【こども政策課・障害福祉課】

◎ニーズに応じ、障害児通所支援サービスや障害福祉サービス等を提供します。

各種手当の支給【障害福祉課】

◎特別児童扶養手当や障害児福祉手当などを支給し、児童福祉の増進を図ります。

1-4-6 ヤングケアラー等への支援

対象となるライフステージ

乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市人権行政推進計画



基本 方向

ヤングケアラーの実態把握に努めるとともに、当事者が相談しやすい場の提供、構築にも努めます。また、個々の課題に応じて福祉・介護・医療等の支援やサービスにつなげることで当事者の負担軽減を図ります。

現状と課題

令和6年6月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、地方自治体においては、ヤングケアラーに対する各種支援に努めるべきと明記されました。

子どもの生活に関する実態調査によるとヤングケアラーに該当すると考えられる、家庭でこどもが世話をしている人が「いる」割合は、小学生で 25.0%、中学生で 17.5%と多い傾向にあります。そのうち、世話をする頻度についても「ほぼ毎日」であるこどもがおよそ半数となっています。日常の世話による影響が、家庭の中で保護者の生活を支えていることが見受けられる一方で、「とても疲れることがある」や「イライラする」といった影響もみられるため、学校生活や友人関係といったこどもの生活に影響を与えることがないように当事者やその家族を支援する仕組みづくりが必要です。

具体的な取組

ヤングケアラーへの支援【学校教育課・こども家庭相談課】

- ◎こども家庭相談課とスクールソーシャルワーカーや教職員が連携し、ヤングケアラーに該当するケースを発見し相談支援に繋がります。
- ◎ヤングケアラー等困難を抱えるこどもの支援のため、こどもの居場所支援に取り組んでいる団体と連携した交流サロンを実施します。

ヤングケアラーへの理解の促進【学校教育課・こども家庭相談課】

- ◎要保護児童対策地域協議会にヤングケアラー専門相談部会を設置し、関係機関と連携強化を図りながら、関係者の意識向上に努めます。
- ◎スクールソーシャルワーカーや教職員等を対象に、ヤングケアラーの早期発見、支援に向けた研修を実施します。

こどもの心の悩みなどを受けとめる相談機会の充実 再掲

【学校教育課・教育支援課・こども家庭相談課】

- ◎スクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラー・心理士が連携し、不登校などさまざまなケースに対応します。
- ◎教育センターで児童生徒や保護者を対象に教育相談や心理療法、親子並行面接等を実施し、学校生活に関する困りごとの解決を支援します。
- ◎こどもが相談できる電話やSNSなどのさまざまな社会資源の周知に努めます。

進路指導の充実 再掲【教育支援課】

- ◎すべてのこどもたちが家庭の事情や経済的理由により、進学等をあきらめることがないよう、奨学金活用等に関する進路相談を実施します。

2-1-1 妊産婦への支援

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、乳幼児期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市健康増進計画



基本 方向

誰もが安心して妊娠・出産ができるよう、妊産婦への支援を行います。

現状と課題

本市では、妊娠届出時から妊婦全員と面談を行い、妊娠・出産・子育て期への見通しを立てるとともに、心身の健康面や妊娠出産にかかる経済的な問題など、さまざまな課題のある妊産婦について、個々の状況に応じた支援を行っています。

妊産婦は、妊娠・出産・産後の期間にさまざまな不安や負担を抱えています。妊産婦のメンタルヘルスの不調は、本人のみならず、こどもの心身の発達にも影響を及ぼすとも言われています。

また、核家族化の進行や地域のつながりが希薄化する中、孤立感や妊娠・出産に不安を抱く妊産婦やその家族は少なくありません。安心して妊娠・出産ができるよう支援体制の整備を行うとともに、こどもの「育ち」を見据え、妊産婦への包括的な支援を行います。

具体的な取組

妊娠初期からの相談支援【出産育児課】

◎母子健康手帳発行時に、すべての妊婦に対し、保健師・助産師による、全数面接を実施し、相談しやすい支援体制を充実します。

妊産婦訪問指導の充実【出産育児課】

◎妊産婦の状況に応じて、訪問指導を実施し、個々のニーズに合った保健指導を行い、適宜関係機関と連携を図ります。

妊娠・出産・育児等に関する知識の普及【出産育児課】

◎妊婦教室（プレママサロン）等を通じて、妊娠、出産、育児に関する知識を普及します。

外国につながるこどもや家庭への子育て支援情報等の提供 再掲

【出産育児課・こども政策課・こども家庭相談課】

◎外国につながる家庭の妊娠・出産時や、転入時の機会を捉え、翻訳機等を使用しながら、必要な子育て支援に関する情報提供や子育て相談を行います。

◎外国につながる家庭の妊婦に対し、必要に応じて外国語版母子健康手帳の配布や予防接種などの情報の提供を行うとともに、翻訳機を用いた相談支援を行います。

不育症治療費助成事業【出産育児課】

◎不育症治療を受けた夫婦に対し、当該不育症治療に係る費用の一部を助成します。

出産・子育て応援給付金事業【出産育児課】

◎妊婦及び子育て世帯に対し、伴走型相談支援の実施及び出産・子育て応援給付金を支給することにより、全ての妊婦及び子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう支援します。

産前・産後ヘルパー派遣事業【出産育児課】

◎出産前又は出産後において体調不良等の理由により家事又は育児を行うことに支援が必要な妊産婦に対し、実施します。

◎利用世帯の所得の状況に応じ、利用者負担額を軽減します。

産後ケア事業【出産育児課】

◎産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ります。

◎利用世帯の所得の状況に応じ、利用者負担額を軽減します。

基本目標2 こどもを安心して産み、育てることのできるまちづくり

基本施策1 妊娠から乳幼児期までの保健施策の充実

2-1-2 こどもの「育ち」と保護者への支援

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市健康増進計画
摂津市男女共同参画計画
摂津市教育振興基本計画



基本 方向

乳幼児の健やかな「育ち」を守るとともに保護者への支援を行います。

現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって重要な時期です。乳幼児の身体の健康保持をはかるとともに、「育ち」に欠かせない保護者とのアタッチメント(愛着)の形成や豊かな「遊びと体験」が不可欠です。また、心身の「育ち」の基礎となる生活習慣を身に着けることが肝要です。これらの乳幼児や子育てに関する知識について、子育て講座をはじめ、あらゆる機会を利用して普及する必要があります。

子育てに関する孤独感や負担感、不安感を抱く保護者の状況把握や支援を行うため、保健師や助産師、栄養士など、専門職による相談支援や、地域の身近なところで相談ができるつどいの広場の充実が必要です。

具体的な取組

子育て講座の実施【出産育児課・生涯学習課・人権女性政策課】

- ◎子育てに負担感・不安感などがある保護者に対し、「前向き子育てプログラム(トリプルP)」などを実施し、育児に関する知識の普及を行います。
- ◎4か月児健診において、保護者に対し、こどもの「育ち」にとって重要な親子の関わりを促すための講話を行います。
- ◎市内公民館等で、「親子でリトミック」や「夏休み工作講座」等、こどもや親子で参加できる講座を開催します。
- ◎公民館で活動する、こどもの成果発表として、「キッズなかよし発表会」を開催します。
- ◎男女共同参画センターで親子向け講座等を実施し、参加者同士の交流、情報交換ができる場を提供することで、子育てに前向きになれるよう支援します。

具体的な取組

乳幼児訪問指導の充実【出産育児課】

- ◎保健師、助産師、栄養士、保育士による訪問を行い、保護者の悩み等に応じた、相談支援を実施し、地域で安心して子育てができるように支援します。
- ◎乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）において、すべての乳児のいる家庭を訪問し、状況の把握を行い、必要な支援を行います。

つどいの広場における相談支援の充実【出産育児課】

- ◎保育士等が、育児相談や遊び方、関わり方等の支援を行い、子育ての不安軽減を図ります。

産後のメンタルヘルスへの支援 再掲【出産育児課】

- ◎産後の心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう産後ケア事業の充実に努めます。
- ◎出産前又は出産後において体調不良等の理由により家事又は育児を行うことに支援が必要な妊産婦に対し、産前産後ヘルパーを派遣することにより、妊産婦の心身の健康を維持するとともに、子育てを支援します。

多胎児家庭への支援【出産育児課】

- ◎多胎児を養育する者に対し、多胎児移動支援サポーターを派遣することにより、多胎児家庭へ外出の支援を行います。

家庭教育学級の充実【生涯学習課】

- ◎家庭教育学級・幼児家庭教育学級・女性学級への学習機会の提供と、子育てや人権に関する講座を実施します。

ブックスタート事業の充実【出産育児課】

- ◎4か月健診時に、絵本の配布や読み聞かせを通して、親子の関わりを支援します。

読書活動の推進【生涯学習課】

- ◎読み聞かせや、ぬいぐるみお泊り会等のイベントを行い、本と触れ合う機会を増やすことで、読書活動や調べ学習の推進を図ります。

乳幼児期からの生活習慣の確立支援【出産育児課・保育教育課】

- ◎保健師や栄養士等が各種健康診査、親子教室などのさまざまな機会を通じて生活習慣などの指導を行うとともに、乳幼児の発達発育を促進します。
- ◎保育所や認定こども園等の就学前教育・保育施設でさまざまな機会に、保護者に生活習慣の重要性について啓発します。

基本目標2 こどもを安心して産み、育てることのできるまちづくり

基本施策1 妊娠から乳幼児期までの保健施策の充実

2-1-3 妊娠・出産・乳幼児期の健康診査の実施

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、乳幼児期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市健康増進計画



基本 方向

各種健康診査の充実と健診後のフォロー体制の強化を図ります。

現状と課題

本市では、安心・安全に出産ができるよう、妊産婦の健康診査に対する支援を行っています。

妊婦健康診査では、母親の健康状態や、胎児の発育状態を定期的を確認しています。

産婦健康診査は、産後間もない時期の母親の心身の健康状態を確認しており、特に産後うつへのスクリーニング検査の結果から、支援が必要な産婦については、伴走型の相談支援を行うとともに、地域における支援が必要です。

乳幼児健康診査については、1歳6か月児、3歳6か月児の法定健診のほか、1か月児健診、4か月児健診、9か月から1歳未満の乳児後期健診、2歳6か月児歯科健診、約束クリニック（二次健診）を行っています。いずれも高い健診受診率ではありますが、一定の未受診者がいるため、受診勧奨にとどまらず、養育状況の確認と関係機関と連携し、ニーズに応じて個別支援につなげる必要があります。また、5歳児は、幼児期においての幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であるため、5歳児健康診査の実施について、検討することが求められています。

引き続き、乳幼児の健康保持のため、健康診査の充実及びフォロー体制の強化を図ります。

具体的な取組

妊婦一般健康診査の充実【出産育児課】

◎妊娠届出時に妊婦一般健康診査の受診券 14 回（12 万円分）を、多胎児の妊娠においては、受診券5回（2万5千円分）を追加で配布することで、金銭的負担を軽減し、安心した妊娠、出産につなげていきます。

妊婦歯科健康診査の実施【出産育児課】

◎妊娠届出時に妊婦歯科健康診査の受診券 1 回を配付することで、妊娠期の歯周病の予防につなげ、歯周病による早産や低出生体重児の要因の軽減を図ります。

産婦健康診査【出産育児課】

◎産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を助成します。

新生児聴覚検査【出産育児課】

◎新生児に対する聴覚検査を助成します。

乳児一般健康診査【出産育児課】

◎生後1か月の出産後間もない乳児に対する健康診査を助成します。
◎9か月から1歳未満の乳児後期健診に対する健康診査を助成します。

乳幼児健康診査等の充実【出産育児課】

◎法定健診である1歳6か月児、3歳6か月児のほか、4か月児健診、2歳6か月児歯科健診、約束クリニック（二次健診）を行い、乳幼児の発育状況の確認を行います。
◎児と保護者が安心して受診できる体制づくりを行うとともに、引き続き受診率の維持をめざします。

妊婦健診及び乳幼児健診の未受診者の把握【出産育児課】

◎妊娠届出のあった妊婦及び乳幼児健康診査の未受診者の把握を行い、健診未受診者に対し、再案内の通知や個別支援を行います。

基本目標2 こどもを安心して産み、育てることのできるまちづくり

基本施策2 子育てと仕事の両立支援

2-2-1 就学前教育・保育施設の充実

対象となるライフステージ

乳幼児期

関連計画

摂津市地域福祉計画



基本
方向

保護者のニーズを踏まえながら、就学前施設の施設配置を行うとともに、多様な保育サービスを充実します。

現状と課題

共働きの子育て家庭が増加を続けており、今後も働きながらこどもを育てることができる環境の整備が求められています。第2期子ども・子育て支援事業計画の計画期間において、待機児童の解消に至っておらず、ニーズの充足度は不十分であることが示されています。子育て家庭の潜在ニーズにも対応した教育・保育サービスの提供量の確保に向けて、多様な受け皿の確保に努めていく必要があります。

また、令和8年度から新たな給付制度としてスタートする乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）をはじめとして、保育以外の多様な事業を展開していくために、保育士等の確保策を展開していく必要があります。

具体的な取組

就学前教育・保育施設の整備【保育教育課】

◎教育・保育施設の利用状況やニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに必要定員総数を定め、確保に努めます。

保育士・保育教諭の確保への支援【保育教育課】

◎保育所等が定員までこどもを受け入れられるとともに、一時預かり事業や乳児等通園支援事業を適切に実施できるよう、保育士や保育教諭の確保に対する支援を実施します。

時間外保育の実施【保育教育課】

◎保護者の就労形態等の事情により、保育時間（標準時間：11時間、短時間：8時間）を超えて保育が必要な在園児を対象に、時間外保育（延長保育）を実施します。

夜間・休日保育の充実【保育教育課】

◎夜間保育は開所時間が午前11時から午後10時までの11時間で、開所時間の前後に7時間までの延長保育が実施できるもので、本市に実施施設は無く、隣接する市にある1か所で、申込みがあれば委託により実施します。

◎休日保育は、就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日勤務の保護者向けに実施するもので、私立認定こども園1か所で年始（1日～3日）を除く日曜・祝日の保育を実施します。

一時預かり事業【保育教育課】

◎幼稚園在園児を対象とした預かり保育を行います。

◎保育所等に通っていないこどもに対して、保護者の疾病、出産及び親族の看護等のために家庭で保育ができないときや、育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに利用できる一時預かりを行います。

病児・病後児保育事業【保育教育課】

◎病気または、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童について、保育所や医療機関等に併設された専用室で保育を実施します。

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施【保育教育課】

◎保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を実施します。

2-2-2 学童保育の充実

対象となるライフステージ

学童期

関連計画

摂津市地域福祉計画



基本方向

こどもが放課後等に安心・安全に過ごせる学童保育の充実とサービス向上に取り組めます。

現状と課題

本市では、市内の10か所で学童保育室を実施しており、放課後や夏休みの長期休業期間中に児童の預かりを行っています。これまで、延長保育の実施、土曜日保育の毎週実施、4年生保育の開始などサービスを拡充してきましたが、高学年保育の拡大や長期休業期間中の昼食提供など、さらなるサービスの向上が求められています。

また、共働きの保護者が増加している傾向により学童保育の需要は年々増加し、待機児童の解消や保護者のニーズに対応していくためには、保育室及び指導員の確保が必要となります。

具体的な取組

学童保育の安定的な運営【こども政策課】

- ◎学童保育室の整備や改修を行い保育場所の確保を行います。
- ◎安定した保育を提供するため、人材確保に努めます。
- ◎指導員の資質・能力・専門性の向上のため、さまざまな研修を行います。

学童保育サービスの充実【こども政策課】

- ◎高学年保育のさらなる拡大、昼食提供など保護者ニーズを踏まえたサービスを踏まえたサービスの向上を進めます。

2-3-1 小児医療との連携

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市健康増進計画



基本 方向

次世代を担うこどもが心身ともに健やかに育つために、医療、保健、福祉が連携し、健康・医療のまちづくりを推進します。

現状と課題

こどもは、意思表示をする力が弱いいため、自らの症状についての的確に伝えることが困難な場合があります。また、核家族化、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、保護者のこどもの健康に関する相談相手が少ないこと、こどもの体調の変化に気づくのが遅れてしまうことなど、こどもが小児医療につながるまでの課題があります。そのため、こどもの病気についての知識や、緊急時の相談連絡先を保護者に周知・啓発するとともに、小児医療との連携をより図っていく必要があります。

具体的な取組

予防接種事業の実施【出産育児課】

◎健康診査などのさまざまな機会を通じて予防接種の必要性を周知し、接種勧奨を行います。

子ども医療費助成事業の継続的な実施【こども政策課】

◎子育て世帯の経済的負担軽減と、こどもの健やかな育成を目的として、高校修了までの入院・通院医療費を助成します。

小児救急医療体制の充実【保健福祉課】

◎初期救急医療体制の整備を行い、休日や夜間も安心して医療を受けることができる環境を整えることで、子育ての不安軽減を図ります。

◎関係機関と連携し、小児救急医療広域運営事業に取り組むとともに、三島二次医療圏救急医療検討会に参加し、三島二次医療圏における望ましい救急体制のあり方について協議します。

基本目標2 こどもを安心して産み、育てることのできるまちづくり

基本施策3 こどもの健康増進施策の充実

2-3-2 食育の推進

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市健康増進計画



基本 方向

こどもの頃から、食の楽しみを知り、食に対する関心を高めるとともに、正しい食習慣を身につけることができるよう、食育を推進します。

現状と課題

こどものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎になります。

令和6年度全国学力・学習状況調査では、朝食を毎日食べている本市の児童生徒は、小学6年生では80.8%(全国83.4%)、中学3年生では76.4%(全国79.1%)とどちらも全国平均に比べ、低い状況です。朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身に付ける観点から非常に重要です。

こどもが基本的な生活習慣を身につけるためには、乳幼児期から家庭での適切な食習慣の確立が必要です。そのためには、認定こども園や学校等の教育機関や、地域全体が、家庭と連携・協働し、こどもとその保護者が一緒に意識を高め行動するための取組を推進することが重要です。本市では離乳食講習会や講座、家庭訪問等により、栄養・食生活に関する正しい知識や情報を伝えています。また、保育所、幼稚園、認定こども園、学校では、「給食だより」や「えいようだより」を配布し、保護者に対する食や栄養の関心を高めるとともに、クッキングや菜園活動等を行い、こどもが自身で楽しみながら正しい食習慣を身につけられるよう、食育を行っています。

具体的な取組

離乳食講習会の充実【出産育児課】

◎離乳食講習会(12回)、後期食講習会(12回)を開催し、児の月齢に応じた適切な食習慣の習得と不安の解消につなげていきます。

具体的な取組

乳幼児の食に関する講座等の充実【出産育児課】

◎摂津市栄養士会と連携して、乳幼児健診会場での指導・周知や、保育所等の地域活動事業やつどいの広場での栄養講座等を実施します。

保育所・幼稚園・認定こども園での食育の充実【保育教育課】

◎給食展示や給食だよりの発刊などにより、家庭に対する食育を推進するとともに、クッキング保育や菜園活動などを通じてこどもたちの食への関心を高めます。

小中学生及びその保護者に対する食育の推進【学校教育課・教育政策課】

◎小中学校食育担当者などを対象に、食育担当者会議を実施し、取組の共有化を図ります。
◎調理実習や新献立・リクエスト献立募集の実施、えいようだより・食育だより・給食通信等の発行を通じて、児童・生徒及びその保護者の食への関心を高めます。

体験学習の推進【産業振興課・学校教育課】

◎市内の農業関係者の協力を得て、小学生を対象に農業体験学習を行います。

給食センターの設置【教育政策課】

◎学校給食を活用した食育を推進するため、調理場の見学などに対応できる見学スペースや、教職員向けの研修を行う会議室等の整備について検討します。
◎地域の食事・食文化への理解を深めるため、給食の食材として積極的に地場産物を使用します。
◎関係機関と連携し、給食センターを活用した食育の取組について協議・検討します。

摂津市公式キッチンによる食育の啓発【保健福祉課・出産育児課・教育政策課】

◎食から健康を実現するために開設した日本最大の料理レシピサービス「クックパッド」の摂津市公式キッチンを活用し、妊産婦や乳幼児から高齢者に至るまで、離乳食、健康づくり、学校給食、若いうちからのフレイル予防など管理栄養士が考えた今日から試せるレシピを随時公開します。

ホームページでの啓発【保健福祉課・出産育児課】

◎毎月19日の食育の日に、市ホームページで【食育コラム】、【こどもの食コラム】を更新し、日々の食生活に取り入れられる情報を発信します。

基本目標2 こどもを安心して産み、育てることのできるまちづくり

基本施策3 こどもの健康増進施策の充実

2-3-3 スポーツ活動の機会の醸成

対象となるライフステージ

乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市文化振興計画



基本 方向

こどもがスポーツ活動に親しむように、多様な活動の場を充実するとともに、イベントや体験の場を提供します。また、スポーツ活動を通じて、心身の健康の向上を図ります。

現状と課題

本市では、さまざまなスポーツ活動団体や健康づくりグループが活発に活動し、健康づくりに加えて、スポーツを通じて地域住民のつながりを深めることができる機会を創出しています。

また、摂津ふれあいマラソン親子チャレンジランなど、子育てでスポーツ活動の時間が取れない世代が親子で参加しやすいイベントを展開しています。

引き続き、誰もが参加しやすいスポーツイベントや、スポーツを通じて交流を広げられる機会を充実します。

具体的な取組

スポーツ少年団活動などの充実【文化スポーツ課】

◎スポーツ少年団への体験入団等、活動の活性化とともに団員数の拡充に努めることでスポーツ人口のすそ野を広げます。

生涯スポーツを通じた交流の促進【文化スポーツ課】

◎アスリートの技術だけでなく、考え方やノウハウを学ぶことのできる内容でアスリートスポーツ教室事業が実施できるよう努めます。

◎幅広い年齢層が参加できるよう、摂津ふれあいマラソンの内容の充実に努めます。

子育て世代に対する機会の拡充【文化スポーツ課】

◎子育て世代が親子で参加しやすいイベントの展開に向けて、指定管理者と連携します。

2-4-1 情報発信の強化

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画



基本方向

それぞれの家庭に支援や制度の情報が行き届き、必要に応じて適切に活用されるよう、子育てに関する情報発信を充実します。

現状と課題

支援を必要とするこどもや家庭が、すべての成長過程において、支援を必要とするときに、必要な支援を受けられるよう、情報発信を強化する必要があります。とりわけ、低所得世帯や貧困世帯、外国につながるこどもや家庭、ヤングケアラーなど、困難を抱えるこどもや家庭に対しては、よりていねいな情報発信が求められます。

情報発信においては、多様なツールや手段を充実するとともに、定期的な発信や、イベントや健診等の機会での情報提供等で行うことで、多くの人が情報を受け取れるようにします。

具体的な取組

子育てに関する情報提供の充実【出産育児課・こども家庭相談課】

- ◎市のホームページや広報紙などさまざまなツールを活用するとともに、妊娠届や出生、健診、転入等の各時期に、子育てに関する情報提供を行います。
- ◎子育てに関する情報を集約した「せつつみんなで子育てガイド」を作成し、市内の子育てをしている人に配布します。
- ◎こどもの成長において大切にしてほしいことを集約した「せつつ子育て応援BOOK」を出生届時に配布します。

多様化する勤務形態・育児休業制度等の諸制度の普及・啓発【産業振興課】

- ◎働き方改革関連法など情勢の変化に応じて、国・府等からのパンフレットの配布や市ホームページ等、随時情報を発信し、制度の普及・啓発に努めます。

3-1-1 犯罪、交通事故等の抑制

対象となるライフステージ

乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

都市計画マスタープラン



基本 方向

犯罪や交通事故等を防止するための取組を進め、こどもと子育て家庭が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

現状と課題

本市では、公立認定こども園全園において、玄関のオートロック化または受付員の配置を行い、不審者の侵入を防止しています。今後は、こどもの性被害やSNSに起因する犯罪被害の防止に向けた取り組みも求められます。

本市内におけるこどもが関連した交通事故は、毎年10件程度で推移しており、「下校中」の事故が多くなっています。交通安全啓発については、認定こども園や保育所、小学校などへ交通安全教室を実施するほか、通学路にて児童や自転車利用者等を対象に交通マナーを指導しています。また、地元住民等からの情報を基に、安全対策が必要と判断した通学路に関して警察とも協議のうえ、交通規制の検討や工事等を実施するなど、計画的な安全対策に取り組んでいます。

交通事故防止のため、今後も継続して交通安全教室等による交通安全意識の向上を図るとともに、通学路等安全対策プログラムに基づき通学路の整備等を推進し安全確保に努める必要があります。

具体的な取組

公立認定こども園・学校の安全確保を図る取組の推進【教育政策課・保育教育課】

- ◎不審者侵入防止対策の強化を図るため、小学校のオートロック化を進めます。
- ◎べふこども園・小学校の正門及び摂津小学校・鳥飼北小学校の通用門に受付員を配置し、児童が安全安心に通園・通学できるよう見守りを行います。
- ◎摂津警察署及び摂津郵便局との連携協定に基づくこどもの見守り活動を実施し、犯罪や事故の未然防止を図ります。

犯罪被害防止の取組の推進【こども政策課】

- ◎さまざまな犯罪被害から子どもたちを守るため、関係機関と連携し、啓発に努めます。

非行防止活動の推進【学校教育課】

- ◎小中学校において、警察等の関係機関と連携し、外部講師等を活用した非行防止教室を実施するなど、子どもたちの非行防止に対する意識を高めます。

交通安全教育の推進【道路交通課・学校教育課】

- ◎交通安全教室等を開催し、児童・幼児や保護者に交通安全啓発を行います。

通学路等の安全確保【道路交通課・教育政策課・保育教育課】

- ◎通学路等交通安全プログラムに基づく点検を実施し、路面標示（グリーンベルト）の設置や交通専従員の配置などによる危険箇所への安全対策を実施します。

3-1-2 見守り体制の強化

対象となるライフステージ

乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市教育振興基本計画



基本 方向

地域における見守り活動を充実し、子どもが安全・安心に暮らし、健やかに成長できる環境を整備します。

現状と課題

本市では、PTAや自治会、老人会などの協力のもと、「セーフティパトロール隊」や「子どもの安全見まもり隊」が結成され、子どもたちの見まもり活動が行われていることや、民生委員・児童委員による登下校の見守り、いざという時に駆け込めるよう「子ども110番の家」を地域の協力家庭や事業所に設置しています。

このように、地域の子どもは地域で守ろうと、関係者や関係団体が連携し、子どもが犯罪や事故に巻き込まれることがない環境づくりに取り組んでいるものの、今後も強化する必要があります。また、緊急時の対応及び情報共有のための連携体制の強化に努めます。

具体的な取組

地域によるこどもの見守り活動の充実【保健福祉課・生涯学習課】

- ◎こどもの見守り活動を行う民生委員・児童委員の活動状況を把握し、必要に応じて連携や情報交換を図り、住み慣れた地域で安心した子育てができる環境づくりにつなげます。
- ◎こどもの見守り活動の担い手となる「こどもの見守りボランティア」の確保に努めます。
- ◎こども110番運動の協力者に対して物品の配付等を行うとともに、協力者数を増やすための啓発を実施します。

こどもの安全・安心のための情報提供【保育教育課・学校教育課】

- ◎不審者等の情報があつた場合ただちに情報提供を行うとともに、警察とも連携し、状況に応じてその地域を重点的に巡回するなど、安全の確認を行います。
- ◎地域の危険箇所のチェックや児童の登下校時のマナーに関する指導を行います。

地域教育協議会(すこやかネット)活動の充実【こども政策課】

- ◎地域でこどもたちを見守り、こどもたちにさまざまな体験の機会を提供する、すこやかネットの活動の充実を図ります。



3-1-3 こどもの居場所づくりの推進

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市緑の基本計画



基本 方向

こどもの多様な居場所を提供し、こどもが自分らしく、安全・安心に過ごせる居場所を
拡充します。

現状と課題

本市では、放課後子ども教室（わくわく広場）、子ども食堂、児童センターなどの事業や活動を通して、こどもの居場所づくりに取り組んでいます。すべてのこどもたちが自分らしく安心して過ごすことができる身近な地域の居場所の確保には至っていません。

放課後子ども教室（わくわく広場）は、小学校の体育館などで毎週水曜日に実施していますが、指導員の確保が課題となっています。児童センターは市内に1か所だけで、利用者に地域的な偏りがあります。また、子ども食堂は、市内社会福祉法人やNPO法人、民間団体、事業所等の協力により年々増加していますが、開設日数や地域についてさらなる拡充が求められるとともに、食材の提供や運営費の助成なども必要となっています。

こどもの居場所の面的な整備に向け、これらの居場所がお互いを補完しつつ、さらにさまざまな手段を検討していく必要があります。

これらの居場所については、いずれも主に小学生までを対象としており、中高生が主体的に活動できる居場所づくりも必要となっています。

また、こどもの居場所の取り組みや場所について、広く周知することが必要です。

具体的な取組

児童センターの拡充【こども政策課】

◎第2児童センターの整備を進めるとともに、中高生も対象とした施設としての機能や運営について検討します。

放課後子ども教室(わくわく広場)の充実【こども政策課】

◎リーダー会議での情報交換により、活動の活性化を図るとともに、安全で安心なこどもの居場所づくりに努めます。

子ども食堂の拡充 再掲【こども政策課】

- ◎子ども食堂の拡充を促進するとともに、子ども食堂運営事業補助金の交付等を通じ運営を支えます。
- ◎子ども食堂ネットワークと連携し、情報交換を行うとともに、イベント等の開催により、子ども食堂の周知を図ります。

宿題カフェの展開【こども政策課】

◎喫茶店や事務所等の空きスペースを、放課後にこどもたちが宿題をすることができる場所として開放する宿題カフェの展開を図ります。

公共施設活用の検討【こども政策課】

- ◎公共施設の一時的空きスペース等を、こどもたちの居場所として活用できないか検討します。
- ◎阪急京都線連続立体交差のスペース等を、こどもたちの居場所として活用できないか検討します。

地域の公園や広場の活用の推進【水みどり課】

◎施設の日常点検・修繕・更新を適切に行い、こどもたちが安全・安心に遊べる環境づくりに努めます。

3-2-1 子育て支援の環境づくり

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画



基本 方向

誰もがこどもと子育てに関心を持ち、見守りや子育て支援に参加しやすい地域づくりや、子育て世帯を支える環境づくりを進めます。

現状と課題

核家族や共働き夫婦が増加しているなか、地域とのつながりの希薄化や父親の育児参加が十分でないことから相談相手の不在、子育て家庭の孤立が進んでいます。そのため、地域で気軽に利用や相談ができる子育て支援サービスの充実や環境づくりは急務となっています。

地域住民の多くがこどもたちの健やかな成長や子育てへの関心・理解を深め、地域においてこどもを守り、育てていくことができる環境づくりが重要です。地域でこどもや子育て家庭を支えるため、こどもや子育て支援に関わる担い手の確保と育成の取り組みを進める必要があります。

具体的な取組

つどいの広場の実施【出産育児課】

- ◎子育てに悩む保護者などを子育て親子の交流等を促進するつどいの広場に繋ぎ、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。
- ◎つどいの広場の適正配置について検討します。

乳幼児訪問指導の充実 再掲【出産育児課】

- ◎保健師、助産師、栄養士、保育士による訪問を行い、保護者の悩み等に応じた、相談支援を実施し、地域で安心して子育てができるように支援します。
- ◎乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）において、すべての乳児のいる家庭を訪問し、状況の把握を行い、必要な支援を行います。

具体的な取組

児童センターの地域子育て支援の充実【こども政策課】

- ◎地域の親子の交流の場・小学生の遊び場としての機能を確保するとともに、中学生以上の居場所としての機能についても検討を進めます。
- ◎利用者のニーズを把握し、地域の子育て支援の機能の充実に努めます。

保育所・認定こども園等の地域子育て支援機能の充実【保育教育課】

- ◎保育所・認定こども園等が、地域の親子を対象とした園庭開放や親子教室、子育てサークルの支援などを実施し、地域の子育て支援としての機能を担います。
- ◎施設利用の保護者のほか、地域の親子を対象とした園庭開放や親子教室等の際に、保育教諭等が子育て相談を行います。

多世代・異年齢間の交流機会の充実【学校教育課・保育教育課】

- ◎保育所、幼稚園、認定こども園の幼児と小学生、中学生の交流を行うとともに、児童会・生徒会の全校的な活動により異年齢交流を図ります。
- ◎地域の未就園児向けの園庭開放や高齢者等のたちより体操等を実施し、地域の方々との交流を図ります。

乳幼児と児童・生徒の交流機会の充実【学校教育課・保育教育課】

- ◎保育所、幼稚園、認定こども園において、中学生・高校生の体験学習等を行い、交流を図ります。

子育てボランティア(エンゼルフレンド)との協働【出産育児課】

- ◎エンゼルひろば、かるがも広場において、エンゼルフレンドを募集し、つどいの広場における行事や親子教室等の協働実施を行います。

男性の育児参加支援【出産育児課】

- ◎父親向けの親子教室等を実施し、こどもとの関わり方を周知するとともに、情報提供を行います。

青少年の健全育成【生涯学習課】

- ◎野外活動体験を通じて自らが積極的に物事に取り組み、仲間とともに行動できる青少年の育成を図ります。

3-2-2 子育て家庭の孤立防止

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市男女共同参画計画
摂津市教育振興基本計画



基本 方向

子育て家庭が地域から孤立し、子育ての負担や不安を抱え込むことがないように、身近な場所で気軽に集い、交流し、子育ての相談や助け合いができる環境づくりを進めます。

現状と課題

全国的に核家族化が進行し、本市においても世帯数が年々増加する中、とりわけ核家族世帯と単身世帯が増加し続けています。子ども・子育て支援ニーズ調査では、近所でこどもの話や世間話をする人が「いない」と回答する保護者が年々増加しているとともに、子育てが地域の人に支えられていると感じていない割合が5割以上と高く、子育て当事者が孤立している状況がうかがえます。また、外国人世帯が増加傾向にあり、外国につながる家庭の孤立も懸念されます。

こどもに関する保護者の悩みの内容は、発育発達に関することや、健康、教育、こどもの友達付き合いやこどもとの接し方等、多岐にわたっています。相談したいとき、どこに相談すればよいのか悩む人を、適切な相談窓口や専門機関、必要な支援につなぐことができるよう、効果的に情報発信や周知を行う必要があります。

具体的な取組

子育て世帯への訪問・支援【こども家庭相談課】

- ◎保育所等に通っていない3歳以上の児童や登園が安定しない児童の家庭を訪問し、適切な子育てサービスに繋がります。

外国につながるこどもや家庭への子育て支援情報等の提供 再掲

【出産育児課・こども政策課・こども家庭相談課】

- ◎外国につながる家庭の妊娠・出産時や、転入時の機会を捉え、翻訳機等を使用しながら、必要な子育て支援に関する情報提供や子育て相談を行います。
- ◎外国につながる家庭の妊婦に対し、必要に応じて外国語版母子健康手帳の配布や予防接種などの情報の提供を行うとともに、翻訳機を用いた相談支援を行います。

つどいの広場の実施 再掲【出産育児課】

- ◎子育てに悩む保護者などを子育て親子の交流等を促進するつどいの広場に繋ぎ、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。
- ◎つどいの広場の適正配置について検討します。

子育て講座の実施 再掲【出産育児課・生涯学習課・人権女性政策課】

- ◎子育てに負担感・不安感などがある保護者に対し、「前向き子育てプログラム（トリプルP）」などを実施し、育児に関する知識の普及を行います。
- ◎4か月児健診において、保護者に対し、こどもの「育ち」にとって重要な親子の関わりを促すための講話を行います。
- ◎市内公民館等で、「親子でリトミック」や「夏休み工作講座」等、こどもや親子で参加できる講座を開催します。
- ◎公民館で活動する、こどもの成果発表として、「キッズなかよし発表会」を開催します。
- ◎男女共同参画センターで親子向け講座等を実施し、参加者同士の交流、情報交換ができる場を提供することで、子育てに前向きになれるよう支援します。

児童センターの地域子育て支援の充実 再掲【こども政策課】

- ◎地域の親子の交流の場・小学生の遊び場としての機能を確保するとともに、中学生以上の居場所としての機能についても検討を進めます。
- ◎利用者のニーズを把握し、地域の子育て支援の機能の充実に努めます。

3-2-3 地域と学校の連携強化

対象となるライフステージ

学童期、思春期、

関連計画

摂津市教育振興基本計画



基本 方向

地域住民や地域団体と学校が目標や課題を共有し、学校も含む地域全体でこどもの成長を支えます。

現状と課題

各中学校区に設置された地域教育協議会（すこやかネット）の創設から20年以上が経過し、地域と学校とのさらなる連携強化に向け、地域学校協働本部を整備するとともに、地域学校協働活動推進員を設置することが求められます。

一部の小中学校では学校運営協議会が設置され、地域とともにある学校づくりが進んでいます。

今後は、学校運営協議会と地域学校協働本部のそれぞれがもつ役割を十分に機能させ、一体的に推進することで相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動をより推進する必要があります。

具体的な取組

地域教育協議会(すこやかネット)活動の充実 再掲【こども政策課】

◎地域でこどもたちを見守り、こどもたちにさまざまな体験の機会を提供する、すこやかネットの活動の充実を図ります。

地域学校協働活動の推進【こども政策課】

◎学校を核とした地域づくりに向け、地域と学校をつなぐコーディネーター役となる地域学校協働活動推進員の設置や地域学校協働本部の整備を図ります。

学校運営協議会(コミュニティスクール)の推進【学校教育課】

◎教育委員会から委嘱・任命された地域住民や保護者、学識経験者等が委員となり、目標やビジョンを共有し、地域一体となってこどもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めます。



基本目標3 地域でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり

基本施策2 地域・学校・行政の連携促進

3-2-4 子育て支援団体の連携と充実

対象となるライフステージ

妊娠・出産期、
乳幼児期、学童期、
思春期

関連計画

摂津市地域福祉計画
摂津市教育振興基本計画



基本 方向

地域における各種関係団体が連携を進め、こどもと子育て家庭に対する支援が広がるよう取り組みます。

現状と課題

本市には、こどもや子育て家庭を支えるさまざまな団体、関係組織があります。

こどもや子育て家庭への支援が、より多く、より広く、より効果的に実施できるよう、これらの子育て支援団体や関係組織の活動が活性化するような取組が必要です。

また、子育て支援団体が有機的につながり、これらの団体や関係機関が連携の強化に向けた取組が求められます。



具体的な取組**子育てサークル支援の充実【出産育児課】**

◎各子育てサークルの情報交換、交流の促進や、子育てサークル同士の相互支援などのため実施する子育てサークルで、制度の周知・相談を行い、保育士派遣や遊具の貸し出し等の活動支援を行います。

子育て支援ネットワーク推進会議の活動の充実【出産育児課】

◎子育て支援ネットワーク推進会議構成員の関係機関・団体のつながりを強化し、活動の充実を図ります。

地域教育協議会(すこやかネット)活動の充実 再掲【こども政策課】

◎地域でこどもたちを見守り、こどもたちにさまざまな体験の機会を提供する、すこやかネットの活動の充実を図ります。

地域学校協働活動の推進 再掲【こども政策課】

◎学校を核とした地域づくりに向け、地域と学校をつなぐコーディネーター役となる地域学校協働活動推進員の設置や地域学校協働本部の整備を図ります。

民生委員・児童委員、主任児童委員の相談支援活動の推進【保健福祉課】

◎民生委員・児童委員等、地域の子育て支援関係者による相談支援活動を推進するため、関係機関を通じ、課題の共有・連携強化を図ります。

青少年指導員の活動支援【生涯学習課】

◎青少年指導員連絡協議会の役員会や専門部会の運営及び各学校での活動を支援します。

こども会活動の充実【生涯学習課】

◎こども会育成連絡協議会と連携し、各单位こども会への支援や、こども会親善スポーツ大会・冒険プログラム等を実施します。

イベント等を通じた啓発活動の推進【生涯学習課】

◎青少年指導員連絡協議会やこども会育成連絡協議会、PTA協議会と連携し、各種行事やイベントなどで、子育て環境の整備に向けた啓発活動に取り組みます。

第5章 こどもの成長を支える教育・保育の環境づくり

1 提供区域の設定

現在、安威川以北と安威川以南の圏域では、各年齢の児童人口が大きく異なり、5歳以下については、安威川以南より安威川以北の方が2倍ほど児童数は多く、それに伴い教育・保育事業も安威川以北の方が多い状況にあります。

第1期及び第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画においては、保育の提供区域について、市内における社会資源の整備状況や他の計画で設定している地域区分を考慮し、身近な区域であり他の計画や市の政策とも整合のとりのしやすい圏域に焦点を当て、安威川を中心に南北に分けた2圏域（安威川以南・安威川以北）を設定しました。また、教育の提供区域については、他市の幼稚園利用などからみて、保育と比較して圏域が広いと考えられるため、1圏域としました。

居住地区別に事業の市外利用の現状・意向をみると、安威川以北圏域では、幼稚園（教育）の市外での利用が一定数いることから、教育事業の利用については、引き続き、市全体での提供とすることが望ましいと判断しました。

安威川以北と安威川以南では、区域での人口差が大きいことや施設数に差があるため、量の調整や確保が困難な面もあり、複数の区域設定でなく、市全域で1区域とすることも考えられますが、身近な圏域での事業利用を可能とする点を考慮し、引き続き、2圏域と設定しました。



2 推計人口

本市における人口は次の通り推移するものとして、教育・保育事業及び地域子育て支援事業の量を見込んでいます。

	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～4歳	3,850	3,792	3,701	3,629	3,459	3,463	3,434	3,461	3,502	3,593
5～9歳	3,583	3,566	3,565	3,618	3,624	3,570	3,506	3,478	3,374	3,228
10～14歳	3,667	3,651	3,622	3,535	3,554	3,502	3,537	3,539	3,580	3,583
15～19歳	4,030	3,927	3,851	3,849	3,813	3,798	3,779	3,761	3,682	3,690
20～24歳	4,759	4,841	4,693	4,690	4,661	4,604	4,511	4,464	4,462	4,389
25～29歳	5,032	5,034	5,078	5,092	5,160	5,180	5,229	5,289	5,300	5,209
30～34歳	5,370	5,372	5,348	5,390	5,339	5,441	5,391	5,472	5,436	5,537
35～39歳	5,574	5,493	5,348	5,284	5,323	5,264	5,290	5,312	5,337	5,275
40～44歳	6,067	5,842	5,689	5,536	5,507	5,414	5,357	5,360	5,249	5,252
45～49歳	7,681	7,601	7,228	6,883	6,400	6,044	5,782	5,688	5,558	5,516
50～54歳	6,075	6,445	6,966	7,228	7,485	7,546	7,473	7,156	6,833	6,359
55～59歳	4,579	4,817	4,961	5,318	5,581	5,959	6,273	6,843	7,080	7,366
60～64歳	4,117	4,044	4,108	4,206	4,305	4,448	4,690	4,800	5,171	5,441
65～69歳	4,936	4,549	4,226	4,038	3,972	3,874	3,820	3,871	3,958	4,058
70～74歳	6,114	6,401	6,285	5,727	5,122	4,629	4,259	3,964	3,769	3,719
75～79歳	5,302	5,016	4,920	5,138	5,303	5,486	5,746	5,619	5,118	4,587
80～84歳	3,293	3,560	3,890	4,144	4,385	4,485	4,230	4,123	4,319	4,499
85～89歳	1,660	1,850	2,025	2,152	2,231	2,359	2,547	2,821	3,028	3,187
90～94歳	681	713	745	795	867	905	953	1,004	1,052	1,081
95歳以上	214	227	231	242	255	264	282	302	325	346
合計	86,584	86,741	86,480	86,494	86,346	86,235	86,089	86,327	86,133	85,915
0～14歳	11,100	11,009	10,888	10,782	10,637	10,535	10,477	10,478	10,456	10,404
15～64歳	53,284	53,416	53,270	53,476	53,574	53,698	53,775	54,145	54,108	54,034
65歳以上	22,200	22,316	22,322	22,236	22,135	22,002	21,837	21,704	21,569	21,477

3 「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業

本計画において、量の見込み、確保の方策等を設定する事業は、下記のとおりです。

事業名		対象者	提供区域
教育・保育	1号認定 (満3歳以上で、家庭以外での教育を希望する場合)	3～5歳	1圏域
	2号認定 (満3歳以上で、家庭以外での保育を必要とする場合)	3～5歳	2圏域
	3号認定 (満3歳未満で、家庭以外での保育必要とする場合)	0歳 1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	(1)時間外保育事業(延長保育事業)	0～5歳	1圏域
	(2)放課後児童健全育成事業	小学生	
	(3)子育て短期支援事業	0～18歳 未満	
	(4)地域子育て支援拠点事業	0～5歳	
	(5)一時預かり事業	3～5歳 0～5歳	
	(6)病児保育事業	0～5歳	
	(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 小学生	
	(8)利用者支援事業	0～5歳	
	(9)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月 までの乳児	
	(10)養育支援訪問事業(子育てアドバイザー派遣事業)	支援が必要な家庭	
	(11)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	—	
	(12)妊婦健康診査事業	妊婦	
	(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業	1～3号 認定者	
	(14)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	
	(15)親子関係形成支援事業	0～18歳 未満	
	(16)児童育成支援拠点事業	0～18歳 未満	
	(17)子育て世帯訪問支援事業	0～18歳 未満	
	(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳6か月 ～3歳未満	
	(19)産後ケア事業	出産後1年 未満の母子	

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1)教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

教育と保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、同じ園で児童が教育・保育を受けることができるなどの特徴があります。保育所及び幼稚園からの移行や新たな設置について、利用者のニーズや施設の意向等を踏まえたうえで対応していきます。

(2)教育・保育事業の量の見込み及び確保の方策

教育・保育施設やサービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育事業の提供が行えるよう、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、1～3号の認定区分ごとに必要利用定員総数及びその確保の方策並びに実施時期を定めています。

■認定区分と利用施設

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所等の利用に際して、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があり、3つの認定区分によって利用施設が決まります。

認定区分		利用施設
1号	3～5歳、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	認定こども園、保育所
3号	0～2歳、保育の必要性	認定こども園、保育所、地域型保育事業

①1号認定【教育】

量の見込みに対して、計画以上に確保できている状態です。

現在の定員数で、今後の見込みの量をまかなうことができると想定し、入園児数の状況を勘案しながら、量の確保を図ります。

■実績

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	897	918	901	905	902
②確保計画	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
認定こども園・幼稚園	355	355	355	355	355
市町村の確認を受けない幼稚園	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
③確保実績	1,491	1,486	1,431	1,401	1,386
認定こども園・幼稚園	396	391	336	306	361
市町村の確認を受けない幼稚園	1,095	1,095	1,095	1,095	1,025
④入園児数	957	915	807	707	649
認定こども園・幼稚園	101	156	192	177	181
市町村の確認を受けない幼稚園	856	759	615	530	468
③-①(量の見込みに対して必要な量を確保できていたか)	594	568	530	496	484
③-④(実際の入園児に対して、確保量は適切であったか)	534	571	624	694	737

■計画

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み 〔必要利用定員総数〕	765	752	715	715	728
②確保の内容					
認定こども園	582	582	597	597	597
市町村の確認を受けない幼稚園	620	620	620	620	620
計	1,202	1,202	1,217	1,217	1,217
②-①	437	450	502	502	489

②2号認定【保育】

計画より確保が充分でなかった時期もありますが、令和2年度を除いて、量の見込みより十分に確保ができており、また、実際の申込に対しては、適切な量を確保できている状態です。

現在の定員数で、今後の見込みの量をまかなうことができると想定するものの、引き続き、申込者数の状況等を勘案しながら、量の確保を図ります。

■実績

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,335	1,303	1,296	1,301	1,297
②確保計画	1,309	1,326	1,386	1,386	1,386
認定こども園・保育所	1,309	1,326	1,386	1,386	1,386
地域型保育事業	0	0	0	0	0
③確保実績	1,306	1,339	1,362	1,391	1,449
認定こども園・保育所	1,306	1,339	1,362	1,391	1,449
地域型保育事業	0	0	0	0	0
④申込者数	1,246	1,294	1,342	1,342	1,391
③-①(量の見込みに対して必要な量を確保できていたか)	△29	36	66	90	152
③-④(実際の申込に対して、確保量は適切であったか)	60	45	20	49	58

■計画

(1)市全体

(単位：人)

		令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		1,238	1,217	1,158	1,158	1,179
②確保の内容	認定こども園・ 保育所	1,458	1,458	1,587	1,587	1,587
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	計	1,458	1,458	1,587	1,587	1,587
②-①		220	241	429	429	408

(2)提供区域別

(単位：人)

			令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
安威川以北	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		778	765	728	728	741
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	876	876	1,005	1,005	1,005
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		計	876	876	1,005	1,005	1,005
	②-①		98	111	277	277	264
安威川以南	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		460	452	430	430	438
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	582	582	582	582	582
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		計	582	582	582	582	582
	②-①		122	130	152	152	144

③3号認定【保育】

0歳児は見込量に対して、同地度の確保ができており、実際の申込者数は見込を下回っていますが、1・2歳は、5年間を通して量の見込み以上の申込者数があったため、不足が生じています。今後も計画的に定員拡大を図ります。

■実績

ア)0歳

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	235	234	232	232	233
②確保計画	243	249	255	255	255
認定こども園・保育所	225	228	234	234	234
地域型保育事業	18	21	21	21	21
③確保実績	245	252	252	246	255
認定こども園・保育所	227	234	234	228	237
地域型保育事業	18	18	18	18	18
④申込者数	194	216	193	217	183
③-①(量の見込みに対して必要な量を確保できていたか)	10	18	20	14	22
③-④(実際の申込に対して、確保量は適切であったか)	51	36	59	29	72

イ)1・2歳

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	855	854	856	852	852
②確保計画	812	838	862	862	862
認定こども園・保育所	746	756	780	780	780
地域型保育事業	66	82	82	82	82
③確保実績	824	829	841	848	895
認定こども園・保育所	758	763	775	782	810
地域型保育事業	66	66	66	66	85
④申込者数	914	914	971	989	983
③-①(量の見込みに対して必要な量を確保できていたか)	△31	△25	△15	△4	43
③-④(実際の申込に対して、確保量は適切であったか)	△90	△85	△130	△141	△88

■計画

(1)市全体

(単位：人)

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		291	289	295	293	295
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	231	231	243	243	243
		地域型保育事業	18	18	18	18	18
		計	249	249	261	261	261
	②-①		△42	△40	△34	△32	△34
1歳	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		442	503	504	509	508
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	377	377	404	404	404
		地域型保育事業	41	41	41	41	41
		計	418	418	445	445	445
	②-①		△24	△85	△59	△64	△63
2歳	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		404	461	461	466	464
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	430	430	462	462	462
		地域型保育事業	44	44	44	44	44
		計	474	474	506	506	506
	②-①		70	13	45	40	42

(2)提供区域別

【安威川以北】

(単位：人)

			令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年)度	令和10年度 (2028 年度)	令和11年度 (2029 年度)
0 歳	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		207	205	210	208	210
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	146	146	158	158	158
		地域型保育事業	18	18	18	18	18
		計	164	164	176	176	176
	②-①		△43	△41	△34	△32	△34
1 歳	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		303	345	345	349	348
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	232	232	259	259	259
		地域型保育事業	41	41	41	41	41
		計	273	273	300	300	300
	②-①		△30	△72	△45	△49	△48
2 歳	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		277	316	316	319	318
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	256	256	288	288	288
		地域型保育事業	44	44	44	44	44
		計	300	300	332	332	332
	②-①		23	△16	16	13	14

【安威川以南】

(単位：人)

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		84	84	85	85	85
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	85	85	85	85	85
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		計	85	85	85	85	85
	②-①		1	1	0	0	0
1歳	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		139	158	159	160	160
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	145	145	145	145	145
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		計	145	145	145	145	145
	②-①		6	△13	△14	△15	△15
2歳	①量の見込み 〔必要利用定員総数〕		127	145	145	147	146
	②確保の内容	認定こども園・ 保育所	174	174	174	174	174
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
		計	174	174	174	174	174
	②-①		47	29	29	27	28

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法、及び国の基本方針を踏まえ、「量の見込み」を定めました。

また、「量の見込み」を確保できるよう、その確保の方策並びに実施時期を次のとおり定めています。

(1) 時間外保育事業

時間外保育事業（延長保育事業）は、保護者の就労形態等の事情で在園児を対象に、保育時間（標準時間：11 時間、短時間：8 時間）を超えて保育する事業です。

①第2期計画の量の見込みの確保の状況(実績)

小規模保育事業を除き、すべての公私立保育所等で時間外保育事業（延長保育）を実施しています。

（単位：人）

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年)度	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み	1,313	1,313	1,300	1,302	1,299
②確保計画	1,313	1,313	1,300	1,302	1,299
③確保実績	1,194	1,173	1,377	1222	
③-①	△119	△140	△77	△80	

②第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

引き続き、すべての公私立保育所等での時間外保育事業（延長保育）を実施するとともに、小規模保育事業においても必要に応じて実施を検討します。

（単位：人）

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年)度	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み(実績より算出)	1,286	1,287	1,288	1,289	1,303
確保の内容	1,286	1,287	1,288	1,289	1,303

(2) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（学童保育事業）は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象とし、活動や遊び場を通し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

①第2期計画の量の見込みの確保の状況(実績)

市内全小学校で放課後児童健全育成事業（学童保育事業）を実施しています。

(単位：人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	低学年	832	838	876	894	917
	高学年	251	253	245	243	245
②確保計画	低学年	832	838	876	894	917
	高学年	0	84	75	85	84
③確保実績	低学年	855	913	1,035	1,044	1,081
	高学年	0	0	0	0	37
④申込者数	低学年	862	926	1,042	1,054	1,088
	高学年	0	0	0	0	37
③-① (量の見込みに対して必要な量を確保できていたか)	低学年	23	75	159	150	164
	高学年	△251	△253	△245	△243	△208
③-④ (実際の申込に対して、確保量は適切であったか)	低学年	△7	△13	△7	△10	△7
	高学年	0	0	0	0	0

②第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

引き続き、市内全小学校で実施するとともに、ニーズに応じて各学校でのサービス提供を図り、保護者への子育てと仕事の両立支援、児童の健全育成を図ります。

(単位：人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み (実績より算出)	1年生	452	431	468	466	468
	2年生	368	401	385	422	422
	3年生	314	333	364	351	385
	4年生	146	139	142	149	138
	5年生	69	73	70	71	74
	6年生	35	34	36	35	35
	合計	1,384	1,411	1,465	1,494	1,522
②確保計画		1,406	1,420	1,420	1,458	1,458

(3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の病気や育児疲れ等により、家庭での児童の養育が困難な場合に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりし、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業です。

② 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

関連機関が連携し、本事業の利用が必要な世帯の把握とタイムリーに利用できる施設の確保に努めます。

(単位：人日、か所)

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年)度	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (実績より算出)	103	103	103	103	103
確保の内容 (実施拠点数)	7	7	7	7	7

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設やこども園、NPO法人など地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや子育てに関する情報交換を行うことができます。また、子育ての不安や悩みについて相談できる場所を提供する事業です。

① 第2期計画の量の見込みの確保の状況(実績)

地域子育て支援拠点として、市内 12 か所でつどいの広場を開催し、相互交流や相談の場として年々活用が増加しています。

(単位：人日、か所)

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年)度	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み	42,216	42,108	42,132	42,012	41,976
②確保計画	10	10	10	11	12
③確保実績	19,846	23,031	26,814	26,924	

② 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

引き続き、つどいの広場で子育て講座や相談等を継続して実施していくとともに、つどいの広場の適正配置について検討します。

(単位：人日、か所)

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年)度	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (実績より算出)	27,145	27,256	27,368	27,480	27,593
確保の内容 (実施拠点数)	12	12	12	12	12

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、保育所等に通っていないこどもに対して、保護者の疾病、出産及び親族の看護等のために家庭で保育ができないときや、育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに利用できる一時預かり事業があります。

(5)－1 幼稚園在園児を対象とした一時預かり

①第2期計画の量の見込みの確保の状況(実績)

公私立 13 施設において、一時預かりを実施しています。

(単位：人日)

		令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年)度	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み	1号	32,287	32,297	32,029	31,776	31,825
	2号					
②確保計画	1号	32,287	32,297	32,029	31,776	31,825
	2号					
③確保実績	1号	26,242	26,180	29,452	28,029	
	2号					
③-①(計)		△6,045	△6,117	△5,577	△3,747	

①第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

引き続き、事業を実施していくとともに、利用者のニーズに合った事業の充実を図ります。

(単位：人日)

		令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年)度	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (実績より算出)	1号	29,434	30,163	30,910	31,676	32,461
	2号					
確保計画	1号	29,434	30,163	30,910	31,676	32,461
	2号					

(5)－2 幼稚園以外における一時預かり

①第2期計画の量の見込みの確保の状況(実績)

子育て総合支援センターをはじめ、公私立 10 か所の保育園において、一時預かり事業を実施しています。量の見込みに対して、実際の利用実績は少なくなっています。

(単位：人日)

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年)度	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み	20,420	20,416	20,267	20,247	20,220
②確保計画	20,420	20,416	20,267	20,247	20,220
③確保実績	1,743	2,061	2,624	2,925	
③-①	△18,677	△18,355	△17,643	△17,322	

②第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

今後も引き続き事業を実施していくとともに、実施する保育園の増加を図り、量の確保に努めます。

(単位：人日)

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年)度	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (国の算出基準)	9,337	9,363	9,427	9,432	9,529
確保の内容	19,680	19,680	19,680	19,680	19,680

(6) 病児保育事業

病児保育事業は、保育を必要とする乳児・幼児等で、疾病にかかっている者について、保育所や病院等に付設された施設で預かる事業です。

事業類型として、病気等の回復期に至っていないが当面の症状の急変が認められない場合に実施する「病児保育型」、病気等の回復期であるが集団保育が困難な期間に実施する「病後児保育型」、保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に保育所等における緊急的な対応を図る「体調不良児対応型」があります。

①第2期計画の量の見込みの確保の状況(実績)

令和2年度時点では、病児保育型1施設（市外民間医療機関）、病後児対応型1施設（市内認定こども園）、体調不良児対応型1施設（市内認定こども園）で実施していましたが、令和3年4月に体調不良児型1施設（市内保育所）、令和5年8月に病児・病後児対応型1施設（市内民間医療機関）、令和6年4月に体調不良児対応型2施設（市内認定こども園）で事業を開始しました。また、民間医療機関が実施する病児保育事業を利用する場合の利用者負担金の補助を実施しています。

（単位：人日）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	786	786	779	779	779
②確保計画	960	960	960	960	960
③確保実績	78	213	614	1,302	
③-①	△708	△573	△165	523	

②第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

(1) 病児保育・病後児保育型

今後も引き続き、病児保育事業を実施するとともに、利用の増加が見込まれることから、実施個所の拡大等を図ります。

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (実績より算出)	1,385	1,428	1,473	1,519	1,566
実施施設数	2	2	2	2	2
確保の内容	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160

(2) 体調不良児対応型

令和7年4月時点で、市内6施設で実施を予定しており、保育所及び認定こども園での実施個所の拡大を図ります。

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (実績より算出)	1,523	1,820	2,119	2,417	2,744
実施施設数	6	8	8	8	8
確保の内容	2,880	3,840	3,840	3,840	3,840

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい人（援助会員）と、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で、相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

① 第2期計画の量の見込みの確保の状況(実績)

依頼・援助会員数の増加に向け、説明会や講習会を実施していきます。

(単位：人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	390	390	390	390	390
②確保計画	390	390	390	390	390
③確保実績	361	384	405	428	
③-①	△29	△6	15	38	

②第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

今後も引き続き、事業の周知に努め、さまざまな方法で会員増加を図ります。

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み (実績より算出)	479	507	537	568	601
確保の内容	479	507	537	568	601

(8) 利用者支援事業

利用者支援事業 基本型は、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報を集約し、こども及びその保護者がそれらのサービスを円滑に利用できるよう当事者目線の寄り添い型の支援を行います。また、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや地域で必要な社会資源の開発等を行う事業です。

こども家庭センター型は、乳幼児期における健全な心身の発育を促すため、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に保健師等が相談支援を実施します。また、切れ目のない支援として、母子保健と児童福祉が連携・協働し、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を図る事業です。

子育て相談機関は、身近に相談することができる相談機関として、子育てに関する相談に応じて必要な助言を行うとともに、こども家庭センターと連絡調整を図り、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う相談機関です。

① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

こどもや保護者が多様な教育・保育事業、子育て支援事業の中から、個々の実情やニーズに応じたサービスを円滑に利用できるように、下記の通り支援します。

(単位：か所)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者支援 (基本型)	2	2	2	2	2
利用者支援(こども 家庭センター型)	1	1	1	1	1
確保の内容	3	3	3	3	3

妊婦等包括相談支援事業

(単位：回数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	1,464	1,458	1,482	1,476	1,486
確保の内容	1,464	1,458	1,482	1,476	1,486

(9) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭〔新生児訪問（生後1か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施を通じ、母の育児不安の軽減、社会資源の紹介等に勤めています。

①第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

今後も引き続き、全戸訪問をめざし、助産師と保健師が連携しながら、子育て家庭の孤立を防止するよう支援を行います。

(単位：訪問件数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	732	729	741	738	743
確保の内容	732	729	741	738	743

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、訪問により、養育に関する指導、助言等を行うことで適切な養育の実施を確保する事業です。

① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

心理士と保健師等が連携しながら、適切な養育が行われるよう専門的な訪問支援を行います。

(単位：訪問件数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	647	647	647	647	647
確保の内容	647	647	647	647	647

(11) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業です。

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、職員や関係機関の専門性の強化として、スーパーバイザーの招へいや学識経験者の研修などを実施するとともに、家庭児童相談システムの改修にも取り組みました。引き続き、さまざまな手法で機能強化を図ります。

(12) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。

① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

引き続き、妊婦健康診査事業を実施するとともに、必要に応じた利用者への支援を行います。

(単位：延人数)

	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年)度	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み	8,934	9,092	9,250	9,415	9,581
確保の内容	8,934	9,092	9,250	9,415	9,581

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、以下の費用の全部または一部を助成します。

- ・子どもが特定教育・保育などを受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具その他の必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等
- ・子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在籍している園児の副食費

今後も国制度に則って事業を実施していきます。対象となる世帯から漏れなく申請されるよう、対象世帯に個別に通知を行うとともに、保育所等や生活保護担当課等に対して周知依頼を行います。

(14) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究をはじめ、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

今後の保育需要や国の動向等に注視し、実施の是非の判断を行います。

(15) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱えている保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

親支援回復プログラム(MYTREE)の実施にあたり、引き続き、本プログラムを実施できるファシリテーターを養成するとともに、支援が必要な保護者に参加してもらえるよう関係機関と連携し、事業利用に繋がります。

(単位：参加人数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	10	10	10	10	10
確保の内容	10	10	10	10	10

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

先進事例を研究するとともに、地域資源の状況を勘案しながら、実施の是非の判断を行います。

(17) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどの養育環境を整え、家庭が抱える不安や悩みについて相談を受けるとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスクなどの高まりを未然に防止するための事業です。

① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

関係機関が連携して訪問支援が必要な家庭を把握し、有償ボランティアの活用や他機関との連携を図りながら、利用者のニーズに応じた訪問支援を行います。

(単位：延べ世帯数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	196	196	196	196	196
確保の内容	196	196	196	196	196

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に通っていない6か月から満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育施設等を利用できる事業を実施します。

令和7年度は、子ども・子育て支援法における地域子ども・子育て支援事業として、令和8年度からは「乳児等のための支援給付」として新たな給付制度として実施します。

① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

国が定める実施要件や基準をふまえた上で、実施する施設を決定し、利用ニーズを確保できるよう努めます。

(単位：時間)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180
確保の内容	2,950	3,010	3,160	3,160	3,180

※令和7年度は、年度途中から実施予定です。

(19) 産後ケア事業

出産後の心身が不安定な時期に支援が必要な母子を対象とし、育児のサポート等を行います。

① 第3期計画の量の見込みに対する確保方策(計画)

引き続き、必要に応じた利用を啓発するとともに、支援体制の整備・充実に努め、利用者のニーズへの対応を図ります。

(単位：人日)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み	438	432	444	438	444
確保の内容	438	432	444	438	444

第6章 計画の推進

こども基本法において、こども施策を策定、実施、評価するに当たっては、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講じることが、地方自治体に義務付けられています。本計画の推進、進捗管理に当たっては、こどもの意見を聴取し、その意見が反映されるように取り組みます。

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、就学前施設、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を推進するため、摂津市子ども・子育て会議において、計画の達成状況を年度ごとに点検、評価します。

具体的には、本計画の目標、施策ごとに、施策の方向性で示した事業について、進捗状況や事業効果を把握し、課題の分析を行うとともに、摂津市子ども・子育て会議において報告し、改善に向けた検討を行います。

進捗管理の方法については、PDCAサイクルに基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理、評価するに当たっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

PDCA サイクル



《資料編》

1	摂津市子ども・子育て会議条例	106
2	摂津市子ども・子育て会議委員名簿	108
3	計画策定の経緯（子ども・子育て会議開催状況）	109
4	アンケート調査結果の概要	110
	〔1〕子ども・子育て支援ニーズ調査	110
	〔2〕子どもの生活に関する実態調査	120
	〔3〕ひとり親家庭等自立促進計画の策定に係るアンケート調査	131
	〔4〕令和4年度乳幼児健康診査問診	136
5	用語解説	139

1 摂津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、摂津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令 5 条例 7・一部改正)

(組織)

第 2 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和 5 年 3 月 30 日条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 摂津市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属(団体等)
子どもの保護者	山本 美来	公募委員
	笠松 彩夏	公募委員
	國重 美穂	公募委員
	室屋 瑞穂	鳥飼西小PTA役員
事業主を代表する者	島内 嘉紀	摂津市商工会
労働者を代表する者	杉山 猛	連合大阪北大阪協議会 吹摂地区協議会
子育て支援事業従事者	園田 裕紹	摂津市保育連盟
	田中 和彦	私立幼稚園代表
	川上 三千代	NPO法人 キッズぽてと代表
	○ 榎谷 佳純	摂津市社会福祉協議会
学識経験者	◎ 米澤 好史	和歌山大学 教育学部教授
	柏原 栄子	大阪人間科学大学 名誉教授
関係行政機関の職員	福村 和美	大阪府茨木保健所
市長が適当と認める者	川口 弘美	摂津保育運動連絡会
	切東 美子	摂津市医師会
	濱口 恵子	摂津市民生児童委員協議会

氏名欄の◎会長、○は副会長

(順不同)

3 計画策定の経緯（子ども・子育て会議開催状況）

年 度	回	開催日	内 容
令和 5年度	第1回	令和5年 5月 22 日	・子どもの生活 に関する実態調査の実施について
	第2回	10 月 12 日	・第2期子ども・子育て支援事業計画進捗管理について
	第3回	令和6年 2月 16 日	・摂津市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
	第4回	3月 26 日	・摂津市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
令和 6年度	第1回	5月 30 日	・（仮称）摂津市こども計画について
	第2回	7月 12 日	・（仮称）摂津市こども計画について
	第3回	9月 3 日	・（仮称）摂津市こども計画について
	第4回	11 月 27 日	・第2期子ども・子育て支援事業計画進捗管理について ・（仮称）摂津市こども計画について
	第5回	令和7年 1月 20 日	・（仮称）摂津市こども計画について
	第6回	3月 24 日	・第1期摂津市こども計画～こどもまんなかプラン～について

4 アンケート調査結果の概要

〔1〕子ども・子育て支援ニーズ調査

本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、令和5年度（2023年度）に子ども・子育て支援ニーズ調査を実施しました。調査結果の主なものを掲載します。

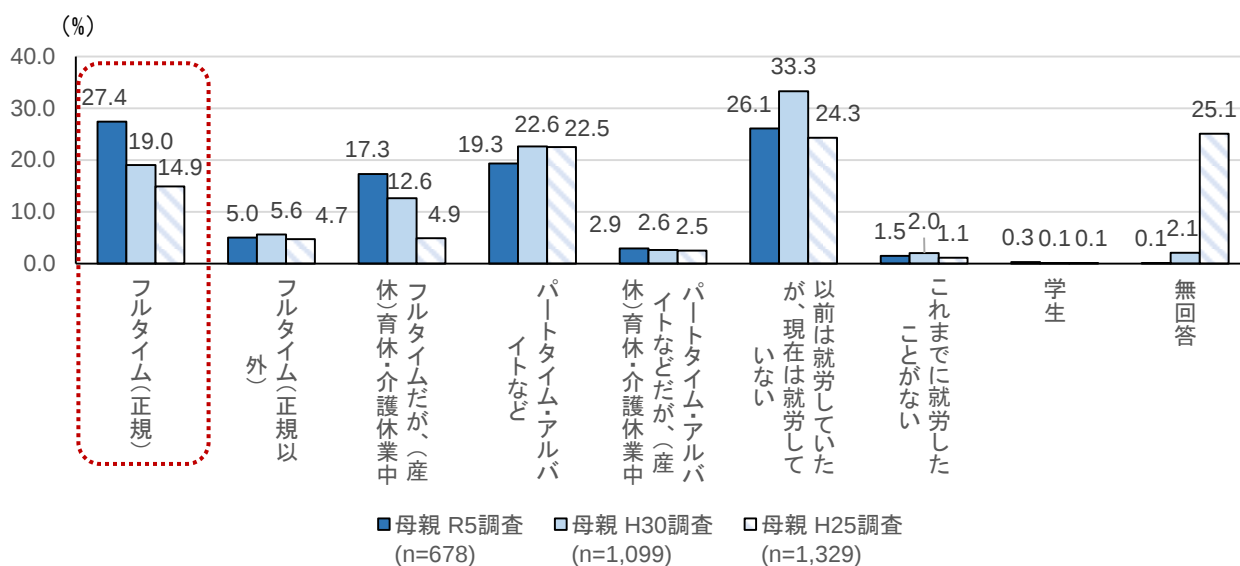
※グラフ中の「n」は当該質問の回答者総数、「MA%」は複数回答設問を表します。

(1)母親のフルタイム就労率の増加

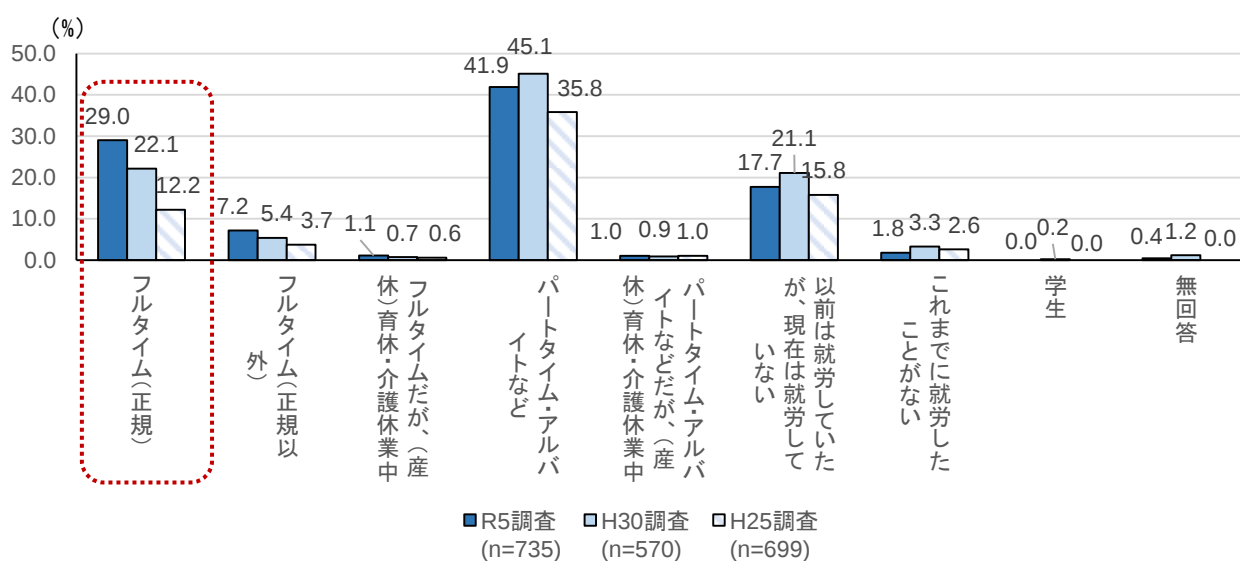
就学前児童・小学生の保護者ともに、母親の就労形態は「フルタイム（正規）」が増加傾向にあります。

【母親の就労形態】

就学前児童の保護者



小学生の保護者



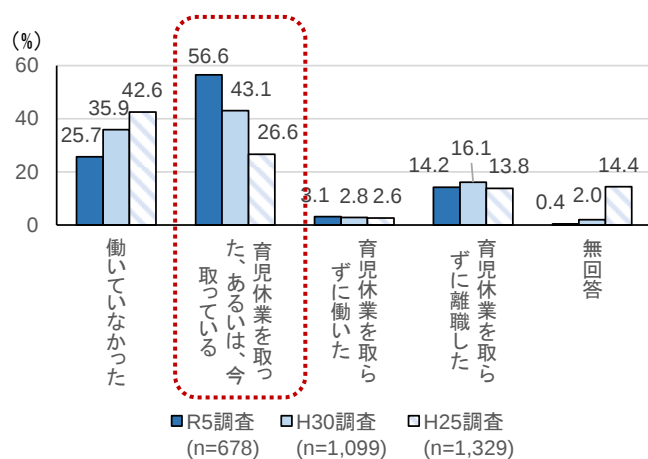
(2) 育児休業の取得状況

① 育児休業の取得状況

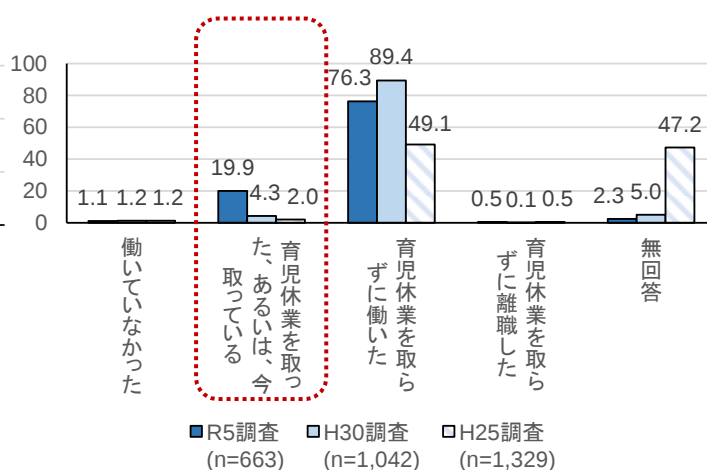
育児休業を取得している割合は、母親、父親ともに大きく増加しています。

就学前児童の保護者

【母親の育児休業取得状況】



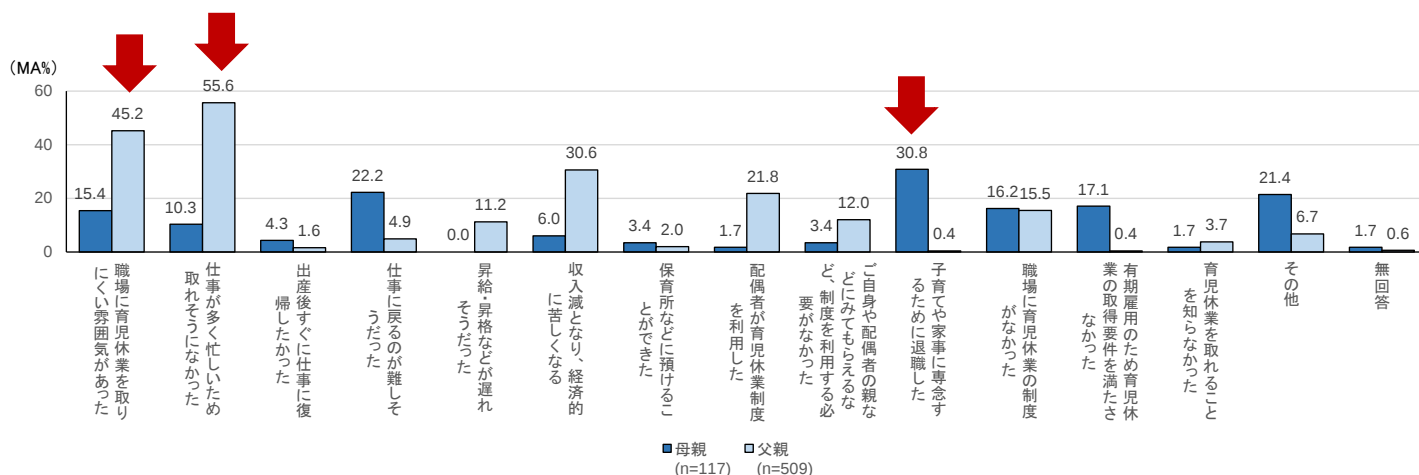
【父親の育児休業取得状況】



② 育児休業を取らずに働いた理由

母親と父親で理由の傾向が異なっており、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が最も高く、父親は「仕事が多く忙しいため取れそうになかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が高くなっています。

【育児休業を取らずに働いた理由】



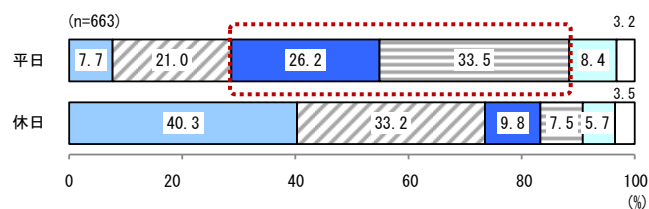
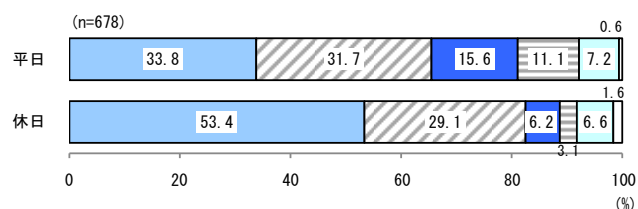
(3)子どもと一緒に過ごす時間

就学前児童・小学生の保護者ともに、平日の父親の不満感（「やや不満」と「不満」の合計）が高い傾向にあります。

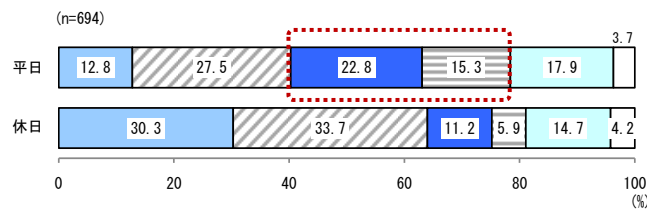
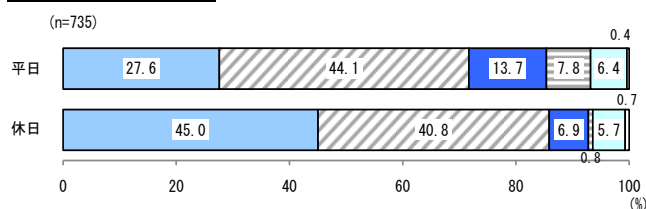
【母親が子どもと一緒に過ごす時間】

【父親が子どもと一緒に過ごす時間】

就学前児童の保護者



小学生の保護者

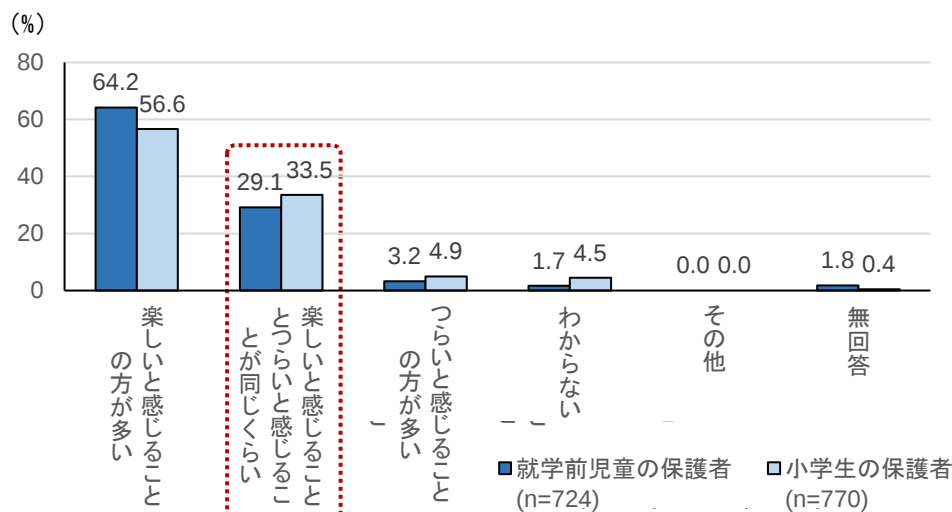


■ 満足 ■ おおむね満足 ■ やや不満 ■ 不満 ■ わからない ■ 無回答

(4)家庭における子育て支援

就学前児童・小学生の保護者ともに「つらいと感じることがある」と回答している保護者はおよそ3割と高い傾向にあります。

【子育てに対する感じ方】

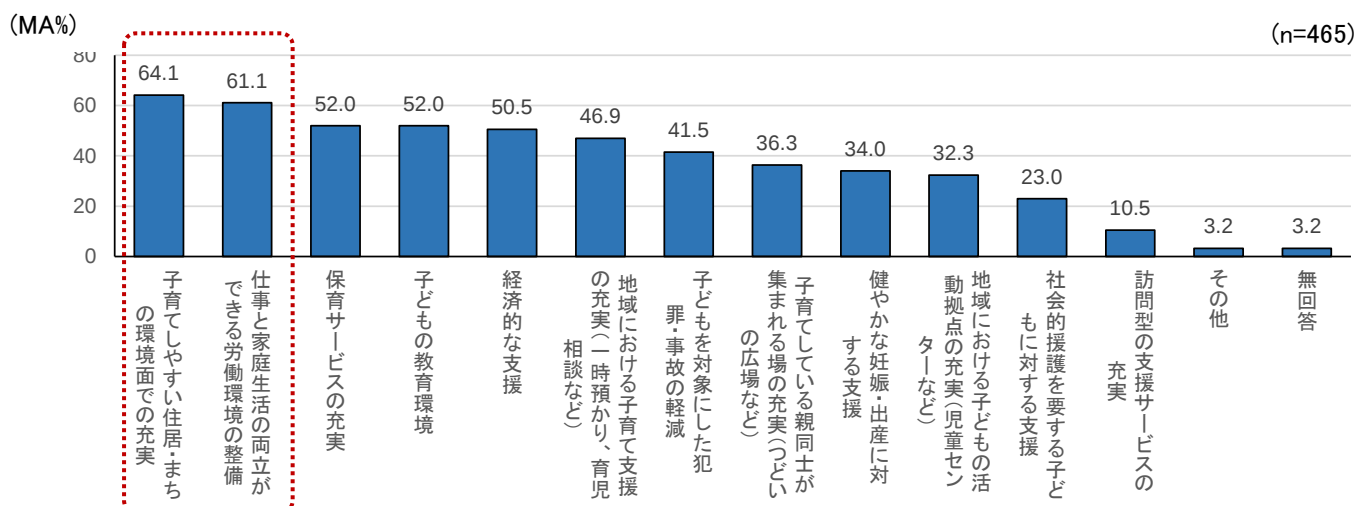


(5)子育てをする中での必要な支援や対策

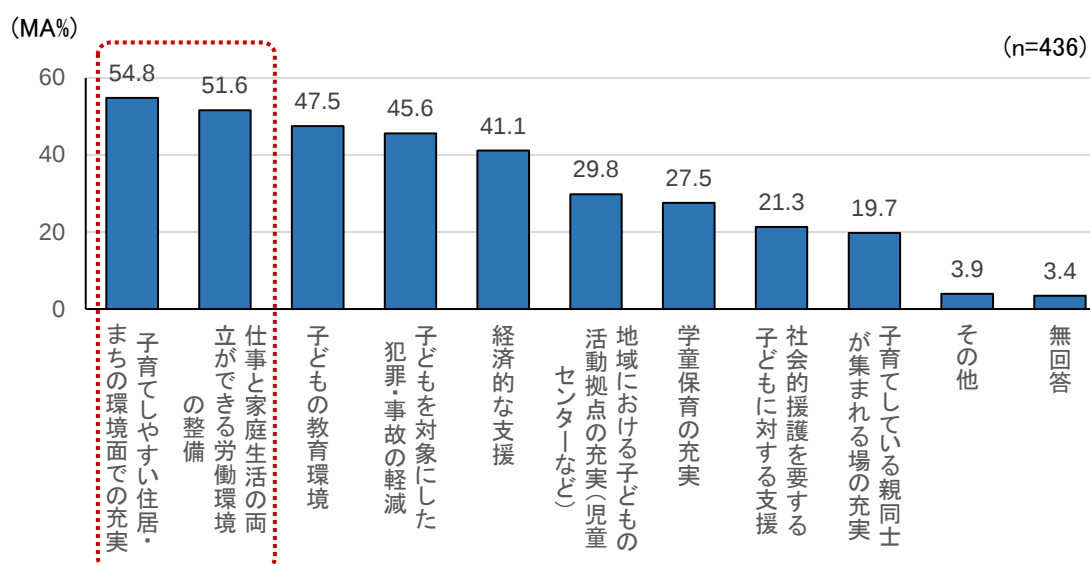
就学前児童・小学生の保護者ともに「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」や「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が高くなっています。

【子育てに対して有効な支援】

就学前児童の保護者



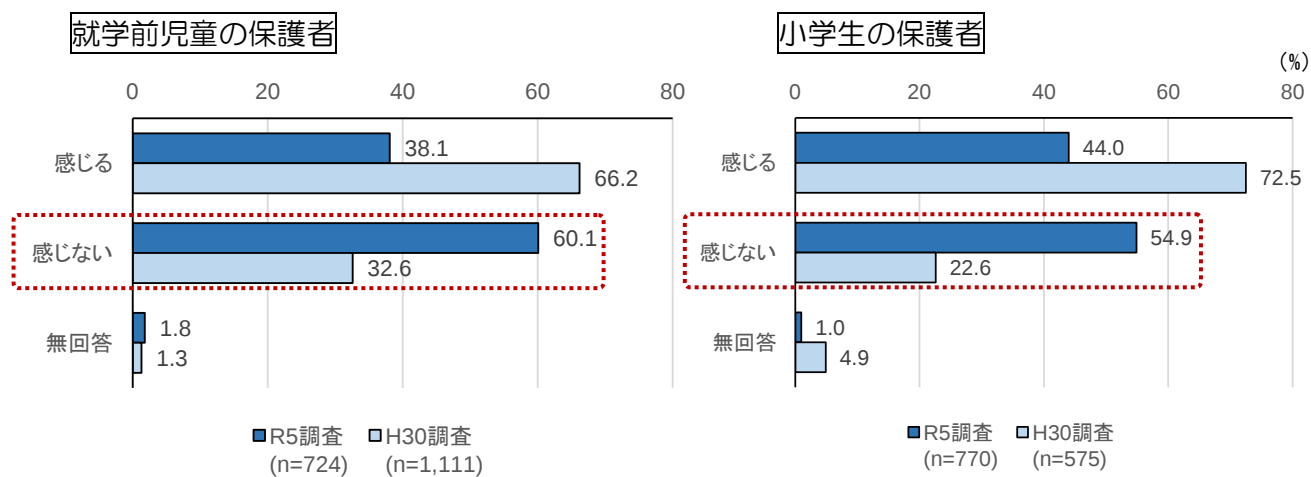
小学生の保護者



(6)地域における子育て支援

就学前児童・小学生の保護者ともに「感じない」が高く、増加傾向にあります。

【子育てが地域の人に支えられていると感じるか】



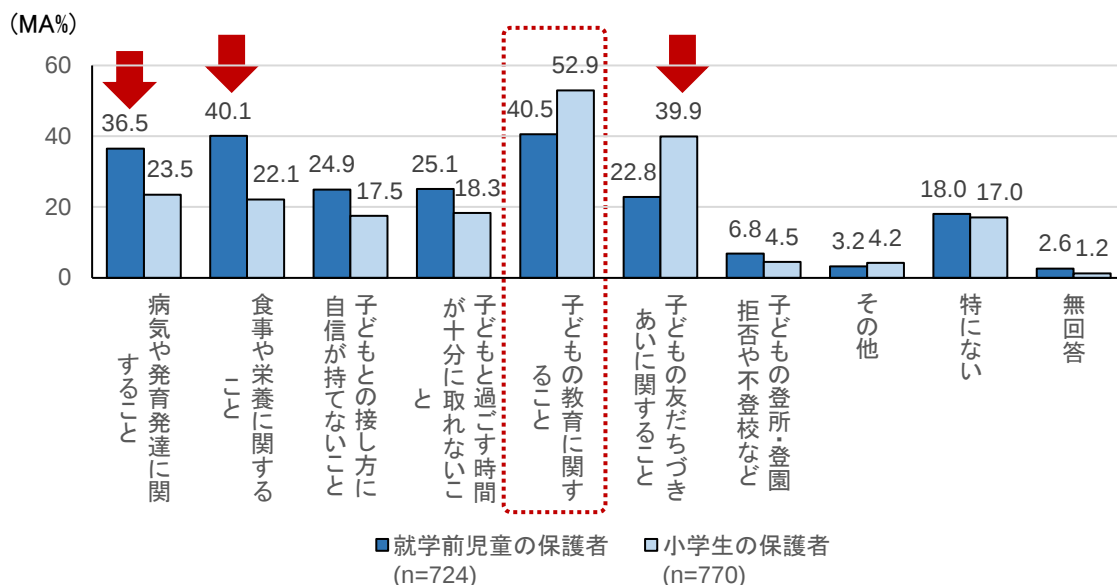
(7)子育てについての悩みの解消

①子どもに関して悩んでいること

就学前児童・小学生児童の保護者ともに「子どもの教育に関すること」が最も高いことが共通しています。

就学前児童の保護者は「食事や栄養に関すること」、「病気や発育発達に関すること」、小学生児童の保護者は「子どもの友だちづきあいに関すること」も高くなっています。

【子どもに関して悩んでいること】

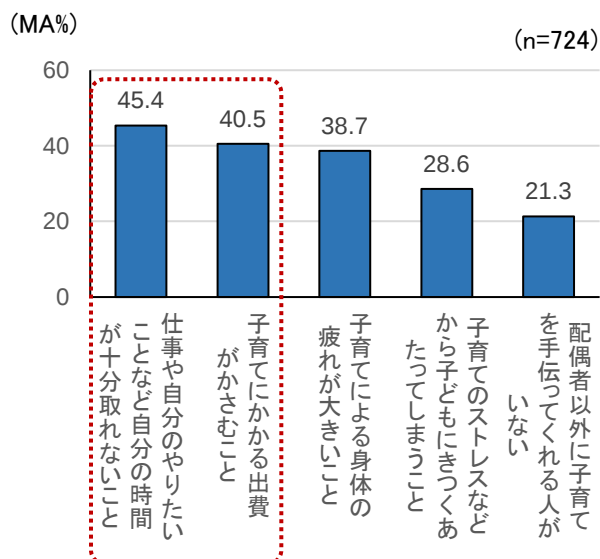


②回答者に関して悩んでいること(上位5位)

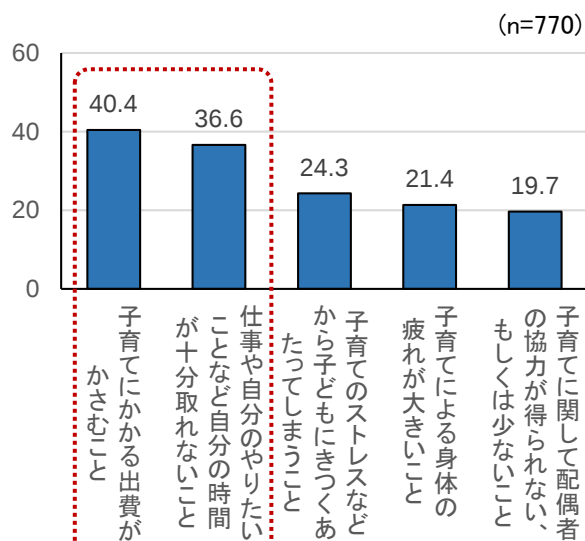
就学前児童・小学生児童の保護者ともに「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」「子育てにかかる出費がかさむこと」が高くなっています。

【回答者に関して悩んでいること】

就学前児童の保護者



小学生の保護者



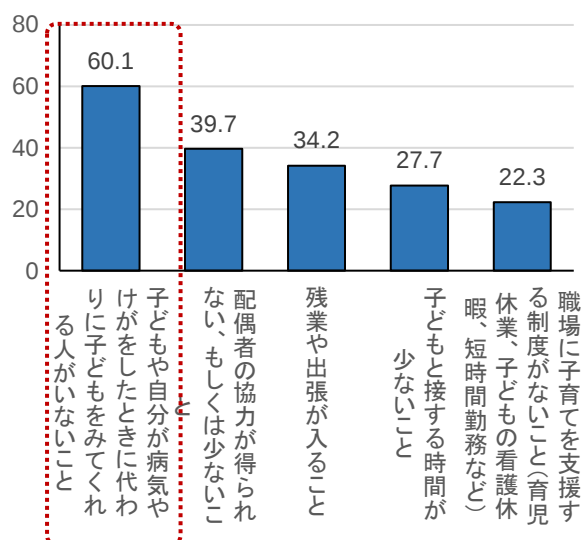
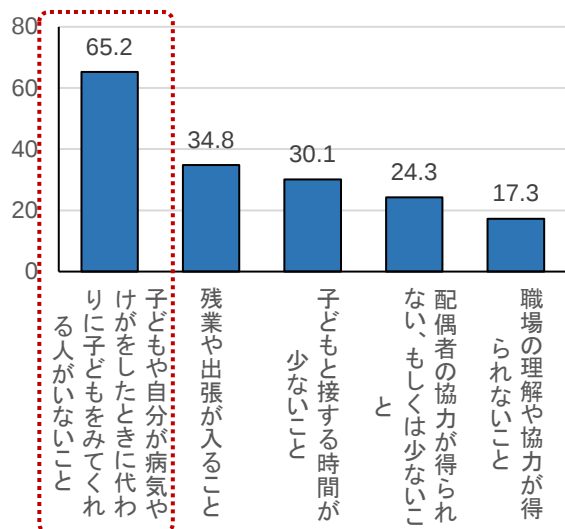
(8)仕事と子育てを両立させるうえでの課題

就学前児童・小学生児童の保護者ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてくれる人がいないこと」が仕事と子育てを両立させるうえでの最も大きな課題となっています。

【仕事と子育てを両立させるうえでの課題】

就学前児童の保護者 小学生の保護者

(MA%)

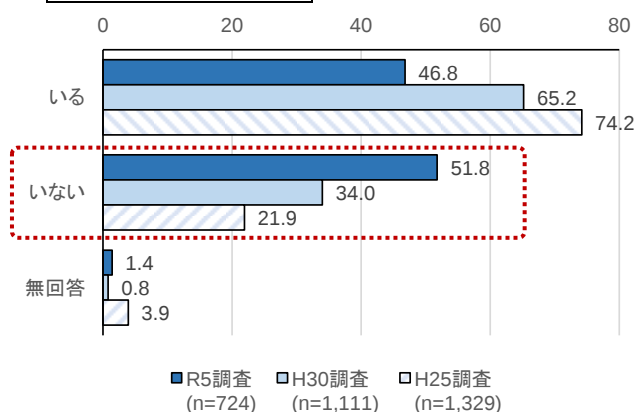


(9)近所に子どもの話や世間話をする人の有無

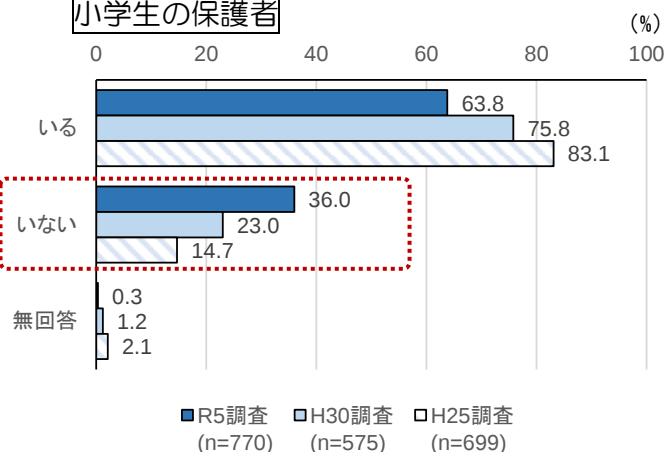
就学前児童・小学生児童の保護者ともに、近所に子どもの話や世間話をする人が「いない」割合が増加傾向にあります。

【近所に子どもの話や世間話をする人の有無】

就学前児童の保護者



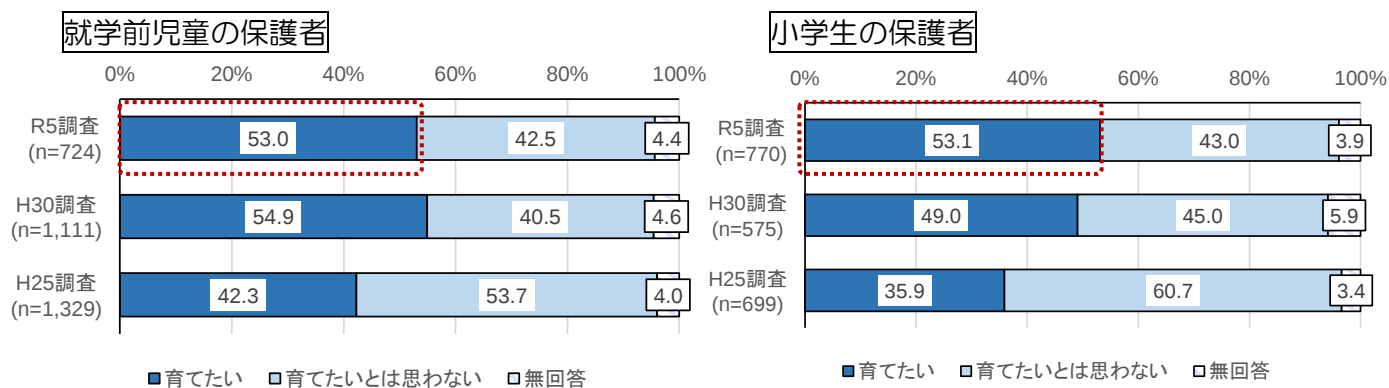
小学生の保護者



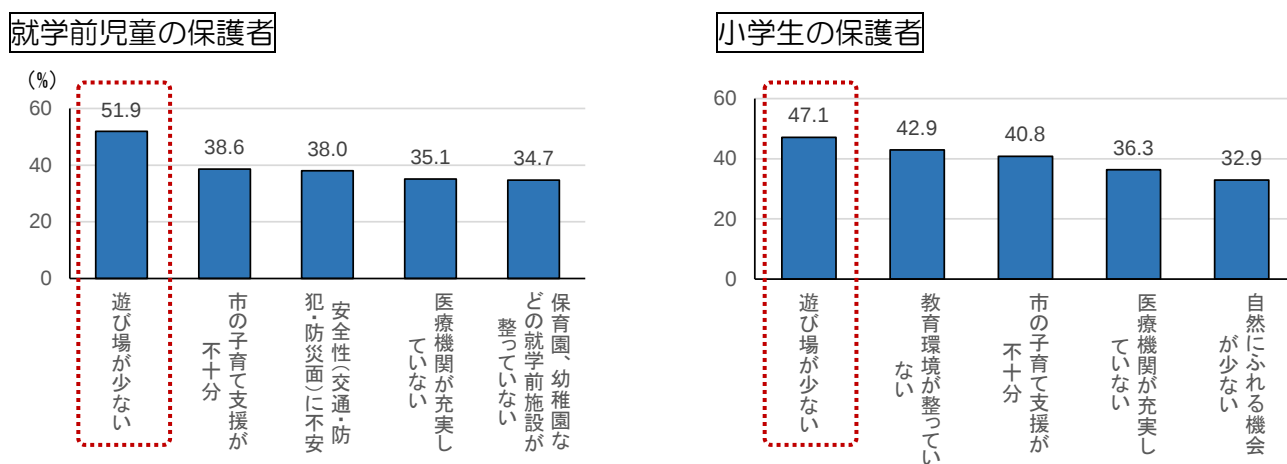
(10)子育てを行う場所の意向

就学前児童・小学生児童の保護者ともに5割以上が「育てたい」と回答している一方で、育てたいと思わない理由としては、「遊び場が少ない」が共通して高くなっています。

【今後も摂津市で子育てをしたいと思うか】



【育てたいとは思わない理由（上位5位）】



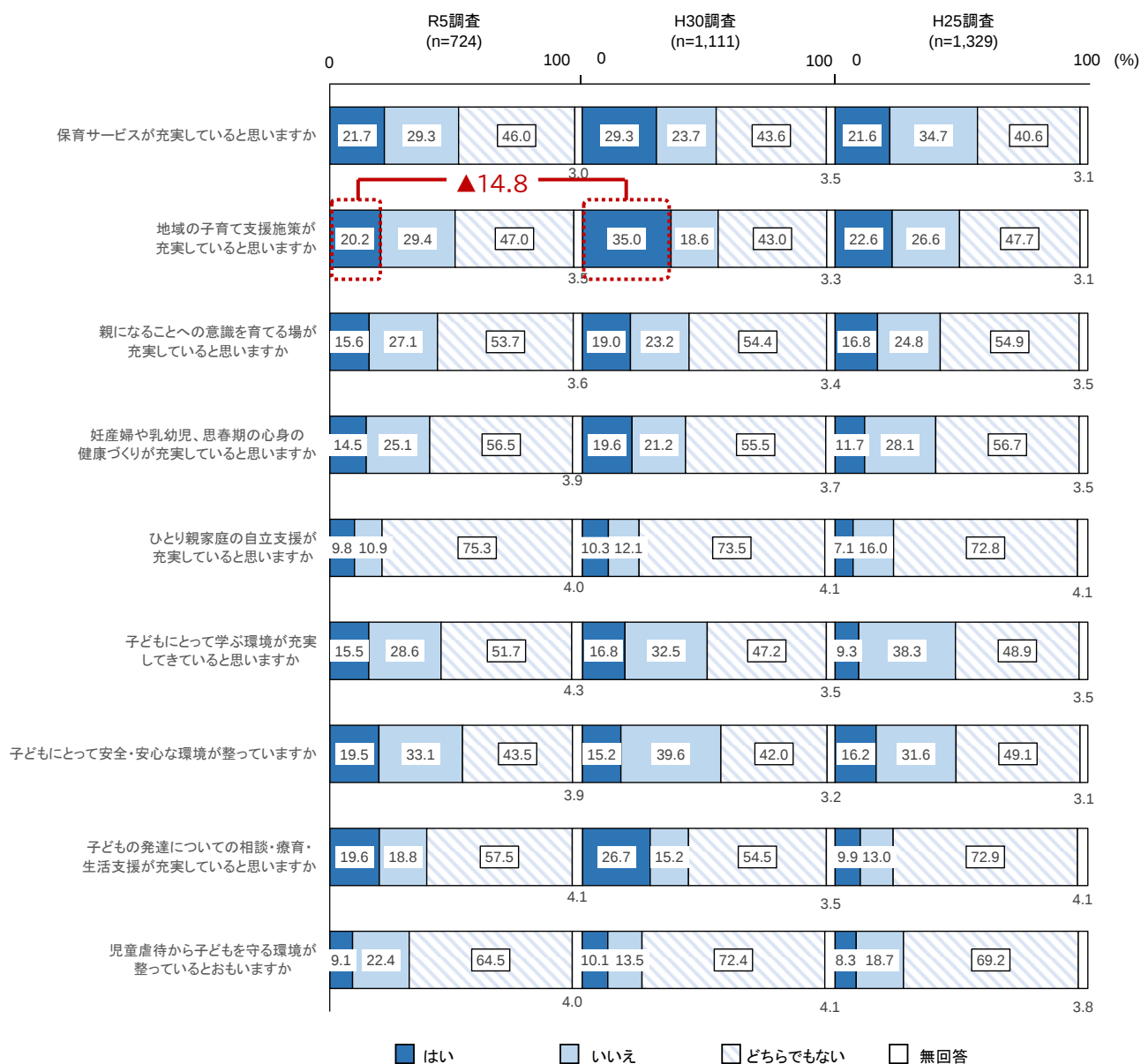
(11) 摂津市の子育て施策の充実度

本市の子育て施策に対して、肯定的な意見（「はい」と回答）の割合は、就学前児童の保護者では全体的に減少傾向にあり、特に、『地域の子育て支援施策が充実していると思いますか』に対して、平成 30 年調査よりも「はい」の割合が 14.8 ポイント減少しています。

小学生児童の保護者では、『学童保育など放課後健全育成事業が充実していると思いますか』に対して、平成 30 年調査よりも「はい」の割合が 5.3 ポイント減少しています。

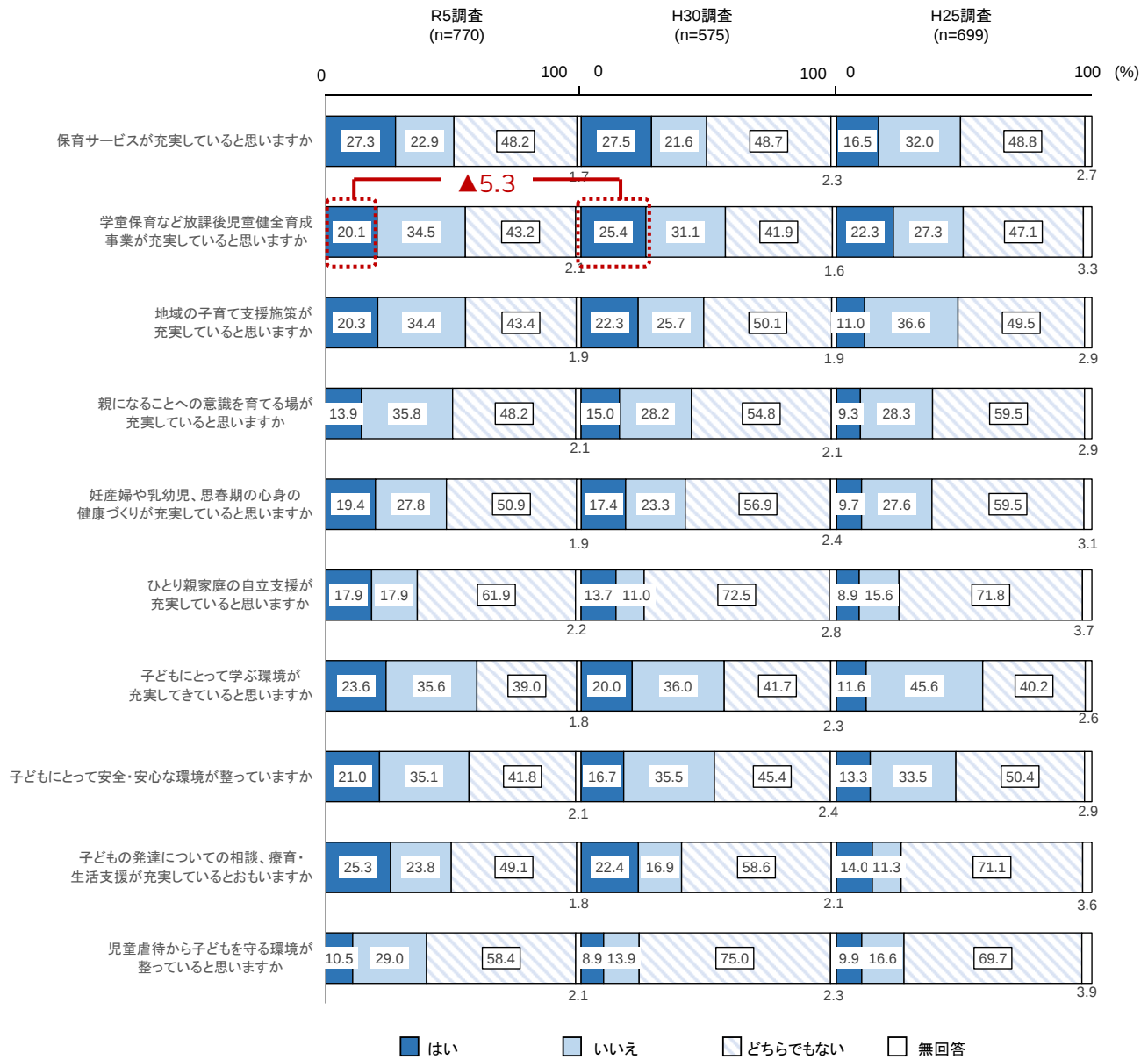
【摂津市の子育て施策に関する感じ方】

就学前児童の保護者



【摂津市の子育て施策に関する感じ方】

小学生の保護者

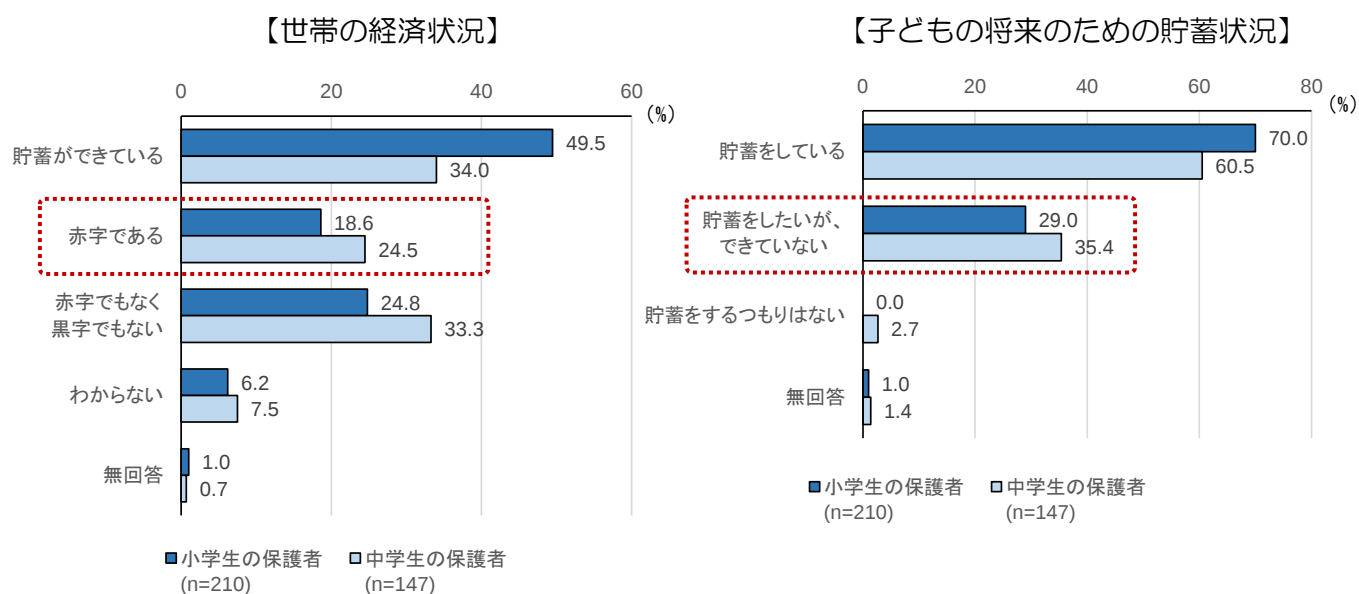


【2】子どもの生活に関する実態調査

(1)子育て世帯の経済状況

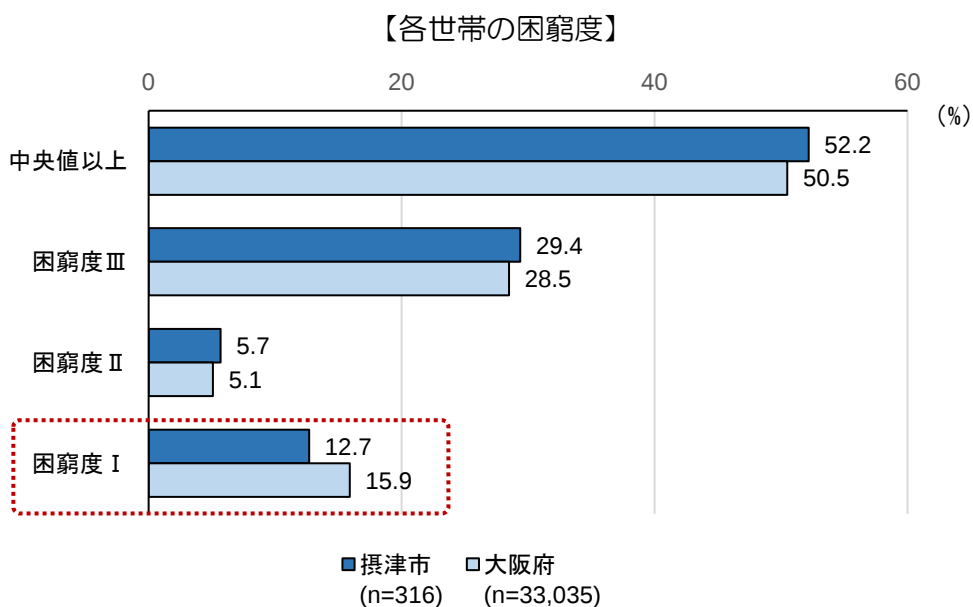
①子育て世帯の経済状況

小学生・中学生ともに「赤字である」の割合がおよそ2割となっています。また、子どもの将来のための貯蓄状況をみると、小学生・中学生の保護者ともにおよそ3割が「貯蓄をしたいが、できていない」と回答しています。



②各世帯の困窮度

大阪府全体と比較すると、結果に目立つ差はみられないものの、困窮度Ⅰの世帯は大阪府全体よりも3.2ポイント低くなっています。



※困窮度の分類について

子どもの生活に関する実態調査においては、貧困を多面的に測る指標として、「等価可処分所得」及びそれらを基に区分した「困窮度」を用いています。

- 「等価可処分所得」・・・世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得
- 「困窮度」・・・・・・・・分類は以下のとおりで、困窮度Ⅰの世帯の割合を「相対的貧困率」と呼びます。

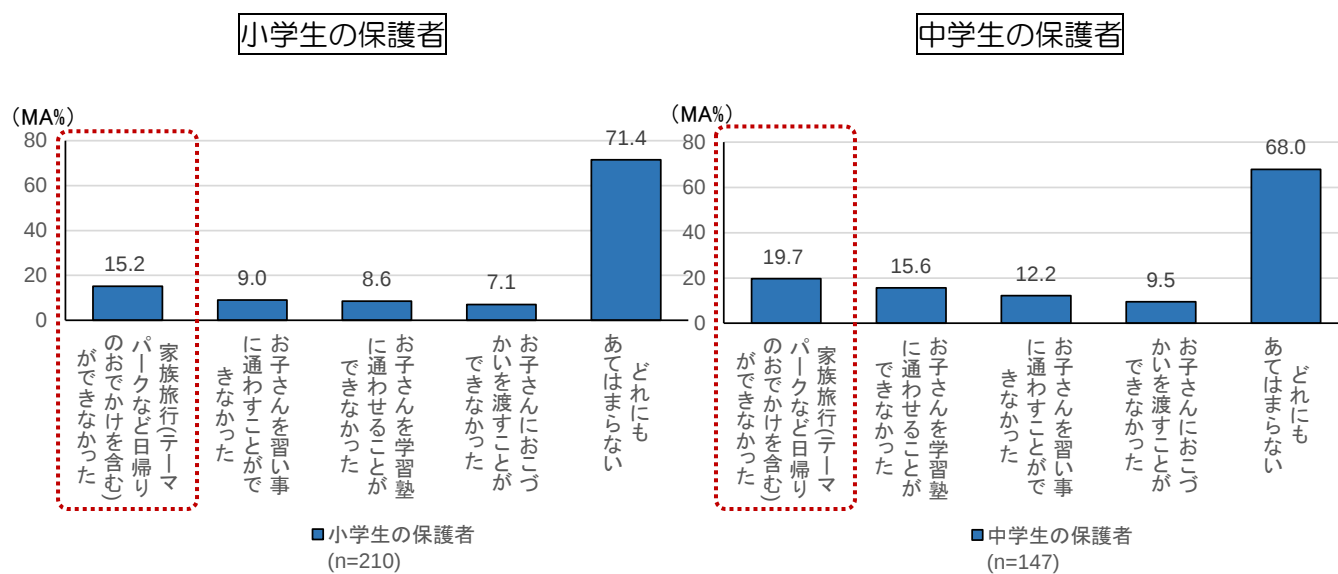
	摂津市	大阪府全体
等価可処分所得最大値		
中央値以上		
困窮度Ⅲ	288 万円	280 万円
困窮度Ⅱ	172 万円	168 万円
困窮度Ⅰ	144 万円	140 万円
等価可処分所得最小値		

③経済的な理由で子どもにできなかったこと

小学生・中学生の保護者ともに、およそ7割が「どれにもあてはまらない」と回答しており、その中でも経済的な理由で習い事や家族旅行ができないという回答が多く、生活上での不便等を感じている子どもは少なくなっています。

困窮度別にみると、家族旅行や学習塾などの回答傾向としては同じですが、困窮度Ⅰ～Ⅲに該当する場合は中央値以上に比べて回答率が増加しています。

【経済的な理由で子どもにできなかったこと（上位4位+どれにもあてはまらない）】



【困窮度別】上位3位

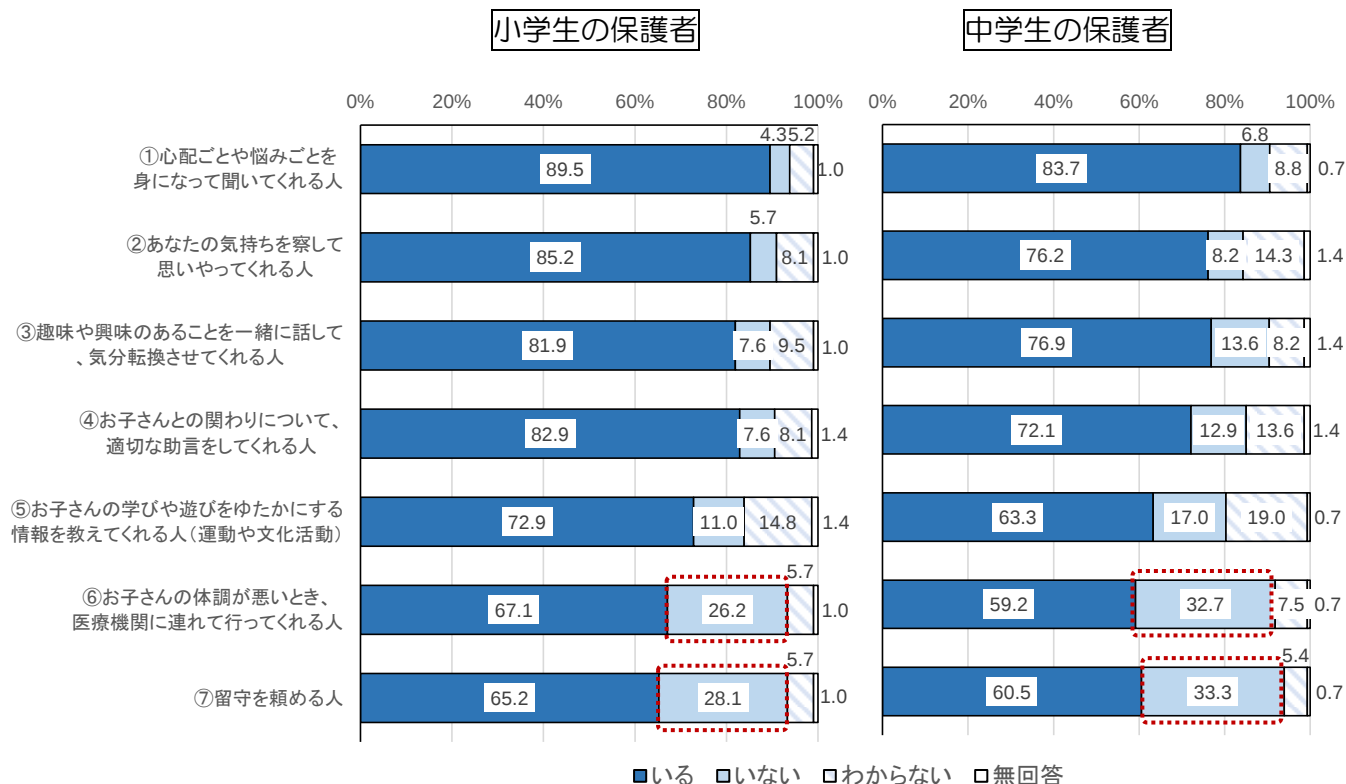
	中央値以上 (n=165)	困窮度Ⅲ (n=93)	困窮度Ⅱ (n=18)	困窮度Ⅰ (n=40)
1位	家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった (8.5%)	家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった (25.8%)	家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった (44.4%)	家族旅行(テーマパークなど日帰りのおでかけを含む)ができなかった (32.5%)
2位	お子さんを学習塾に通わせることができなかった (4.8%)	お子さんを学習塾に通わせることができなかった (15.1%)	お子さんを学習塾に通わせることができなかった (38.9%)	お子さんを習い事に通わすことができなかった (22.5%)
				お子さんを学習塾に通わせることができなかった (22.5%)
3位	お子さんに新しい服や靴を買うことができなかった (1.8%)	お子さんを習い事に通わすことができなかった (14.0%)	お子さんにおこづかいを渡すことができなかった (33.3%)	お子さんにおこづかいを渡すことができなかった (20.0%)

(2)子育ての困難等に対する支援

①生活や子育てを支えてくれる、または手伝ってくれる人の有無

小学生・中学生の保護者ともに「⑥お子さんの体調が悪いとき、医療機関に連れて行ってくれる人」「⑦留守を頼める人」がいない割合が3割前後となっており、保護者が動けない場合に支援してくれる人が求められています。

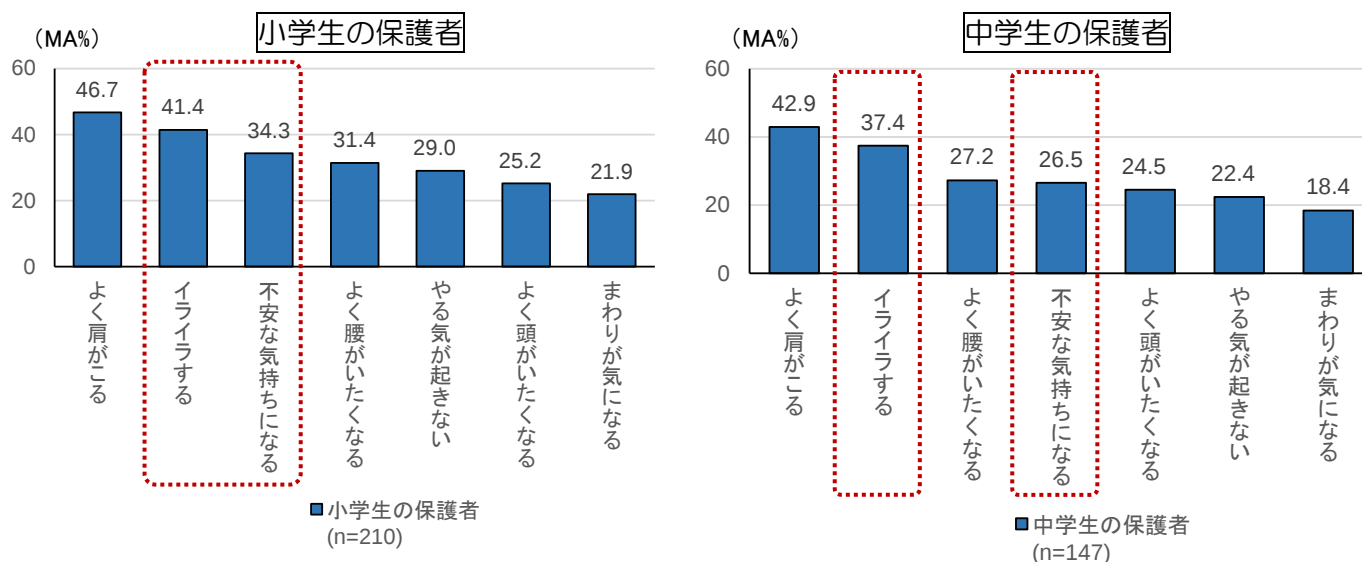
【生活や子育てを支えてくれる、または手伝ってくれる人の有無】



②保護者が自分の体や気持ちで気になること

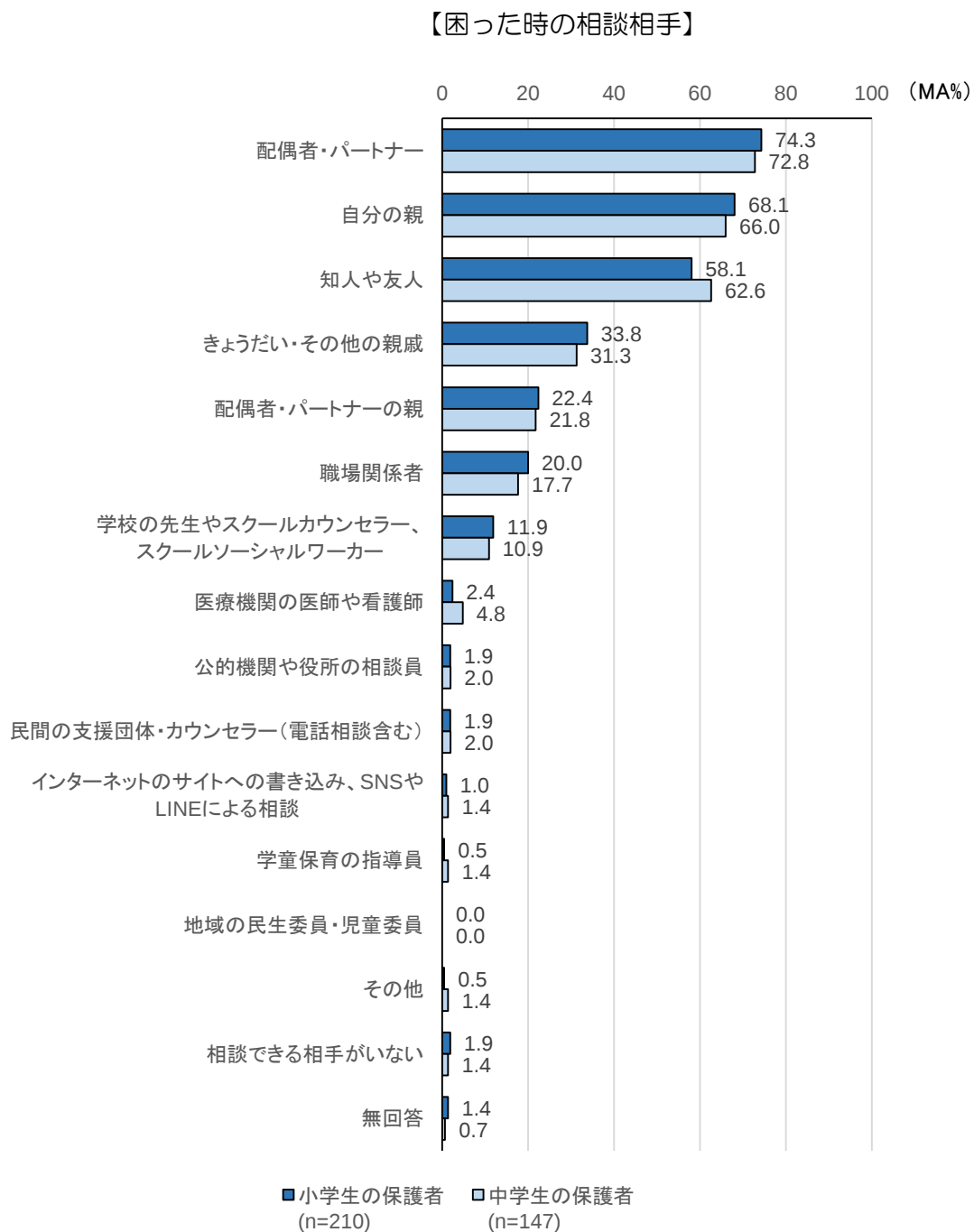
小学生・中学生の保護者ともに「よく肩がこる」、「イライラする」、「不安な気持ちになる」、「よく腰がいたくなる」が上位に挙がっており、子育てをする保護者の心身の不調やストレスを解消できる支援が求められます。

【保護者が自分の体や気持ちで気になること（上位7位）】



③困った時の相談相手

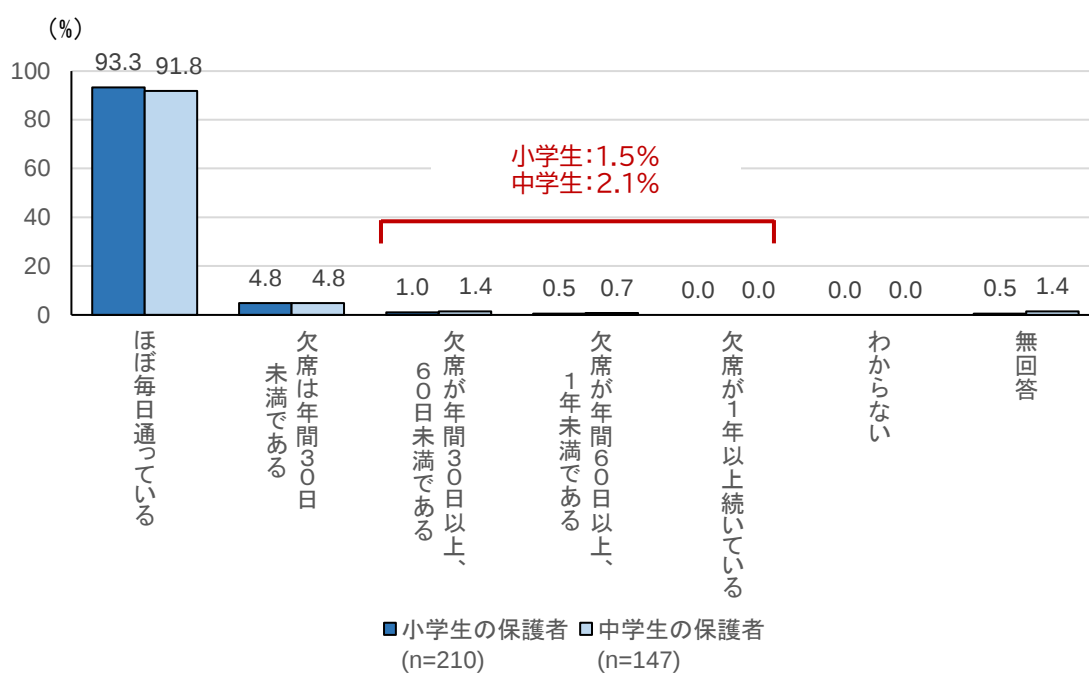
小学生・中学生の保護者ともに「配偶者・パートナー」、「自分の親」、「知人や友人」、「きょうだい・その他の親戚」など身近な人が上位かつ同順位となっており、それぞれの回答の割合は高くなっています。一方で、「相談できる相手がいない」の回答も若干数みられ、また「地域の民生委員・児童委員」の回答がみられなかったことから、民生委員・児童委員の役割等の周知を図る必要があります。



(3)子どもの通学状況

子どもの通学状況は、小学生・中学生の保護者ともに「ほぼ毎日通っている」と回答した割合は9割を超え、欠席が年間30日以上の割合が小学生で1.5%、中学生で2.1%となっています。

【保護者からみた子どもの通学状況】

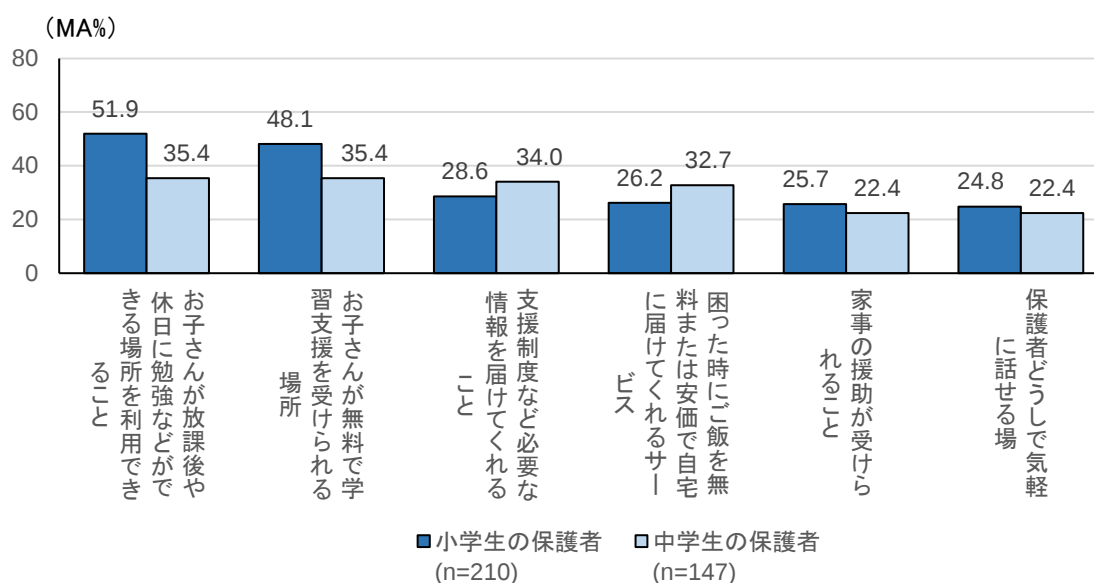


(4)地域の子育て支援

①身近にあるといいと思うこと

小学生・中学生の保護者ともに「お子さんが放課後や休日に勉強などができる場所を利用できること」、「お子さんが無料で学習支援を受けられる場所」、「支援制度など必要な情報を届けてくれること」、「困った時にご飯を無料または安価で自宅に届けてくれるサービス」が上位に挙がっており、子どもの学習環境や情報の周知、支援が必要な時のサービスの充実が求められています。

【身近にあるといいと思うこと（上位6位）】

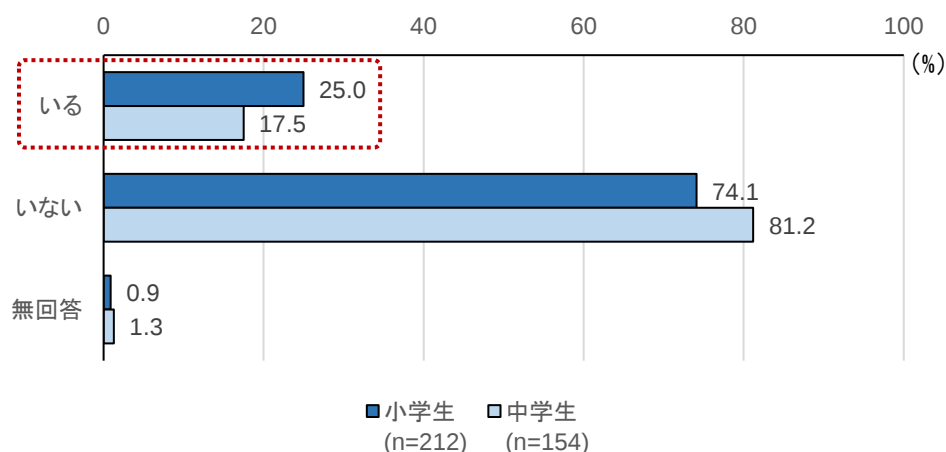


(5)ヤングケアラーについて

①家庭で子どもが世話をしている人の有無

小学生は 25.0%、中学生は 17.5%が「いる」と回答しています。

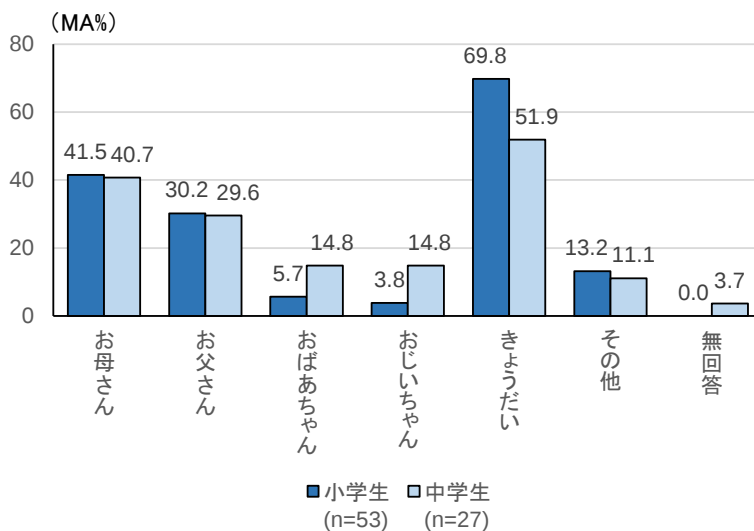
【家庭で子どもが世話をしている人の有無】



②世話をしている相手

小学生・中学生ともに「きょうだい」が最も多く、小学生がおおよそ7割、中学生がおおよそ5割となっています。次いで「お母さん」がおおよそ4割、「お父さん」がおおよそ3割となっています。

【世話をしている相手】

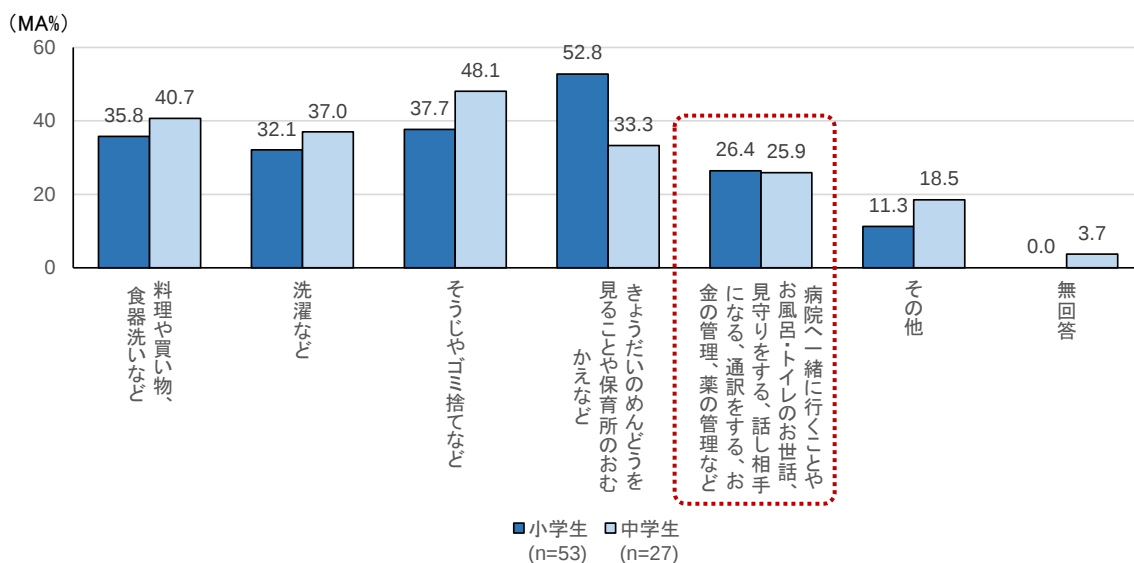


③世話をやっている内容

小学生は「きょうだいのめんどうを見ることや保育所のおむかえなど」が52.8%、中学生は「そうじやゴミ捨てなど」が48.1%で、それぞれ最も多くなっています。

項目の中で負荷の高い「病院へ一緒に行くことやお風呂・トイレのお世話、見守りをする、話し相手になる、通訳をする、お金の管理、薬の管理など」は小学生が26.4%、中学生が25.9%となっています。

【世話をやっている内容】

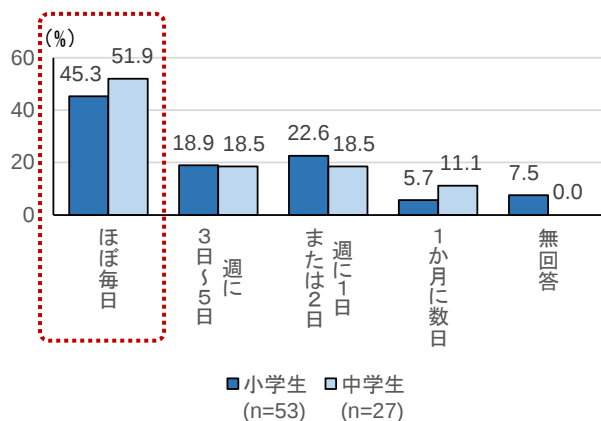


④世話をする頻度と時間

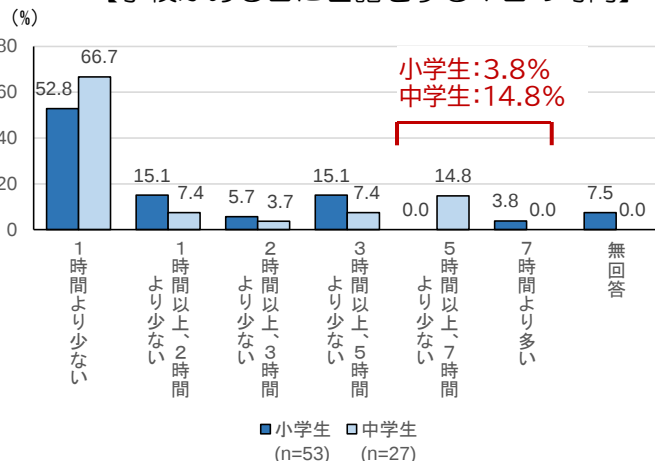
小学生・中学生ともに「ほぼ毎日」がおおよそ4～5割で最も多くなっています。

時間については「1時間より少ない」が全体の半数以上を占めている一方で、長時間家族の世話をしている回答もみられ、小学生は「7時間より多い」が3.8%、中学生は「5時間以上、7時間より少ない」が14.8%となっています。

【世話をする頻度】



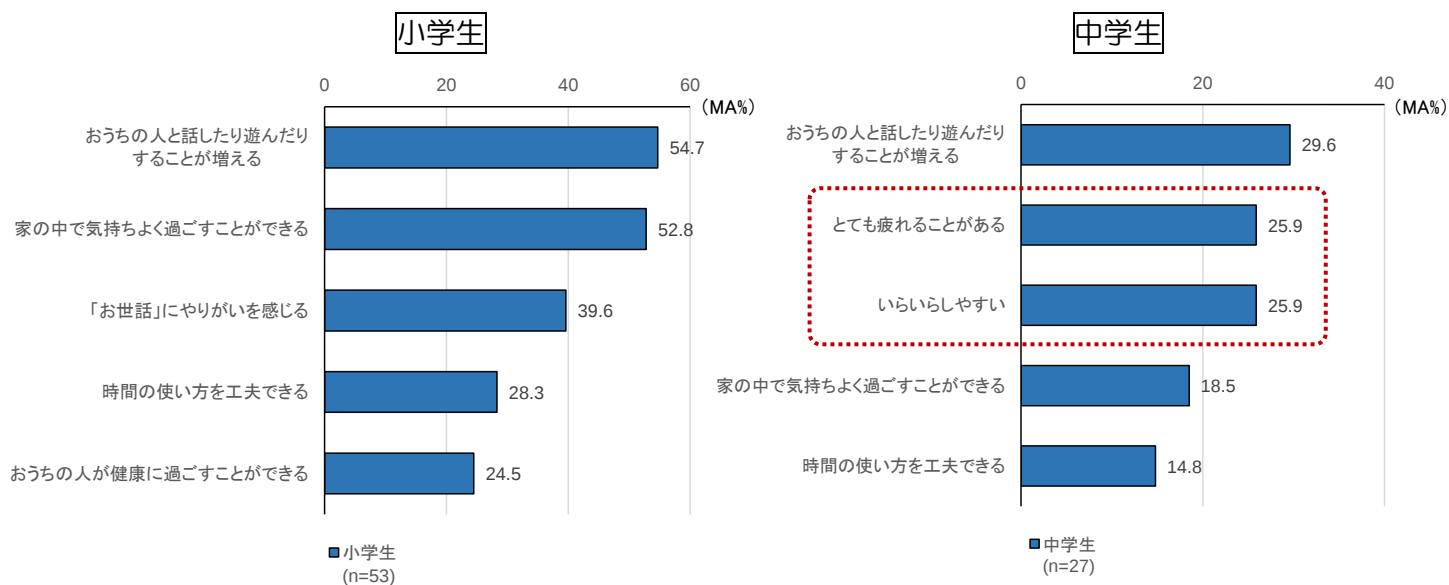
【学校がある日に世話をする1日の時間】



⑤世話をしていることの影響

小学生は「おうちの人と話したり遊んだりすることが増える」、「家の中で気持ちよく過ごすことができる」、「お世話」にやりがいを感じる」などの肯定的な回答が目立つ一方、中学生は「とても疲れることがある」、「いらいらしやすい」など、精神的負担を感じている回答が多くみられます。

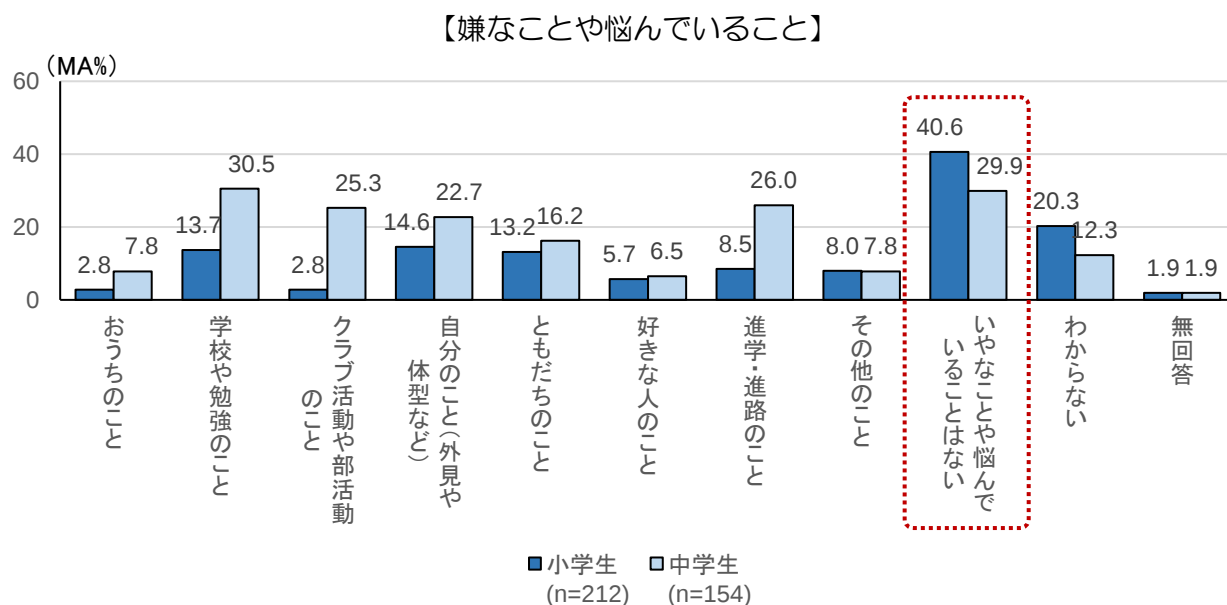
【世話をしていることの影響（上位5位）】



(6)子どもの普段の生活のことについて

①嫌なことや悩んでいること

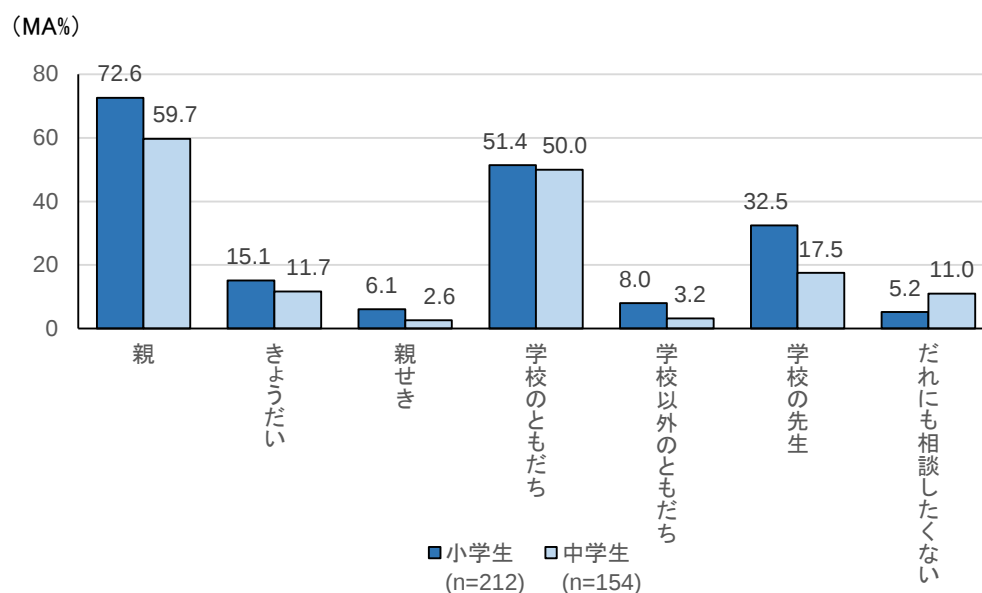
「いやなことや悩んでいることはない」は小学生がおよそ4割と最も多くなっているのに対し、中学生は2割強と低くなっており、中学生になると悩みなどが増えることがわかります。



②嫌なことや悩んでいることがある時の相談相手

小学生・中学生ともに「親」「学校のともだち」「学校の先生」が多くなっています。一方で、中学生は「親」「学校の先生」の回答が小学生よりも低く、「誰にも相談したくない」が小学生に比べて2倍の回答があり、年齢が上がるにつれて相談しづらくなることがわかります。

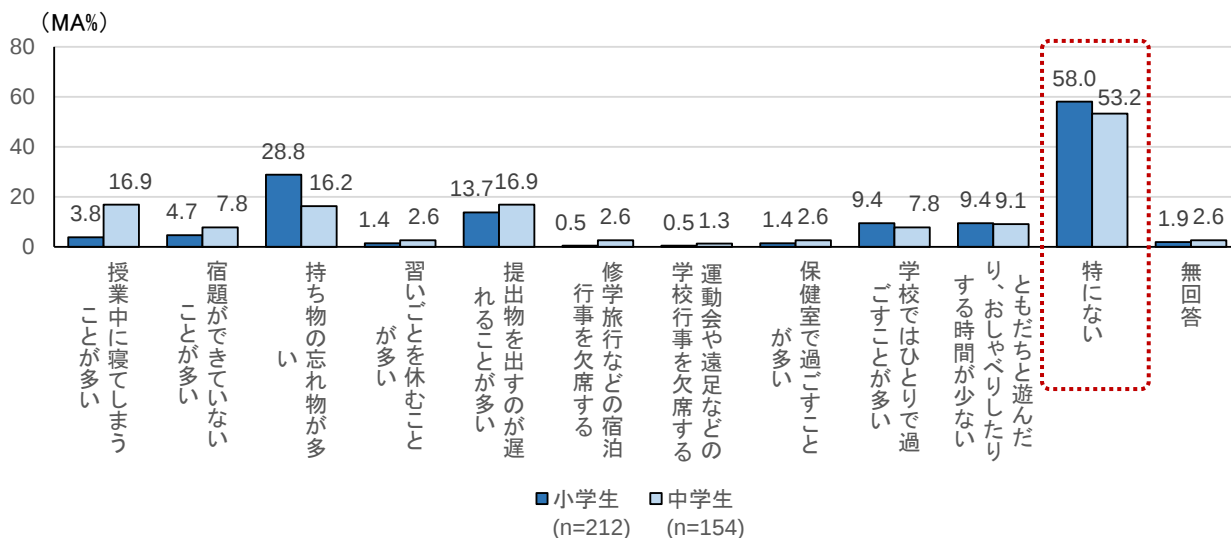
【嫌なことや悩んでいることがある時の相談相手（上位6位+誰にも相談したくない）】



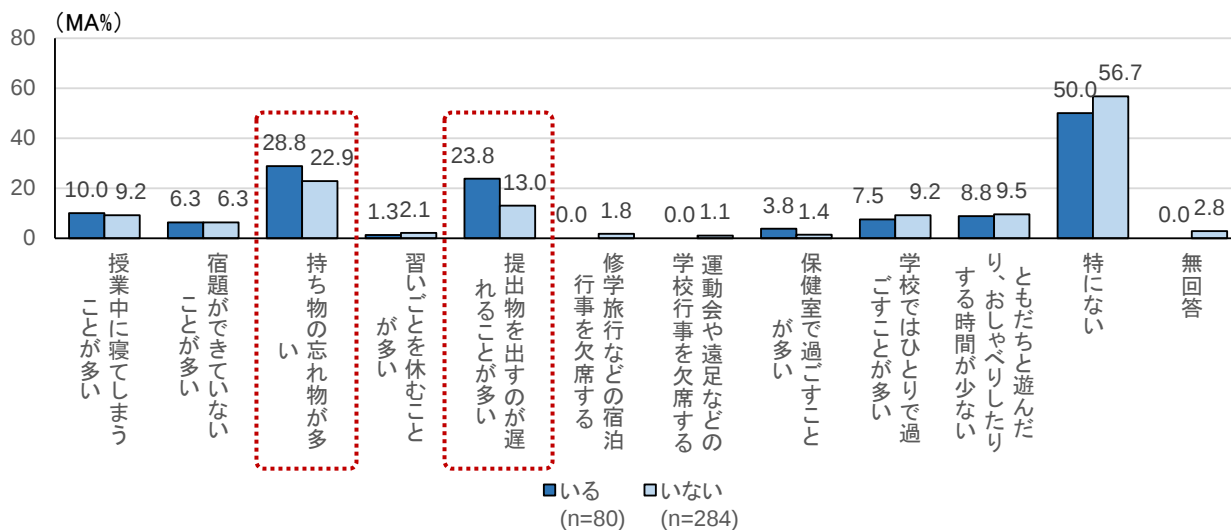
③学校や学校の行事等の状況

小学生・中学生ともに「特にない」の回答が5割を超えて高くなっています。小学生は「持ち物の忘れ物が多い」、中学生は「提出物を出すのが遅れることが多い」がそれぞれおよそ3割・2割となっています。自分が世話をしている人の有無別にみても同様の傾向がみられますが、中学生においては「提出物を出すのが遅れることが多い」よりも「持ち物の忘れ物が多い」が高くなっています。

【学校や学校の行事等の状況】



【自分が世話をしている人の有無別】



〔3〕ひとり親家庭等自立促進計画の策定に係るアンケート調査

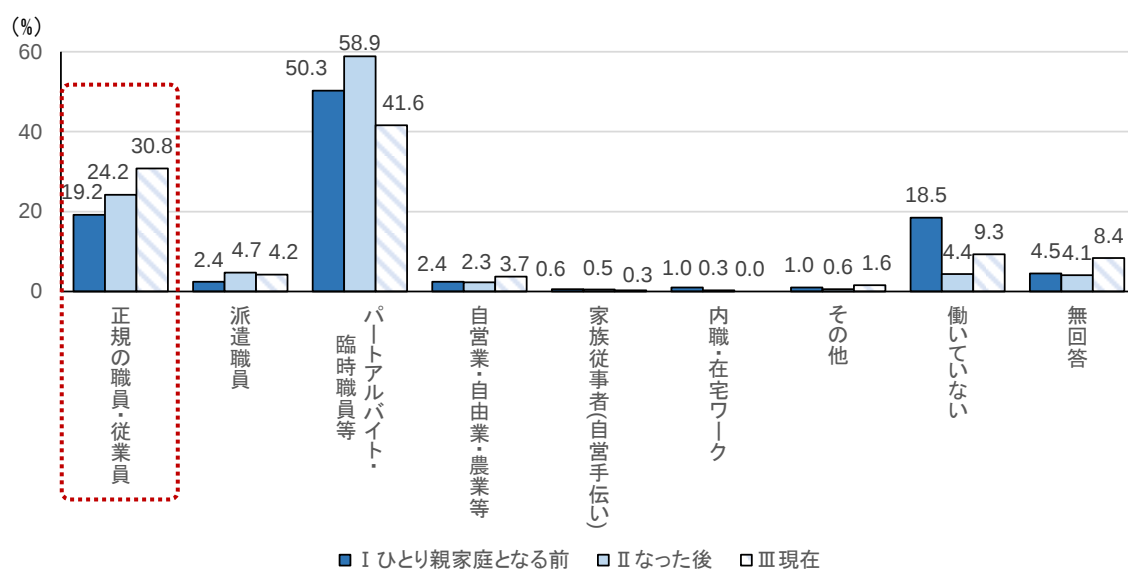
(1)就業・雇用、収入状況

①ひとり親家庭になる前後での仕事の変化

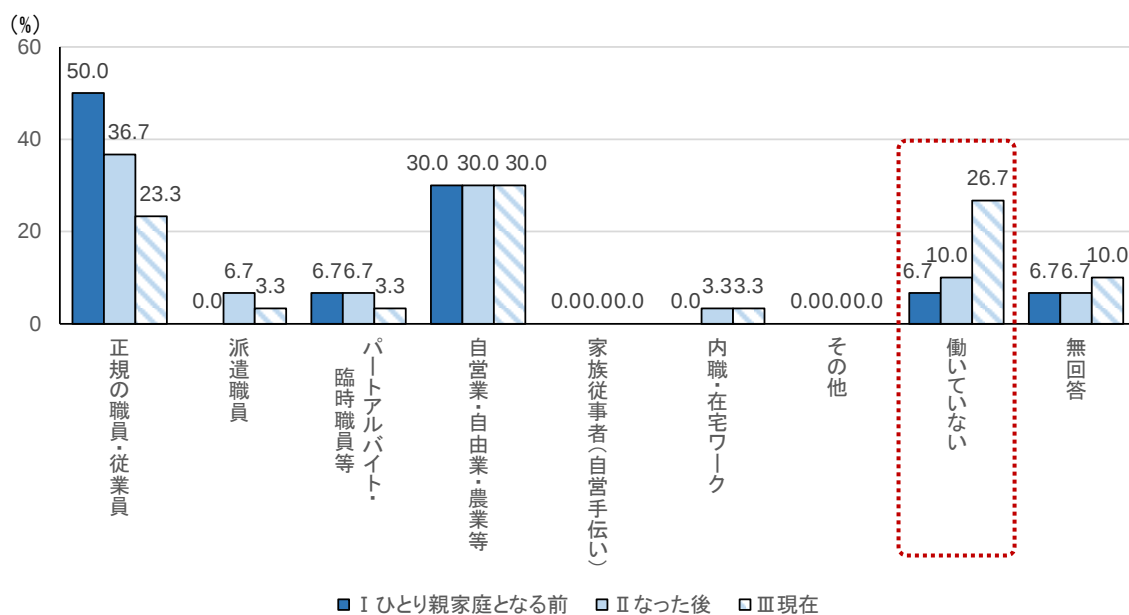
母子家庭は「正規の職員・従業員」がひとり親家庭になる前から現在にかけて増加し、「パート・アルバイト、臨時職員等」は減少しています。父子家庭は、「正規の職員・従業員」が減少し、「働いていない」はひとり親家庭になった後以降に大幅に増加しています。

母子家庭

【ひとり親になる前後での仕事の変化】



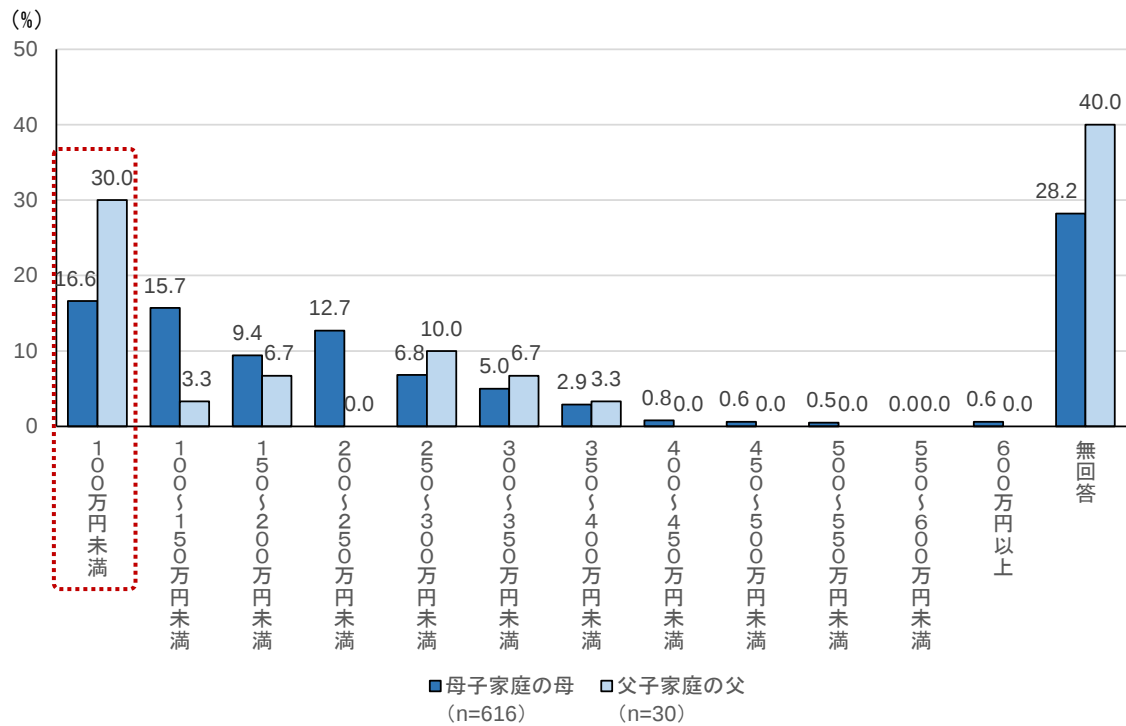
父子家庭



②就労による年間収入額

母子家庭、父子家庭とも、年間収入額は100万円未満が最も多く、過半数が200万円未満と回答しています。

【就労による年間収入額】

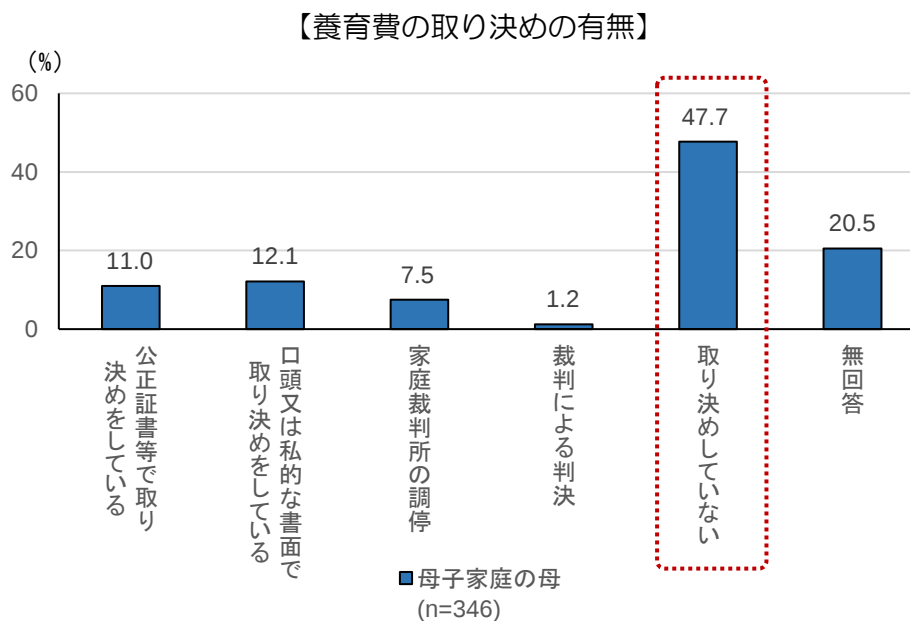


(2)養育費について

①養育費の取り決めの有無

母子家庭の母は、「取り決めていない」が最も高くなっています。

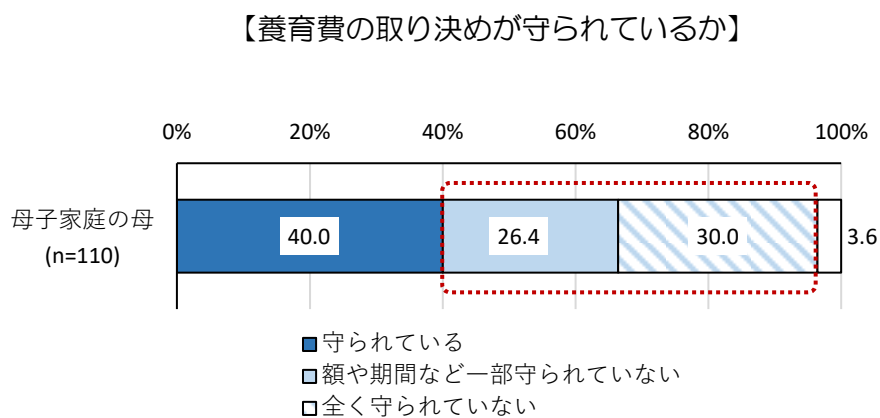
母子家庭



②養育費の取り決めが守られているか

取り決めている場合は「守られている」が4割となっていますが、「額や期間など一部守られていない」「全く守られていない」を合わせた『守られていない』回答は、5割を超えて高くなっています。

母子家庭

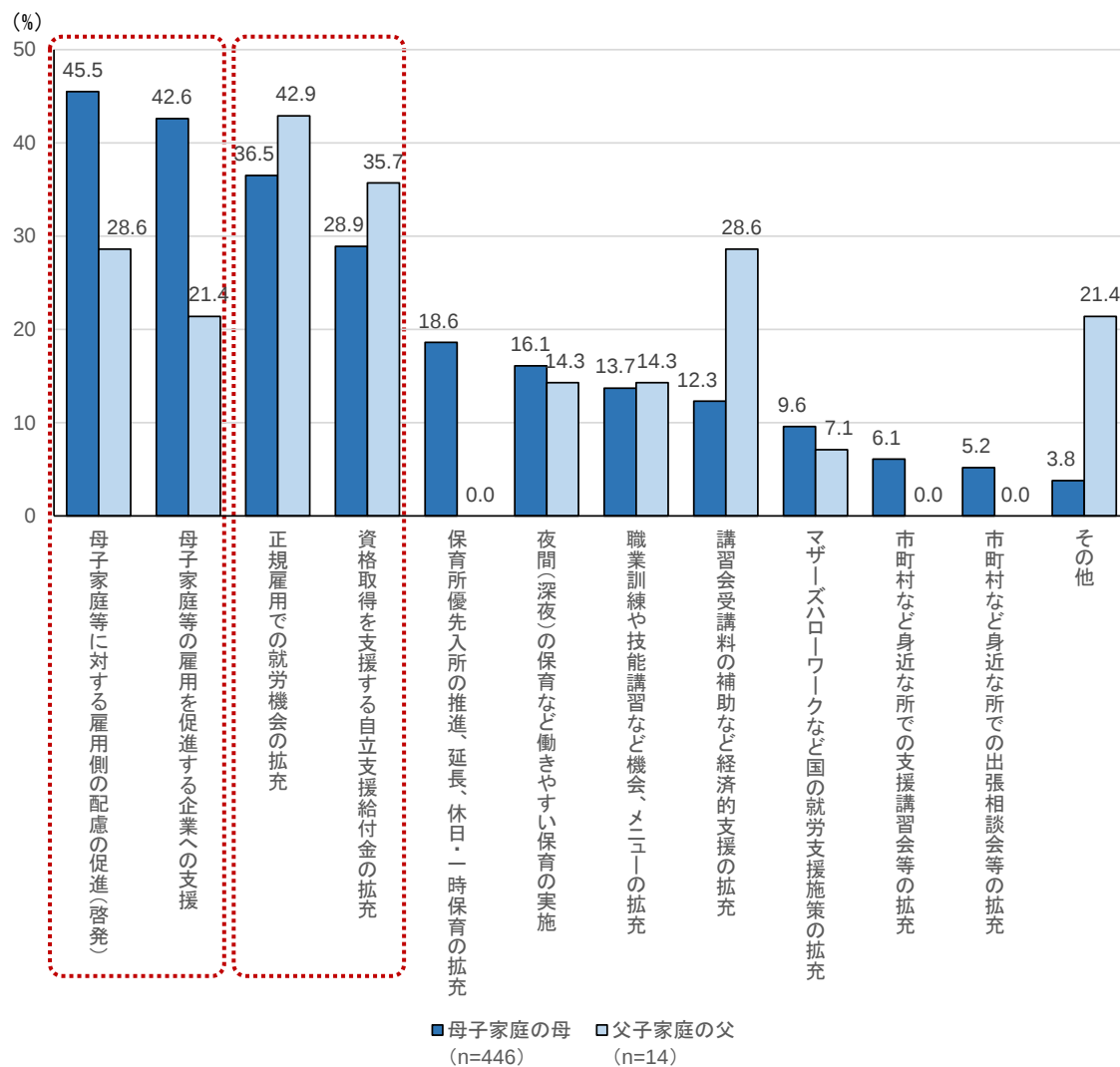


(3)労働環境について

①労働環境の改善について行政に望む施策

母子家庭は「母子家庭等に対する雇用側の配慮の促進（啓発）」、「母子家庭等の雇用を促進する企業への支援」を望む回答が多く、父子家庭は「正規雇用での就労機会の拡充」「資格取得を支援する自立支援給付金の拡充」を望んでいます。

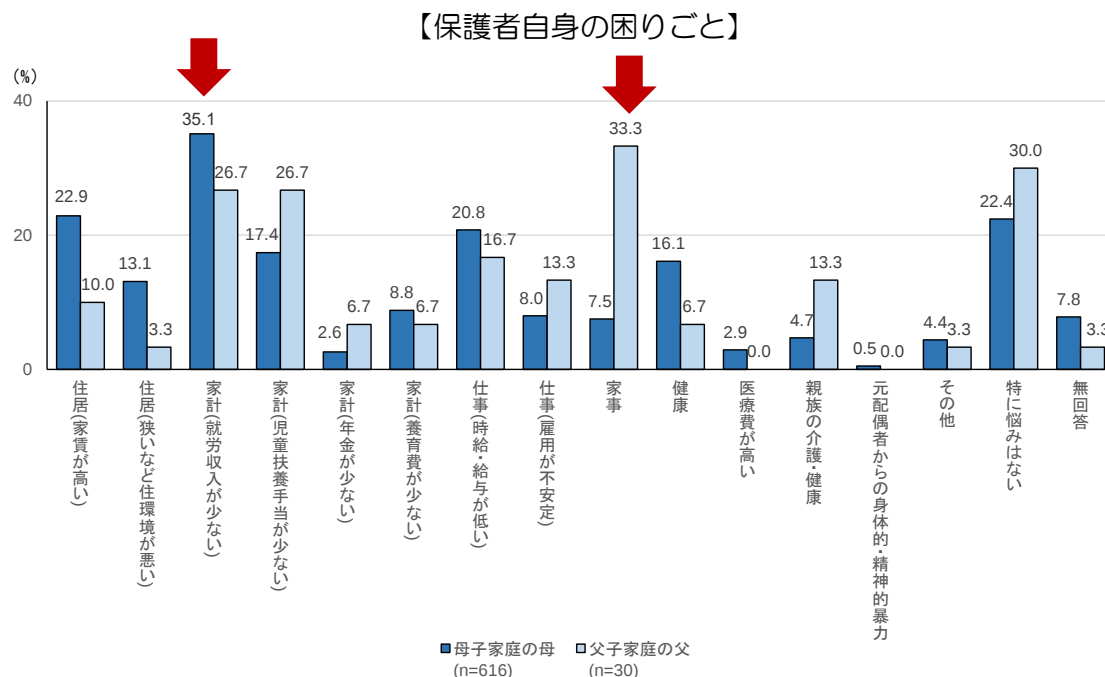
【労働環境の改善について行政に望む施策】



(4)ひとり親家庭で困っていること

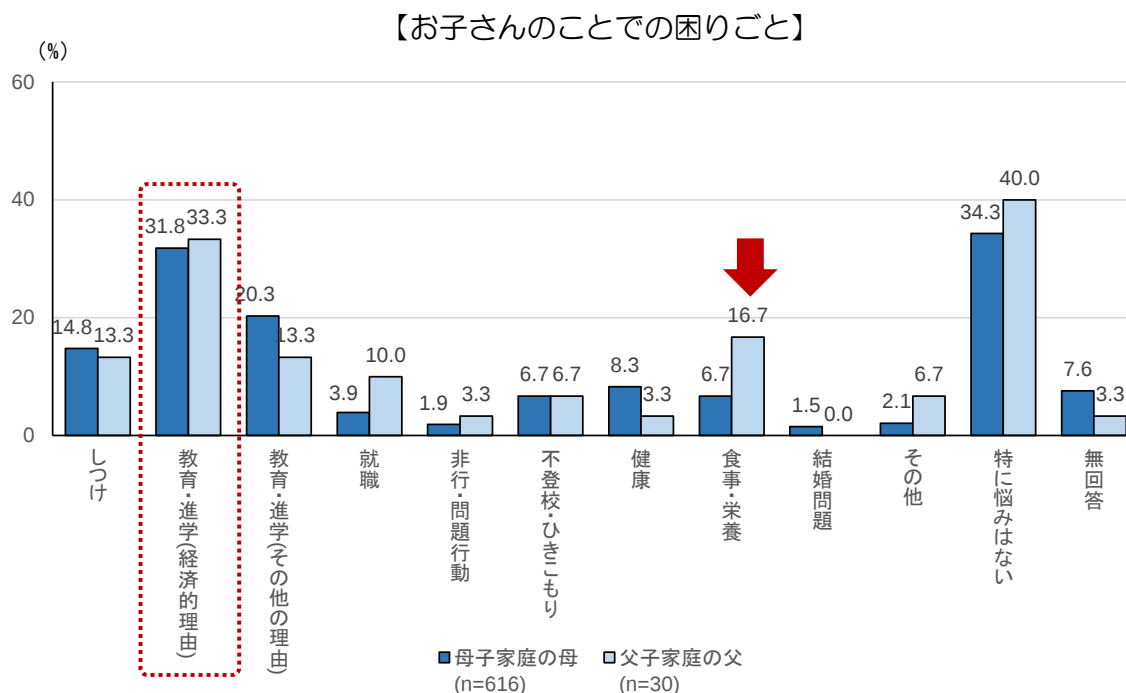
①保護者自身の困りごと

母子家庭は「家計（就労収入が少ない）」、父子家庭は「家事」が最も高く、父子家庭が家事で困っている割合は母子家庭のおよそ4倍となっています。



②お子さんのことでの困りごと

母子家庭・父子家庭ともに、教育・進学に関する困りごとが多く、「教育・進学（経済的理由）」が最も高くなっています。一方、父子家庭が「食事・栄養」で困っている割合は、母子家庭の倍以上となっています。

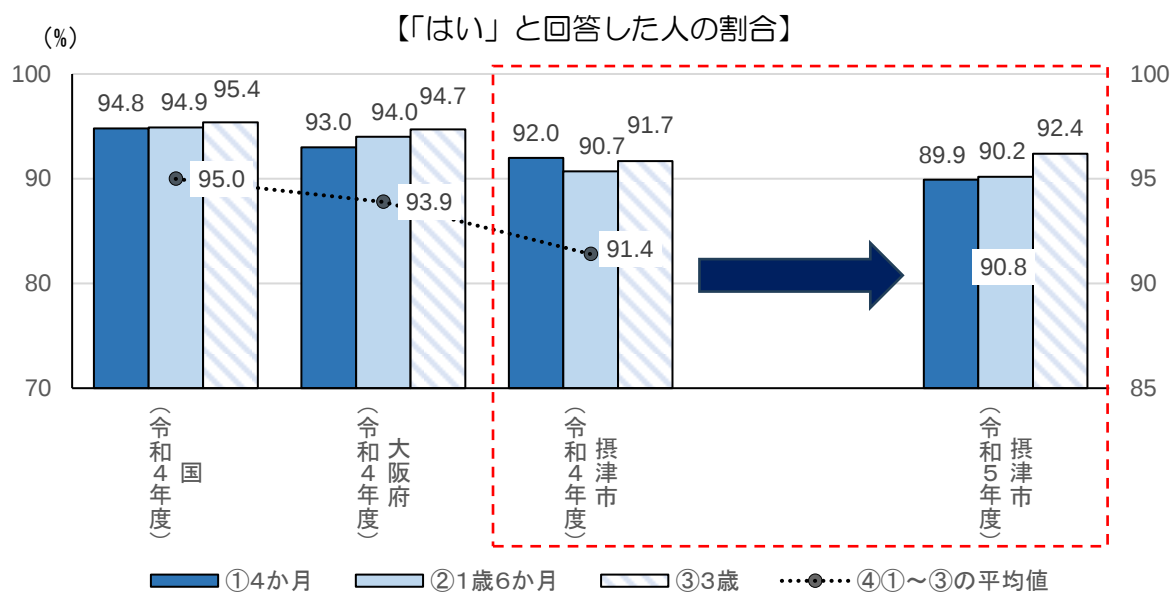


〔4〕令和4年度乳幼児健康診査問診

(1) 摂津市の妊娠・出産への支援等について

今後、摂津市で子育てをしたいと思う親の割合

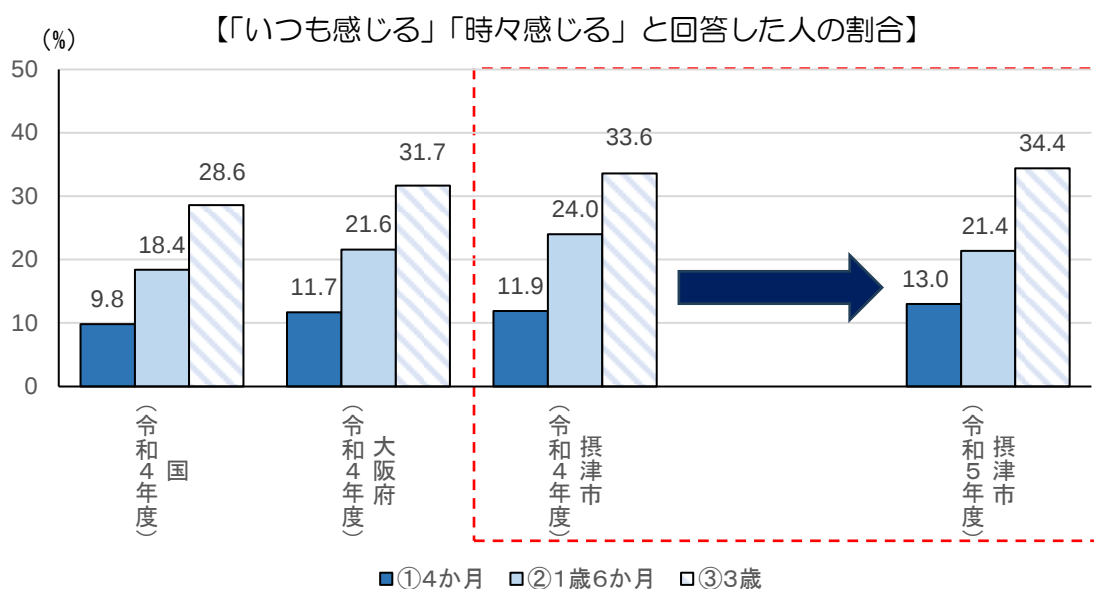
「はい」と回答した人の割合を調査対象者の子どもの年齢別にみると、いずれの年齢においても本市は国、大阪府と比べるとやや低くなっています。令和5年度の回答の割合は、3歳のみ微増し、その他の年齢は減少しています。



(2)子育てについて

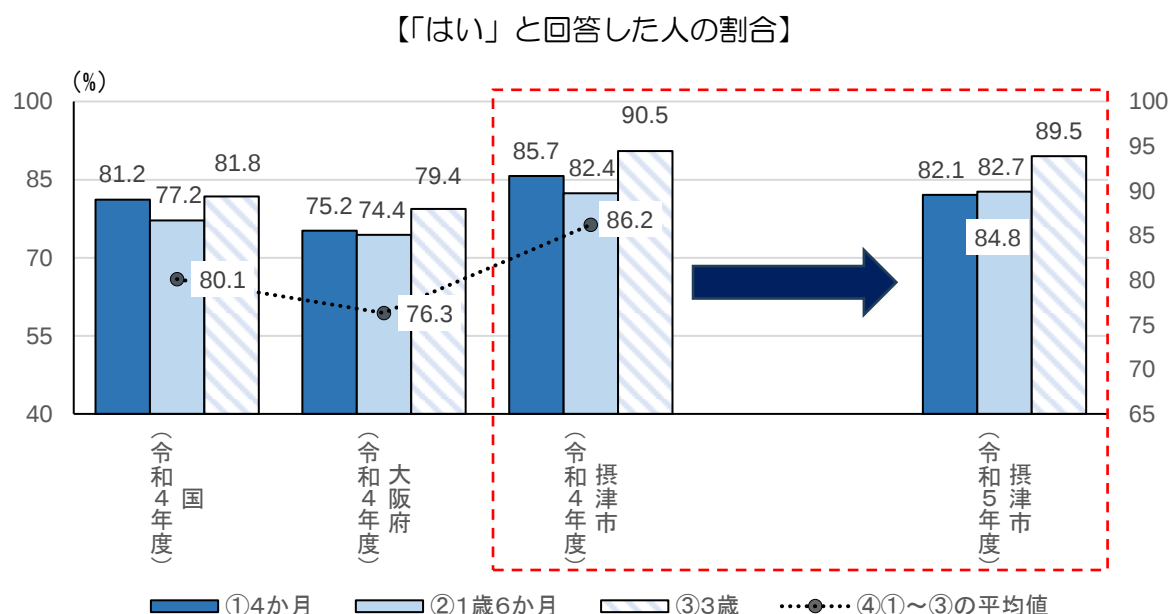
①子どもの育てにくさについて

育てにくさを「いつも感じる」、「時々感じる」と回答した人の割合を調査対象者の子どもの年齢別にみると、いずれの年齢においても本市は国、大阪府と比べると高くなっています。令和5年度の回答の割合は1歳6か月のみ2.6ポイントの減少がみられます。



②育てにくさを感じた時の相談先・解決方法について

(育てにくさを「いつも感じる」、「時々感じる」と回答した人に対して、) 育てにくさを感じた時に相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っているかという問いに対し、「はい」と回答した人の割合を調査対象者の子どもの年齢別にみると、いずれの年齢においても本市は国、大阪府と比べて高く、特に3歳は本市のみ9割を超えています。令和5年度の回答の割合は4か月、3歳は減少したものの、いずれの年齢も8割以上と高くなっています。



② 乳幼児期の体罰や暴言、ネグレクト等について

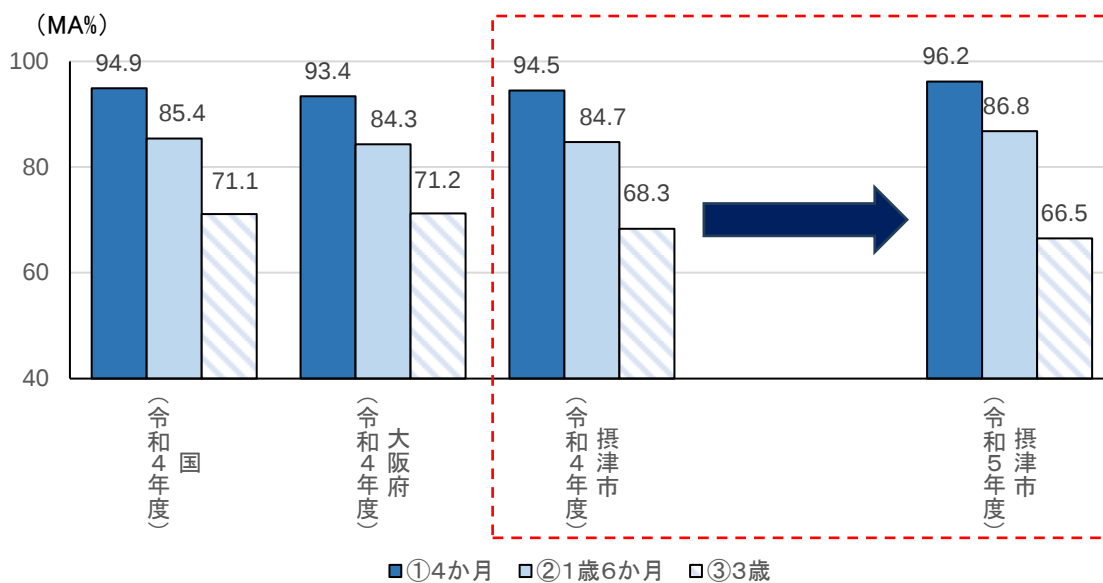
下記の選択肢※の有無について、「いずれにも該当しない」と回答した人の割合は、4か月、1歳6か月は国、大阪府と比べてもほぼ同程度の割合となっていますが、3歳は国、大阪府は7割を超えているのに対し、本市は7割を切っています。

※選択肢

- | | |
|------------------|---------------|
| ①しつけのし過ぎがあった | ⑤感情的な言葉で怒鳴った |
| ②感情的に叩いた | ⑥子どもの口をふさいだ |
| ③乳幼児だけを家に残して外出した | ⑦子どもを激しく揺さぶった |
| ④長時間食事を与えなかった | ⑧いずれにも該当しない |

※3歳は①～⑤、⑧のみ

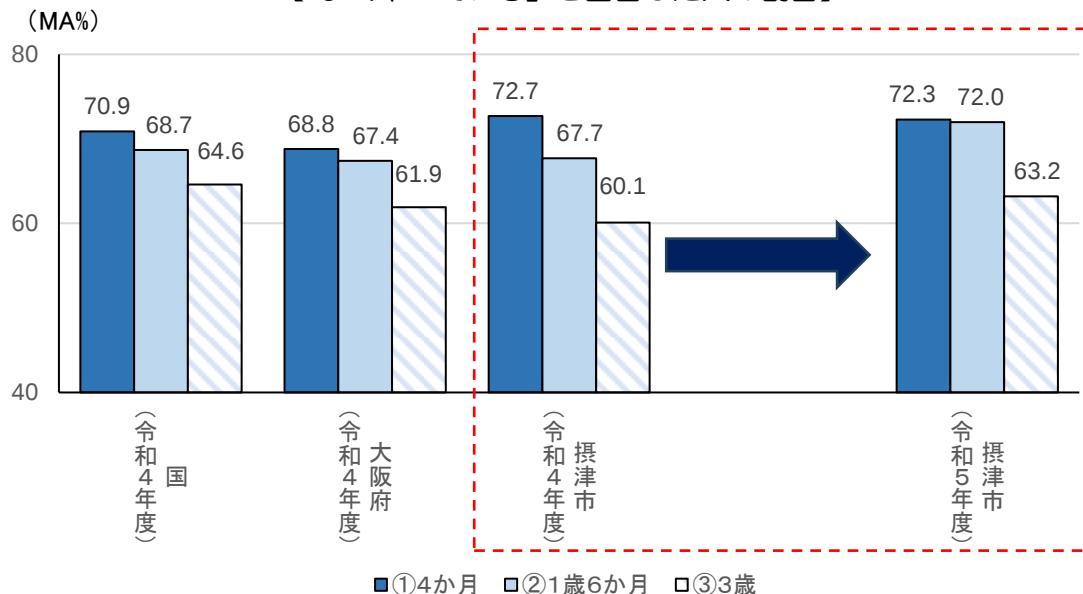
【「いずれにも該当しない」と回答した人の割合】



④積極的に育児をしている父親の割合

「よくやっている」と回答した人の割合は、いずれの年齢においても、国、大阪府と比べてもほぼ同程度となっています。

【「よくやっている」と回答した人の割合】



5 用語解説

【I】

ICT教育

情報通信技術(information and communication technology)を活用した学校教育のこと。デジタルテレビや教員用コンピューター、インターネット環境下での学生用タブレット端末などを用い、教育の質の向上を目指すもの。

【あ行】

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

国籍や人権、障害のあるなしなどにかかわらず、すべてのこどもがともに学び合う教育。

英語指導助手(ALT)

AssistantLanguageTeacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語をこどもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

親支援回復プログラム(MYTREE)

一般社団法人 MY TREE が開発した、子育てにつらさを感じている親による児童虐待の未然の防止及び再発防止を図ることを目的に実施するプログラムのこと。親自身が抱えている悲しみや怒りの感情と向き合い、親が本来持っている問題解決力及びセルフケア能力を回復させる。

【か行】

教育支援ルーム(パル・アミ・メイト)

不登校や登校渋りなど、外出や登校が出来ない小中学生に対して、再登校や社会的自立へ向けた支援を行うための教室。様々な活動を通して、安心して自己を表現し、自信を取り戻すことの出来る「心の居場所」となることを目的に運営している。

協働

市、市民活動を行う者、市民及び事業者が共通する目的・ビジョンの実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

グリーンベルト

歩道と車道が区分されていない道路において、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できるようにして交通事故を防止することを目的として設置している路面標示。

子ども食堂

地域のこどもたちが、無料やわずかな負担で食事をしたり、時間を過ごしたりできる場所。こどもからお年寄まで利用でき、地域の人々がつながる場所としての役割も担う。

コーホート変化率法

一定の期間内に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【さ行】

サポートプラン

支援の必要性が高い妊産婦・こども及びその家庭を中心に、当該支援対象者の課題と解決のため当事者ニーズに沿った支援方針を作成する過程で、支援対象者自身が、自らの課題と得られる支援内容を理解し円滑に支援を受け、状況の変化に応じた支援内容の見直しをすること、また、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施するためのもの。

さわやかフレンド

不登校の児童生徒に対して、話し相手や遊び相手、学習補助をする有償ボランティアのこと。

児童発達支援センター

児童福祉法に基づく、地域における障害児支援の中核としての役割を担う機関。高度で専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者、その他関係者に対し、相談、専門的な助言、その他必要な援助を行う。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いながら養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設。

社会資源

生活するうえで様々なニーズや問題解決のために使用する各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

主任児童委員

民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関することを専門的に担当する委員。学校をはじめ、児童関係機関や担当地域の民生委員・児童委員などと連携しながら、児童虐待などの児童に関する相談に応じ、問題解決に当たっている。

食育

生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

スクールカウンセラー

学校に配置され、心の問題の専門家として児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う。その多くは臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が学校や日常生活で直面する悩みについて、子どもと向き合うだけでなく、家庭をはじめ医療機関、福祉関係施設、警察など外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整し、解決を支援する専門職。社会福祉士や精神保健福祉士などが担うことが多い。

スーパーバイザー

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対して専門的な指導助言を行う専門家。スーパーバイザーによる個別ケースに対する指導助言、事例検討会などを行うことでスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの力量アップを図っている。

青少年指導員

青少年の心身ともに健やかな成長を願い、その健全育成を地域ぐるみで推進するため、青少年に対する理解と愛情があり、健全育成に対する熱意を持つ人に摂津市教育委員会が委嘱している。

【た行】

地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育（定員6～19人を対象で保育を行う）、家庭的保育（保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う）、居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う）及び事業所内保育（事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもの保育を行う）を行う事業。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。

チーム学校

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校。

つどいの広場

子育て中の親子が気軽に交流できる場を提供し、育児相談や情報提供などを行い、子育ての負担をやわらげ、安心して子育て・子育てができる支援を行っている地域子育て支援拠点事業の実施施設。

【な行】

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設。保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ。子育て支援の場も増えており、園外の家でも、子育て相談や親子の交流の場への参加などで、利用することができる。

ネグレクト

こどもに対し、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、家に閉じ込める等の行為を行うこと。

ノーマライゼーション

障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指すという理念。

【は行】

ファシリテーター

集会・会議などで、テーマ・議題に沿って発言内容を整理し、発言者が偏らないよう、順調に進行するように口添えする役。

フレイル

加齢により、心や体のはたらきが弱くなった状態。

【ま行】

前向き子育てプログラム(トリプルP)

オーストラリアで開発された親向けプログラム。こどもの発達を促しつつ、親子のコミュニケーション、こどもへの問題行動への対処法など、それぞれの親子に合わせた方法に変えていくための考え方や具体的な子育て技術を学ぶ。こどもの自尊心を育み、育児を楽しく前向きにしていこうようにデザインされている。

ミドルリーダー

組織の中で教職経験や教育実践を踏まえた知恵や力量を活用して、学校のチーム化に貢献し、学校の課題解決に重要な役割を果たすことができる教職員のこと。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣より委嘱された非常勤の地方公務員であり、それぞれの地域において、常に地域住民の立場から生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめとした適切な支援やサービスへのつなぎ役の役割を果たします。福祉関係者と連携し住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

【や行】

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもとされています。

【ら行】

療育

発達に支援の必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

第1期摂津市こども計画
～こどもまんなかプラン～

令和7年（2025年）3月

編集・発行／摂津市 教育委員会事務局 こども家庭部 こども政策課

〒566-8555 大阪府摂津市三島1丁目1番1号

電話 06-6383-1111（大代表） 072-638-0007（代表）

ホームページ／<https://www.city.settsu.osaka.jp/>